

令和 7 年 6 月 定例会

長 和 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 3 0 日 開会
令和 7 年 6 月 1 6 日 閉会

長 和 町 議 会

令和 7 年 6 月 議会関係日程表

令和 7 年 5 月 3 0 日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
5	1 9	月		12:00 一般質問締切日
	2 0	火		9:30 議会運営委員会
	2 1	水		
	2 2	木		
	2 3	金		
	2 4	土		
	2 5	日		
	2 6	月		
	2 7	火		
	2 8	水		
	2 9	木		
	3 0	金	本 会 議	9:30 6 月定例会開会（議案の上程）
	3 1	土	休 日	
6	1	日	休 日	
	2	月	休 会	
	3	火	休 会	
	4	水	休 会	
	5	木	本 会 議	9:00 一般質問
	6	金	本 会 議	13:30 一般質問
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	1 0	火	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	1 1	水	休 会	
	1 2	木	休 会	
	1 3	金	休 会	
	1 4	土	休 日	
	1 5	日	休 日	
	1 6	月	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期 1 8 日間

第 1 号

(5 月 3 0 日)

議 事 日 程

令和 7 年 5 月 3 0 日

午前 9 時 3 0 分 開会

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 4 号 例月出納検査結果報告

日程第 4 報告第 5 号 令和 6 年度長和町土地開発公社事業会計決算について

日程第 5 報告第 6 号 令和 6 年度長和町一般会計繰越明許費について

日程第 6 承認第 1 号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第 7 承認第 2 号 専決処分した令和 6 年度長和町一般会計補正予算 (第 9 号) の承認について

(町長提出)

日程第 8 承認第 3 号 専決処分した令和 6 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号) の承認について

(町長提出)

日程第 9 承認第 4 号 専決処分した令和 6 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分した令和 6 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分した令和 6 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 2 承認第 7 号 専決処分した令和 6 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 (第 2 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分した令和 6 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 4 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 4 議案第 4 0 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 1 5 議案第 4 1 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 4 2 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 4 3 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 4 4 号 令和 7 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 4 5 号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて

(町長提出)

日程第 2 0 陳情第 2 号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める
陳情

日程第 2 1 委員会付託について

散 会

令和 7 年長和町議会 6 月定例会（第 1 号）

令和 7 年 5 月 3 0 日 午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（10 名）

1 番	阿 部 由紀子 議員	2 番	龍 野 一 幸 議員
3 番	荻 野 友 一 議員	4 番	佐 藤 恵 一 議員
5 番	田 福 光 規 議員	6 番	羽 田 公 夫 議員
7 番	原 田 恵 召 議員	8 番	小 川 純 夫 議員
9 番	渡 辺 久 人 議員	10 番	森 田 公 明 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽 田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高 明 君
教 育 長	藤 田 仁 史 君	総 務 課 長	清 水 英 利 君
総合政策課長	上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者	米 沢 正 君
保健福祉課長	小 林 義 明 君	産業建設課長	中 原 良 雄 君
教 育 課 長	笹 井 佳 彦 君	総務課長補佐	遠 藤 剛 君
代表監査委員	丸 山 淳 子 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	長 井 真 樹 君	議会事務局書記	若 林 美 穂 君
---------	-----------	---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和 7 年 6 月長和町議会第 2 回定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について、会議規則第 1 2 7 条の規定に基づき、議長において、7 番、原田恵召議員、9 番、渡辺久人議員の両議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（森田公明君） 次に、日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5 月 2 0 日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、議会日程を申し上げます。

お手元の議案書 2 ページを御覧ください。

5 月 2 0 日に開催されました議会運営委員会におきまして、会期の決定をいたしました。

本日 5 月 3 0 日、6 月定例会の開会でございます。

6 月 5 日及び 6 月 6 日にかけて一般質問が行われます。

6 月 5 日、5 名の議員からございます。6 月 6 日、2 名の議員からございます。

6 月 9 日、社会文教常任委員会、6 月 1 0 日、総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

6 月 1 6 日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は 1 8 日間となります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日 5 月 3 0 日から 6 月 1 6 日までの 1 8 日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日 5 月 3 0 日から 6 月 1 6 日までの 1 8 日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君） ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第４号から報告第６号までの報告案３件、承認第１号から承認第８号までの専決承認案８件、議案第４０号から議案第４２号までの条例案３件、議案第４３号及び議案第４４号の令和７年度補正予算案２件、議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて１件、陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情１件、合計１８件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第３ 報告第４号 例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君） 日程第３ 報告第４号 例月出納検査の結果について、代表監査員から報告を求めます。

丸山淳子代表監査員。

○代表監査委員（丸山淳子君） おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書の５ページをお開きください。

報告第４号

令和７年５月３０日

長 和 町 長 羽 田 健一郎 様

長和町議会議長 森 田 公 明 様

長和町監査委員 丸 山 淳 子

〃 小 川 純 夫

例月出納検査結果報告（令和６年度４月分）

（令和７年度４月分）

令和７年５月２７日、令和６年度４月分及び令和７年度４月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、議案書６ページから１３ページを御覧ください。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第４ 報告第５号 令和６年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（森田公明君） 次に、日程第４ 報告第５号 令和６年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

議案書の14ページをお開きをお願いいたします。

令和6年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月9日開催の土地開発公社役員会におきまして御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い報告をするものでございます。

決算の内容につきましては、懸案事項であります細尾団地の残区画の販売には至らず、経常経費に伴うのみの決算となっております。

細尾団地は販売を開始してから既に約28年ほど経過をしておるということで、近接の土地売買の実績を勘案しながら、土地代の見直し等も考慮し、販売の道筋が立てられるよう努力してまいりたいと存じます。

引き続き、土地開発公社理事会で御意見を頂戴し、事業を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、添付しております資料の15ページから29ページまでの決算書を御覧いただければというふうに思います。

以上、報告とします。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第6号 令和6年度長和町一般会計繰越明許費について

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第6号 令和6年度長和町一般会計繰越明許費について報告を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） おはようございます。

それでは、議案書30ページをお願いいたします。

報告第6号 令和6年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により御報告させていただきます。

31ページに移っていただきまして、令和6年度長和町一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

まず、初めに、款5 農林水産業費、農業費の鳥獣被害防止柵総合対策整備交付金事業につきましては、国より過疎地域等のいわゆる6法指定地域の中山間地域に該当する場合は、令和6年度の国の補正予算を積極的に検討するよう指示があり、令和7年度1月補正で予算化をした事業でございます。資材の納品等が間に合わないことなどにより、年度内に完了することが困難となったため、繰越しをしたものです。事業の完了は、令和7年12月末を予定してございます。

同じく、農業費の町単耕地応急工事事業につきましては、令和元年災害で被災した五十鈴川の人道橋の復旧工事に伴う河川法等の申請に当たって上田建設事務所との協議に不測の日数を要したため、繰り越したものです。工事の完了は、7年9月中を予定しております。

同じく、林業費につきましては、林道本沢線路肩復旧工事において、対象箇所の上流の災害復旧工事の完了を待って着手する必要があること、また崩落等の進行もあり工法選択の検討に時間を要したため、繰り越したものです。完了予定は、7年10月末を予定しております。

款6 商工費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、燃料費高騰等支援事業のいきいき券の配布と、町内事業者エネルギー高騰応援事業について、事業実施事業者である長和町商工会との協議により繰り越したものでございます。事業の完了予定につきましては、燃料費高騰等支援事業については令和7年11月末、町内事業者エネルギー高騰応援事業につきましては令和7年7月末を予定してございます。

次の款7 土木費、土木管理費の道路橋梁維持管理経費につきましては、町道古町長窪線側溝改修工事事業で、水路や河川の流量計算による工法の選択に時間を要したため、繰り越したものです。事業の完了は、8年2月末を予定しています。

同じく、土木管理費の道路メンテナンス事業につきましては、上五十鈴川橋梁保全工事の橋梁下部工の工法選択に当たり、河川の流化能力の計測等に時間を要したため、繰り越したものでございます。事業の完了は、8年2月末を予定しています。

最後になりますが、款8 消防費の防災対策費、新しい地域経済・生活環境創生交付金につきましては、国の令和6年度予算において繰越明許として計上されており、補助金の交付が令和7年度になるため、繰り越すものでございます。

令和6年度長和町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第 6 承認第 1 号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第 7 承認第 2 号 専決処分した令和6年度長和町一般会計補正予算（第9号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 8 承認第 3 号 専決処分した令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 9 承認第 4 号 専決処分した令和6年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 10 承認第 5 号 専決処分した令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第３号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第１１ 承認第 ６号 専決処分した令和６年度長和町介護保険特別会計予算（第４号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第１２ 承認第 ７号 専決処分した令和６年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別改正補正予算（第２号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第１３ 承認第 ８号 専決処分した令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第４号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第１４ 議案第４０号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

- ◎日程第１５ 議案第４１号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

- ◎日程第１６ 議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

- ◎日程第１７ 議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

- ◎日程第１８ 議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

- ◎日程第１９ 議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについて

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第６ 承認第１号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第１９ 議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

5月も末となり、長和の里におきましても田植え作業が一段落いたしまして、新緑鮮やかな季節から初夏の爽やかな風が心地よい季節へと移り変わる時期を迎えております。

議員各位におかれましては、日頃より町政運営に対し格別の御理解と御協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

本日ここに、長和町議会6月定例会を招集いたしましたところ、公私ともに御多用のところ御参集をいただき、本日から18日間の予定により御奮励いただきますことに深く感謝申し上げます。

また、6月は梅雨の時期にもなりますが、近年は非常に強い雨が降ったり、天候不順による強力な台風が発生したりと、秋頃までは十分に風水害を念頭に置きながら有事に備えておくことが肝要であり、行政といたしましても例年同様に降雨状況などに警戒してまいりますので、町民の皆様におかれましても、予報を含め、天候には十分御留意をいただきますようお願い申し上げます。

さて、私たちを取り巻く社会経済環境は、依然として大きな変化と課題の中にあります。全国的には、少子高齢化の進行と人口減少が続き、地域社会の持続可能性が問われております。特に、中山間地域におきましては、若年層の都市部流出や担い手不足が深刻化しており、当町においても例外ではありません。

経済面では、2025年の日本経済は、実質成長率プラス1.1%と、緩やかな回復基調にあります。春闘では5%を超える賃上げが実現し、政府による定額減税や年収の壁対策など、個人消費を下支えする政策も講じられております。

しかしながら、物価高やエネルギー価格の不安定さ、円安の影響は町民生活に重くのしかかっており、特に年金生活者や子育て世帯にとっては、日々の暮らしに直結する深刻な問題となっております。

加えて、近年の米の価格高騰は、町民の食生活と農業経営の両面において大きな影響を及ぼしております。2024年から続く猛暑や干ばつなどの異常気象、生産資材の高騰、農家の高齢化と離農の進行により、米の供給が不安定となり、価格は過去最高水準に達して家計への影響が顕著になっております。食費の増加は家計の圧迫につながり、他の商品やサービスへの支出が抑制されて、経済全体の消費が鈍化する可能性を含み、米価が高騰することにより、他の食材への需要が高まり、食材価格への影響が考えられるとともに、安定した食料供給を脅かし、社会的な不安を増大させることも指摘されるところでございます。米価の高止まりの問題に関しては、政府、企業、消費者、それぞれ主体が協力して解決していくことが必要だというふうに考えております。

一方で、農家にとって収益改善の機会ともなり得る状況であり、町としては、消費者と生産者の双方にとって持続可能な農業環境を整えることが求められておりますし、長野県内でも農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が課題となっており、地域資源を生かした農業の再構築が急務であると考えます。

また、米国のトランプ2期政権が誕生して今月20日で4か月が経過をしました。相互関税を切り札に各国に対し高い関税を課すなど、米国第一主義との考えを基軸とする一方的で強固な施策を

進めており、日本におきましても製造業の屋台骨とも言える自動車産業に強烈な逆風となることが懸念されております。関税措置が長引けば、大手自動車メーカーと比べて資金面など体力が少ない中小・零細企業は深刻な影響が及ぶと言われており、こうした意味でも日米における関税交渉で事態の打開につなげられるのか、政府の交渉力が問われるものと考えます。長和町民の皆様も、自動車関連の会社にお勤めする方も多く、今後の政府の取組や大手メーカーを含む関連事業所の動向に不安を覚えながら就労されていることと存じます。

これら一連の問題について、各自治体におきましても、知恵を絞り、できる対策に取り組んでおりますが、国におきましても、現状と将来を見据えながら有効な対策・対応を見極めていただき、さらに強靱に取り組んでいただきたいと望むところであります。

御案内のとおり、今年の１０月、長和町は合併２０年を迎えます。

地方分権の推進、財政基盤の強化、あるいは行政の効率化などを目的とした平成の大合併として、平成１７年に旧長門町と旧和田村が合併をして長和町が誕生し、それから歴史を刻んで２０年が経過をいたします。

これまでの間、町民の皆様や町に関係される多くの皆様のおかげでこの年を迎えることができますことに、私も共に大きな喜びを感じておりますし、行政の長といたしまして感謝の念に堪えません。

現在、９月２８日に記念式典を行う予定でイベントなどについて検討を進めておりますが、２０周年を喜んでいただける催しが行えればと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、昨年度を実証期間として運行を開始いたしましたデマンドバス「ながわごん」であります。これまで御指摘や確認された不備等につきまして可能な限り対応をさせていただき、多くのお客様に御利用をいただいております。

今後も、事業を受けていただいているＪＲバス関東株式会社様と引き続き利用状況などを検証しながら、よりよい運行に努めてまいりますので、町民の皆様の御理解をお願いを申し上げます。

現在、私は、町長として合併時より町政のかじ取り役を担わせていただいております。今年は５期目の任期の最終年となりますが、現任期の初めに掲げました８つの公約「しあわせ長和町新たなる挑戦」を揺るがぬ柱として、これまで町民皆様の生命、財産、そして安全を守る取組を推進し、日々の生活がよりよいものと感じられるよう、必要な施策を講じてまいりました。

そうした取組をしてまいりましても、なお人口減少に歯止めはかからず、高齢化率は国や県の数値を大きく上回っておりますが、少子化、高齢化に対する施策は、自治体で取り組める事業として他の市町村に先駆け、率先して取り組んでまいりました。

行政組織の見直し、再編につきましても、こうした変化する町の状況や職員数を考慮した働き方などを課題として、昨年１０月に機構改革を行い、この４月には厳しい財政状況の中、さらなる財源の確保に積極的に取り組み、入りを量りて出を制すの精神で、ふるさと納税事業に特化した部署を新たに設けさせていただき、返礼品の充実や新たな開拓を進めるため、庁内横断のプロジェクト

チームを設置し、体制強化を図っております。

私の町長としての現任期も残すところ半年余りであります。現段階で今後の進退について申し上げることは控えさせていただきますが、5期目を推進していくに当たり掲げました公約に責任を持ちながら、引き続き子育て施策や医療・福祉の充実、頻発化、激甚化する自然災害や感染症対策など、様々な課題に対する施策を進め、誰もが住みやすい、住み続けたい、持続可能な長和町の未来に向けて、最後までしっかりかじを取ってまいる所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今議会にお諮りさせていただきます議案について、それぞれ概要を説明を申し上げます。

まず、専決処分をいたしました条例であります。承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の改正が必要なもののについて、本年3月31日付で改正をさせていただいたものであります。

次に、補正予算の関係でございます。

最初に、承認第2号 専決処分した令和6年度長和町一般会計補正予算（第9号）について、御説明を申し上げます。

歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金繰入金、諸収入、地方債の補正が主なものとなっております。

歳出につきましては、議会3月定例会にお認めをいただきました補正予算の取りまとめ後に変動を来した国・県の補助事業に関わるもの、地方債に関わる事業の補正のほか、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものとなっております。

専決による補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,617万4,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は61億8,416万2,000円となりました。これにより、令和6年度の財政調整基金の取崩し額は、4,958万5,000円減の3億7,458万7,000円となりました。

次に、一般会計と同様に、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきました承認第3号 専決処分した令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）から、承認第8号 専決処分した令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に、保険税や保険料、補助金の確定、繰入金の精算に伴う歳入の補正、各種事務事業の精算に伴う歳出の補正が主なものとなっております。

次に、条例案件でございます。

議案第40号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、設置地番の枝番について改正するものでございます。

次に、議案第41号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定に

つきましては、リフト料金の見直しとレンタル料金を定める改正を行うものでございます。

次に、議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、インターネットコースに新たなプランを追加するために改正を行うものであります。

次に、議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）につきまして、主な内容について御説明を申し上げます。

まず、総務費の関係では、空き家対策総合支援事業で認定された危険空き家１棟の除去事業として５１０万円の増、また民生費関係では、物価高騰特別対策事業で、住民税所得割非課税世帯への支援金として９８０万円の増、農林水産業費の関係では、オーガニックビレッジ創出のためのみどりの食料システム戦略推進交付金として１２３万円の増、商工費の関係では、観光庁が募集したローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業の申請に伴う事業費として１,１１７万９,０００円の増、土木費の関係では、国の追加採択にありました道路メンテナンス事業につきまして、設計・監理委託料で２,６５３万円の増などが主なものになっております。

なお、これらの合計で、一般会計全体で５,９０５万２,０００円の増額補正となり、補正後の予算総額は６１億３,７０５万２,０００円となります。

次に、議案第４４号 令和７年度長和町公共下水事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）につきましては、資本費平準化債の借入額の増額に関わる補正予算となり、資本的収入を５００万円を増額し、補正後の総額を２億８４３万９,０００円とするものでございます。

最後に、議案第４５号 長和町和田財産区管理会補欠委員の選任につき同意を求めることについてであります。お一人の委員の体調が優れないため辞任の申出があったことから、補欠委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

私からの説明は以上になりますが、詳細につきましては担当者から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま１０時２分です。１０時１２分まで休憩といたします。

休 憩 午前１０時０２分

再 開 午前１０時１２分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。承認第１号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、承認第８号 専決処分した令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第４号）の承認について及び議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについては、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第１号から承認第８号までの専決処分の承認について及び議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについては、本日審議することに決定いたしました。

初めに、日程第６ 承認第１号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

議案書の３２ページを御覧いただきたいと思います。

承認第１号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第１７９条関係の規定により報告をし、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正概要でございますけれども、令和７年３月３１日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行うものでありまして、３４ページから改正文、４０ページから新旧対照表となっております。

改正内容が多岐にわたりますことから主だった改正点の概要のみ申し上げますが、まず、公示送達 of 公示事項について、これまでは条例に規定する掲示板に掲示するとしていた内容を、施行規則に規定する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、公示事項が記載された書面を規定する掲示板に掲示するか、町の事務所に設置した電子計算機の映像画面に表示したものを閲覧できる状態に置く措置を取るよう改めをいたします。

また、住民税の所得控除の関係で、一般的に大学生年代、１９歳以上２４歳未満ですけれども、の子らに関しては、所得が４８万円を超えると特定扶養控除が受けられなくなってしまいますが、一定額８５万円まで所得があっても控除が受けられるよう、新たに特定親族特別控除が創設され、令和７年分から適用されることになったため、関連する文言の追記を行いました。

さらに、軽自動車税種別割の関係で、これまで原付免許で運転できる車両は排気量が５０cc以下の原動機付自転車のみでございましたけれども、排ガス規制に伴い、排気量が５０cc以下の原動機付自転車の生産が今年の１１月をもって終了する見込みとなったことを受けまして、新基準として、排気量が５０cc超１２５cc以下で最高出力を４キロワット以下に制御した車両であれば原付免許でも運転できるよう道路交通改正法施行規則の一部が改正されました。これを受けまして、地方税法等の一部が改正が行われ、新基準の車両に関わる軽自動車税種別割の税額が２,０００円と定められたことから、関係条文の（５）を改め、必要な文言を追記し、附則条文においても必要な文言を加えるものでございます。

また、身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免申請につきまして、申請の際には運転免許証を掲示することが必須とされておりますけれども、マイナンバーカードと運転免許証の一体化

を受けまして、マイナ免許証が掲示された場合にも同様に対応するものと定められたことから、その取扱いを明確化するため必要な文言を追加いたしました。

なお、一部改正の条例文につきましては、長野県からの条例文の例に基づき改正を行うもので、施行日は令和7年4月1日となります。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第1号を採決いたします。承認第1号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第1号は承認されました。

次に、日程第7 承認第2号 専決処分した令和6年度長和町一般会計補正予算（第9号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） よろしくお願ひいたします。

議案書は、51ページからになります。

承認第2号 専決処分した令和6年度長和町一般会計補正予算（第9号）について説明させていただきます。

それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,617万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億8,416万2,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、地方自治法の規定により令和6年度内に事業を完了することができない見込みとなった事業につきまして7年度へ繰越しする事業について、新たに追加をお願いするものでございます。

今回追加をお願いしたい繰越明許費の詳細につきましては、58ページに記載してございますのでよろしくお願いいたします。

それぞれの繰越事業につきましては、さきの報告第6号 令和6年度長和町一般会計繰越明許費でも説明させていただきましたので、説明は省略をさせていただきます。

第3条の地方債の変更は、今回の専決に伴い起債の限度額の補正を行うものです。詳細につきましては、59ページに記載してございますので、御覧いただきたいと思います。

では、歳入歳出の説明をさせていただきます。

詳細は、61ページからになります。

まず、専決予算の全体の通した中身につきましては、歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定に伴う補正、基金繰入金、地方債の補正が主なものでございます。

歳出につきましては、議会3月定例会でお認めいただきました補正予算の取りまとめ後に変動を来した国、県の補助事業に係るもの、地方債に関わる事業の補正のほか、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものになっております。

それでは、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

まず、65ページをお願いいたします。

款10 地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴い、3,564万5,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。これによりまして、令和6年度の特別交付税の総額は2億7,564万2,000円となっております。

続いて、67ページをお願いいたします。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の関係では、障がい者自立支援給付費負担金の額の確定などにより564万6,000円の減、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金の関係では、社会保障・税番号制度システム整備費や物価高騰対応臨時交付金の確定により142万3,000円の増、目3 衛生費国庫補助金の関係では、新型コロナウイルスワクチン補助金や地域再エネ導入計画策定支援補助金の確定に伴い273万4,000円を減額する補正予算を計上させていただいてございます。

68ページをお願いいたします。

下段の款15 県支出金、項1 県負担金の関係では、先ほど国庫支援金で申し上げました障がい者自立支援給付費負担金の県のかさ上げ分の190万6,000円の減額をはじめ、おめくりいただきまして、69ページ中段の項2 県補助金においても、各事業の実績に伴う補助金の減額により、目2 民生児童費全体では218万7,000円の減、表の一番下、目5 商工費補助金では、県のUIJターン就業総合移住支援事業補助金について、交付対象者の確定により240万円を減額する補正予算を計上させていただきました。

70ページをお願いいたします。

中段からの款16 財産収入の関係では、目2 利子及び配当金におきまして、基金の利子配分額が決定したことから、当初予算におきましては財政調整基金利子に計上していた基金利子の予算をそれぞれの基金の利子へ登録を科目替えしたものでございます。

71ページをお願いいたします。

款17 寄附金の目3 ふるさと納税寄附金につきましては、寄附の実績により203万9,000円を減額する補正予算を計上させていただきました。

なお、令和6年度のふるさと納税寄附金の総額は1,518万2,000円となっております。

款18 繰入金の目2 財政調整基金繰入金につきましては、4,958万5,000円を減額補正する予算を計上させていただいております。

なお、令和6年度の財政調整基金繰入金、いわゆる取崩しは、予算ベースで3億7,458万7,000円となっております。

同じページの一番下になります。

款20 諸収入の目5 福祉企業センター事業収入の委託加工収入につきましては、大口の取引先の撤退により532万6,000円を減額しております。

72ページをお願いいたします。

下段の款21 町債につきましては、過疎対策事業、合併特例債等の充当事業に係る借入額の変更に係る補正でございます。

それでは、次に歳出について説明をさせていただきます。

74ページをお願いいたします。

中段からの款2 総務費の関係では、目4 財産管理費におきまして、ふるさと納税基金の関係で、支援業務委託料の実績により271万円を減額、また、ふるさと納税基金積立金を203万8,000円減額する補正予算を計上させていただきました。

なお、6年度末のふるさと納税基金の残高は7,346万円余となっております。

75ページになります。

目6 財政調整基金費につきましては、歳入でも説明させていただきました令和6年度各基金の利子額が確定いたしましたので、それぞれ補正をさせていただいております。

同じページの一番下、款2 総務費、目1 税務総務費の関係では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のいわゆる定額減税の調整給付金に係るものとして、実績に基づき208万4,000円の減額。次に、77ページの下段からになります。同じく、総務費の項8 ケーブル施設運営費では、施設利用料の収入見込みが固まったことから、歳出側でも126万8,000円の増額。この中で、施設整備基金も836万7,000円積み立てることとしております。

79ページに移っていただきまして、中段からの民生費、目1 社会福祉総務費の関係では、福祉医療費給付事業を実績に基づき391万1,000円の減額。次のページ、80ページになりますが、物価高騰対策支援給付金事業も、実績に基づき495万円減額するなどして、総額で1,038万9,000円の減額。目2 障がい福祉費においても、各給付事業の実績により694万7,000円の減額となっております。

少しページが飛びますが、83ページをお願いいたします。

目4 在宅福祉費の関係では、介護保険給付費の確定により介護保険特別会計への繰出金を1,011万6,000円減額する補正予算を計上させていただきました。

84ページをお願いいたします。

同じく、款３ 民生費、２ 社会福祉施設費では、歳入で申し上げましたが、企業センターの大口取引先の撤退により報償額を５３２万５,０００円減額する補正を計上してございます。

同じく、中段からの款３ 民生費、児童福祉費では、デジタル田園都市国家構想交付金事業で導入した保育園ＩＣＴシステムや、おめくりいただいた８５ページにございます目４ 子育て支援費の地方創生の子育て応援給付金事業の実績確定などにより、項３ 児童福祉費全体で４０４万１,０００円の減額を計上してございます。

８６ページから８７ページ、款４ 衛生費、項１ 保健衛生費の関係では、依田窪病院の施設整備負担金の確定や新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業の実績の確定によりまして、全体で４５６万円の減額を計上しております。

８８ページをお願いいたします。

款５ 農林水産業費、項２ 林業費の関係では、令和６年度の森林環境譲与税が確定いたしましたので、２１６万２,０００円の増額となっております。

なお、６年度の森林環境譲与税の総額は２,２１６万２,０００円となりました。

８８ページ下段から８９ページの款６ 商工費、項１ 商工費の関係では、制度資金の信用保証料、地方創生事業のＵＩＪターンの関係、ブランシュたかやまスキー場の施設改修工事などで、それぞれの事業が年度末に確定いたしましたので、商工費全体で１６６万２,０００円の減額となっております。

８９ページ下段から９０ページにかかりますが、款７ 土木費、項１ 土木管理費の関係では、道路メンテナンス事業の国庫補助金の確定に伴う財源振替などで６２０万７,０００円の増額となっております。

９１ページ下段から９２ページの教育費、項３ 中学校費の関係では、依田窪南部中の負担金の確定により５４２万８,０００円の減額を計上させていただいております。

以上、承認第２号です。令和６年度長和町一般会計補正予算（第９号）の説明とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

原田議員。

○７番（原田恵召君） 企業センターのところで、当初予算が１,５６３万７,０００円のところ、補正減で５３２万５,０００円を減額するという説明の中に、取引先の撤退という話があったんですが、それはどこの会社で、いつの話なのかをまず伺いたいと思います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） お答えをいたします。

大口取引の会社でございますが、そちらの会社が廃業ということで、取引が終わっております。会社名は丸子精工さんです。

令和6年度の年度当初頃廃業になってはおりますが、もう一社と契約が結べそうというようなところもありまして、その交渉を続けていたこともあり、補正が遅くなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 時期を確認したのは、実は補正していないんです。3月に補正すればよかったのにしてなくて、ここで1,500万を500万減額して1,000万にしているんです。これは係数整理じゃないので、事務の手落ちだと思いますが、どうですか。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 先ほども少し申し上げましたが、年度末までもう一社の新しい契約ができそうというところで取組をしておりましたが、3月で補正もできたかなと思っております。以後、気をつけたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 数字は合っているんでしょうし、おっしゃっているとおりだと思いますが。実は、昨年のこの議会で、専決をやたらに使うなという話をした中で、2つの歯科診療所と同和対策事業についてはちゃんと3月に補正していました。なので、できているかと思ったらできていない。やはり、こういうのを専決で使うのはおかしいと思いますので、ちゃんとしてもらいたいと思います。要望です。

○議長（森田公明君） 他に質疑ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第2号を採決いたします。承認第2号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

次に、日程第8 承認第3号 専決処分した令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、私より御説明を申し上げます。

議案書の97ページを御覧ください。

承認第3号 専決処分した令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。

続きまして、９９ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，４１６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億５，９７１万２，０００円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出におきまして、国民健康保険税県支出金並びに保険給付費等の額の決定及び実績に伴う補正となります。

１０５ページを御覧ください。

歳入につきましては、款１ 国民保険税につきましては、徴収実績によりまして５６６万８，０００円の減額、款２ 使用料及び手数料につきましても、一般被保険者督促手数料の実績から３万円の減額、款６ 県支出金、項１ 県負担金につきましては、保険給付費等の実績に伴い、交付金の決定によりまして２，８４６万９，０００円を減額するものでございます。

１０７ページを御覧いただきたいと思います。

歳出についてでございますが、款２ 保険給付費、項１ 療養諸費につきましては、医療費の給付実績の確定によりまして２，０２４万９，０００円の減額、項２ 高額療養費につきましても、医療費の給付実績の確定によりまして７７５万１，０００円の減額をお願いするものでございます。

１０８ページを御覧ください。

款３ 国民健康保険事業費給付金、項１ 医療費給付費分、項２ 後期高齢者支援金等分、項３ 介護納付金につきましては、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

１０９ページを御覧ください。

款６ 保険事業費、項１ 保険事業費につきましても、財源内訳の変更をお願いするものでございます。項２ 特定検査等事業費におきましては、特定健康診査等事業の実績によりまして９７万９，０００円の減額。

款１０ 予備費につきましては、今回の歳入歳出の補正によりまして５１８万８，０００円を減額するものでございます。

補正の説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第３号を採決いたします。承認第３号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第３号は承認されました。

次に、日程第９ 承認第４号 専決処分した令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別

会計補正予算（第２号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、御説明を申し上げます。

議案書の１１０ページを御覧ください。

承認第４号 専決処分した令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所特別会計補正予算（第２号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分させていただきましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。

１１２ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３５万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６４万１,０００円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和６年度分の歯科診療所の診療報酬額の確定に基づく補正となります。

１１８ページを御覧いただきたいと思います。

歳入につきまして、款１ 診療収入でございますが、歯科診療報酬の確定に基づき１３５万９,０００円を減額するものでございます。

１１９ページを御覧いただきたいと思います。

歳出におきまして、款１ 総務費、項１ 歯科施設管理費、目１ 歯科一般管理費について、歯科医師診療報酬も同額を減額するものでございます。

説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第４号を採決いたします。承認第４号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第４号は承認されました。

次に、日程第１０ 承認第５号 専決処分した令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、御説明を申し上げます。

議案書の１２０ページを御覧ください。

承認第5号 専決処分した令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分させていただきましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。

122ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億878万1,000円とするものでございます。

128ページを御覧いただきたいと思います。

歳入につきまして、款1 後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収の徴収実績に基づきまして130万1,000円の増額、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、実績に基づきまして38万9,000円の減額をお願いするものでございます。

129ページを御覧ください。

歳出につきましては、款1 総務費、項1 総務管理費、目2 徴収費につきまして、歳入の補正に伴い関係する科目につきましてそれぞれ減額、項2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、特別徴収保険料と普通徴収保険料の実績によりまして155万7,000円の増額をお願いするものでございます。

130ページを御覧ください。

款4の予備費につきましては、今回の歳入歳出の補正によりまして25万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第5号を採決いたします。承認第5号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第11 承認第6号 専決処分した令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書の131ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分した令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、

地方自治法の規定により専決をしましたので、報告し、承認をお願いするものでございます。

おめくりをいただき、133ページ、歳入歳出の補正では、歳入歳出それぞれ2,464万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億9,782万3,000円とするものでございます。

139ページからの歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入につきまして、介護給付費や交付額等の決定に伴う補正となっております。

142ページからは歳出となりますが、143ページの款2、項1 介護サービス等諸費につきましては、増加しました9月から12月分の給付費に比べ、その後の給付費が減額したため、目1の在宅での訪問や通所介護等の居宅介護サービス給付費が1,475万2,000円の減額、目3のグループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が549万2,000円の減額、目5の施設入所者等の施設介護サービス給付費が3,429万円の減額となったほか、給付実績等による減額となっております。

150ページの予備費につきましては、歳入歳出補正に伴い4,067万5,000円を計上いたしました。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第6号を採決いたします。承認第6号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第12 承認第7号 専決処分した令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）の承認についてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書の155ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分した令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法の規定により専決処分をしましたので、報告し、承認をお願いするものでございます。

おめくりをいただき、157ページの歳入歳出の補正では、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ719万4,000円とするものです。

163ページの歳入につきましては、年度末に住宅新築資金の過年度分収入3万円があり、歳出の予備費に充てさせていただきました。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第7号を採決いたします。承認第7号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第13 承認第8号 専決処分した令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書165ページをお願いいたします。

承認第8号 専決処分した令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法の規定により専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

議案書167ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,741万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、173ページをお願いいたします。

最初に、款2、項1、目1、節3 過年度収入でございますが、こちらは過年度分の地代26万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、款3、項1、目1 財政調整基金繰入金でございますが、292万2,000円を減額するものでございます。事業の精算、精算見込みによる調整の減額でございます。

続きまして、款5、項1、目1 別荘地管理収入ですが、美ヶ原高原郷別荘地及び鷹山ペンション村管理費収入のそれぞれを減額するものでございます。

続きまして、174ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、款3、項1、目1 予備費ですが、357万円を減額するものでございます。歳入の減額分を予備費で減額するものであります。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、承認第8号を採決いたします。承認第8号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第8号は承認されました。

次に、議案第40号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第42号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、御説明を申し上げます。

議案書の175ページを最初に御覧いただきたいと思います。

議案第40号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正文は176ページ、新旧対照表は177ページとなっております。

本条例につきましては、令和元年に計画された農産物直売所マルシェ黒耀の建設におきまして、町と国土交通省で土地交換がされ、かつ設置地番が分筆されていたことが判明したことから、枝番について一部改正を行うものでございまして、施行日は公布の日からとしております。

続いて、議案書の178ページを御覧ください。

議案第41号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

179ページから改正文、183ページから新旧対照表となっております。

本条例につきましては、現行のリフト利用料金の見直しと、新たにスキー用具等のレンタル料金とマウンテンバイクなどの乗り物に关しますレンタル料金を定めるものとなります。施行日は公布の日からとしております。

続きまして、議案書の187ページを御覧ください。

議案第42号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

188ページが改正文、189ページから新旧対照表となっております。

本条例につきましては、第14条2項といたしまして、加入者が利用サービス内容の変更の際に

は町長に届出する条文の追記をし、またケーブルテレビ設備のインターネットコースに1ギガプラン、月額税別で5,000円でございますが、このプランを新設するもので、今年の3月3日に開催されましたケーブルテレビ管理運営審議会において了承されたことから今議会にお諮りをさせていただくものとなります。なお、こちらにつきましても、施行日は公布の日からとしております。

説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、本定例会に上程されている条例及び補正予算に関する議案は、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては担当の委員会へ委ねていただき、この場では総括的大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の192ページをお願いいたします。

議案第43号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

193ページの第1条の関係でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,905万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,705万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

199ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出と関連しておりますので、細かい部分は歳出で触れさせていただきます。

まず、款14 国庫支出金の目1 総務費国庫支出金の空き家対策総合支援事業補助金300万7,000円、目4 土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業補助金1,666万3,000円、目7 商工費国庫補助金のローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業補助金1,173万7,000円、これは増額になります。

次に、款15 県支出金の目2 民生費補助金の価格高騰特別対策支援金補助金1,026万4,000円、目4 農林水産業費補助金のみどりの食料システム戦略推進交付金123万円については、事業の申請、採択、追加の内示等により、それぞれ増額補正をいたします。

款18 繰入金につきましては、補正に伴う財政調整基金からの財源調整、款20 諸収入の移

住・定住・交流促進事業１９５万円につきましては、県の事業採択による補正となっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

２００ページをお願いいたします。

最初に、款２ 総務費、目５ 企画費、一般企画費の中の移住・定住・交流促進事業補助金では、和田のあしたを考える会による古民家ＤＩＹ×地域交流×地域活性化プロジェクト、こちらが事業採択になり、県の補助金が支給されることになりましたので、１９５万円を計上いたしました。

その下の地域おこし協力隊活動費については、協力隊活動経費の企画費からふるさと納税への予算の組替え、おめくりいただきました２０１ページ、歳入で触れました空き家対策総合支援事業といたしまして、町の空き家対策協議会で特定空家に認定された危険空き家１棟の除却のための費用、略式代執行に伴う不在者財産管理人選任のための予納金などの費用として５１０万円を計上いたしました。

同じページの中段、款３ 民生費の目１ 社会福祉総務費の関係ですが、価格高騰特別対策支援金として、住民税所得割非課税世帯３８０世帯、扶養者所得割非課税世帯７０世帯、子供加算対象４０人、これらの皆さんに対しまして、それぞれ２万円の支援金を支給するために９８０万円。

おめくりいただきまして、２０２ページ、障がい福祉費につきましては、障がい者自立支援システムの改修費として、１２９万７,０００円の補正予算を計上させていただきました。

その下の款４ 衛生費の関係では、再エネ関連の計画の説明のために招聘した説明員の費用弁償、款５ 農林水産業費の関係では、みどりの食料システム戦略交付金では、オーガニックビレッジ創出のための実施体制の構築、有機農業実施計画の実現に向けた取組に１２３万円。

同じページ、最下段からの款６ 商工費の関係では、おめくりいただきました２０３ページから２０４ページになりますけれども、地域おこし協力隊の活動費の組替え、また観光庁への補助事業の申請をいたしましたローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業として、講師の招聘や県の観光機構への委託金、ホームページの作成費用などで１,１７３万９,０００円、また、やすらぎの湯の施設改修工事費として、サウナルームの改修費用として９６万９,０００円の補正予算を計上いたしました。

２０４ページの下段をお願いいたします。

款７ 土木費の関係では、国庫事業であります道路メンテナンス事業につきまして、橋梁９橋の橋梁補修、詳細設計、点検計画策定費用の追加内示が国からありましたので、設計・監理委託料で２,６５０万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、説明をいたします。

議案書２０５ページからになりますが、２０６ページをお願いいたします。

議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）でございます。

資本的収入及び支出の補正、第２条、令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

第１款、第１項でございますが、企業債でございます。既定予定額１億５００万円、補正予定額５００万円、計１億１,０００万円とするものでございます。

議案書２１１ページをお願いいたします。

令和７年度補正予算実施計画明細書第１号であります。

１、資本的収支、項１ 企業債、目１ 建設改良等の財源に充てるための企業債５００万円を増額補正予算するものでございます。

こちらは、資本費平準化債を新たに借りるものでございまして、借入可能額が増えたため補正で増額をするものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中、議場において議会全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前１１時０７分

再 開 午前１１時２１分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第１９ 議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、議案書の２１２ページを御覧いただきたいと思います。

議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることにつきまして、長和町和田財産区管理条例第３条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

令和４年４月１日より和田財産区管理会の委員に御就任をいただきました佐藤環委員より、任期の途中でございましたが、体調不良により委員を辞任したい旨の申出がございました。これを受けて、５月８日に開催いたしました和田財産区管理会において確認した結果、御本人の体調を鑑みまして補欠委員の選任を行うこととし、和田地域に長年住み、地域の実情に明るく見識をお持ちである和田上町にお住まいの高木良春さんを補欠委員として選任をいたしました。このため、議会の同意についてお願いをするものでございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより本案を採決いたします。議案第４５号 長和町和田財産区管理会の補欠委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第４５号は同意されました。

◎日程第２０ 陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げしないことを求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第２０ 陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情を上程いたします。

本陳情は、委員会付託を予定しており、後日、趣旨説明会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第２１ 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第２１ 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第４０号から議案第４２号までの条例案３件、議案第４３号及び議案第４４号の令和７年度補正予算案２件、陳情第２号の高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情１件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託

したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、6月5日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、6月5日の一般質問につきましては、午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定した会議は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午前11時23分

第 2 号

(6 月 5 日)

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 5 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和 7 年長和町議会 6 月定例会（第 2 号）

令和 7 年 6 月 5 日 午前 9 時 0 0 分開議

出席議員（10 名）

1 番	阿 部 由紀子 議員	2 番	龍 野 一 幸 議員
3 番	荻 野 友 一 議員	4 番	佐 藤 恵 一 議員
5 番	田 福 光 規 議員	6 番	羽 田 公 夫 議員
7 番	原 田 恵 召 議員	8 番	小 川 純 夫 議員
9 番	渡 辺 久 人 議員	10 番	森 田 公 明 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽 田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高 明 君
教 育 長	藤 田 仁 史 君	総 務 課 長	清 水 英 利 君
総合政策課長	上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者	米 沢 正 君
保健福祉課長	小 林 義 明 君	ふるさと納税特別任務室長	藤 田 健 司 君
産業建設課長	中 原 良 雄 君	教 育 課 長	笹 井 佳 彦 君
総務課長補佐	遠 藤 剛 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	長 井 真 樹 君	議会事務局書記	若 林 美 穂 君
---------	-----------	---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日5名の一般質問を行います。
5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

本日、私は、第1に、町の堆肥から有機フッ素加工物（P F A S）を検出、その後の対応、第2に、移住・定住対策と空き家バンクの取り組みの現状と課題、第3に、異常な物価高騰のもと、町民のいのちとくらしを守るための取り組み、以上3つについての一般質問を行います。

最初の質問です。町の堆肥から有機フッ素加工物（P F A S）を検出、その後の対応についてであります。

5月2日の議会全員協議会で、町の堆肥からP F A Sが検出されたとの報告を聞き、大変驚き、その後、P F A Sについて調べさせていただきました。

本日は、P F A Sに汚染された堆肥の安全性と対応について、町政をただしてまいります。

P F A Sが全国的な大きなニュースとなったのは、岡山県吉備中央町、J R岡山駅から車で40分程度の中山間地域、人口約1万人の小さな町からだと思います。2023年の10月、この町の水道水に高濃度P F A Sが混入しているのが明らかになりました。汚染源は、山中に野積みされた使用済みの活性炭でした。

国は、2020年にP F A Sを水道水の水質管理目標設定項目とし、暫定目標値として50ナノグラム、1リットル当たり50ナノグラム以下としました。ナノグラムは10億分の1グラムの質量を表しております。

吉備中央町では、この年の水質検査からP F A Sを検査項目に入れ、浄水場の一つ、円城浄水場では、2020年が1リットル当たり800ナノグラム、2021年が1リットル当たり1,200ナノグラム、2022年が1,400ナノグラムという暫定目標値の16から28倍の数値が検出されていましたが、危機感のなさから住民には知らせなかったとのことであります。水道水では国内最悪レベルの濃度の高さで、住民の健康への影響が心配されています。

質問です。P F A Sとはどのような物質ですか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。今日、明日、一般質問、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

さて、ただいまの田福議員の御質問にお答えをさせていただきます。

P F A Sとはどのような物質かということでございますが、主に炭素とフッ素から化学物質でプルフルオロアルキル化合物——通称「P F O S」と、こう言っているようでございます——及びポリフルオロアルキル化合物——こちらは「ポ」ですね。先ほどは「プ」ですが——これが通称「P F O A」のことを指します。

分類の仕方によって数が異なりますが、P F A Sは1万種類以上の物質があるというふうにされております。

当町におきましても、令和6年度に水道水におきまして有機フッ素化合物の検査を実施しておりますので、検査結果等を含め、詳細につきましては担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） P F A S（プルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）は、非常に安定した化学物質であり、主に防水加工や撥水加工、消火剤などに多く使用されております。これらの物質は、環境中で分解されにくく、蓄積される特徴があります。

近年、P F A Sが地下水や水道水、さらには人の血液からも検出され、健康への懸念が高まっております。

日本では、2020年度にP F O SとP F O Aの水質管理目標が設定され、2026年度からは水道法上の水質基準に追加されることが決定されました。この新しいルールにより、定期的な検査が義務づけられ、基準を超えた場合の改善が求められております。

水道水などの安全性につきましては、P F A Sに関する情報を定期的に確認するとともに、今後も継続的に必要な対策を講じていくことが重要であると考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 水道水の国のP F A Sの暫定基準の数値は幾らですか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 議員の御質問にもありますとおり、暫定目標値として1リットル当たり50ナノグラムでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2024年、昨年度行われた水道水の全国調査で、県内では7水道事業でP F A Sが検出されましたが、検出された数値は幾らですか。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 一番高い水道事業者で、1リットル当たり20ナノグラムでござ

います。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 昨年度、当町も水道水のP F A S検査を行いました。全ての水源で実施しましたか。その結果をお知らせください。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 町長の答弁にもありましたとおり、P F A Sは1万種類以上の物質があるとされておりますが、問題になっているのはP F O S・P F O Aでございます。昨年度、全ての水源においてP F O S・P F O Aの検査を実施いたしまして、検出はされていません。

なお、検査結果につきましては、町のホームページにも公表してございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 水道水のP F A S検査は毎年行いますか。また、農作物への影響を考えると、河川や池等の影響が大きいですが、河川や池等でのP F A Sの水質検査を行っていますか。行う予定はありますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 水道用水のP F A S検査については、毎年実施していく予定でございます。仮に数値が検出された場合には、関係部署と連携し、対策等検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 河川、池等での水質検査に関わる御質問でございます。

河川、池等の水質検査につきましては、河川や池などの水域におけるP F A Sの水質検査について、日本各地の自治体の実施している事例がございます。特に農作物への影響を懸念し、地下水や河川のモニタリングが強化されております。

例といたしましては、東京都では、P F O S及びP F O Aが環境省の要監視項目に追加されたことを受け、公共用水域や地下水の水質測定を計画的に実施しております。

また、千葉県では、海上自衛隊下総航空基地周辺の水路や地下水の調査を実施し、高濃度のP F A Sが検出されました。その結果を受けて、基地内の水質調査や水路の系統調査が行われております。

いずれにいたしましても、河川や池などの水域におけるP F A Sの水質検査は、農作物への影響を考慮して、複数の自治体で実施されている状況であります。

今後も、国や自治体の動向を注視しながら、適切な対策が求められることから、住民福祉課では、以前から河川や池などの水質検査を行っておりますが、令和8年度から、予算の都合はありますが、P F A Sについて検査項目に追加するべく検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） P F A Sによる健康被害の事例、また、考えられる健康被害とはどのような

なものでしょうか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） P F O S ・ P F A S は、動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少などに影響を及ぼすことが指摘されております。また、人においては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などとの関連が報告をされております。

しかし、どの程度の量が体内に入ると影響が出るかにつきましては、いまだに確定的な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められております。

国内におきましては、P F O S ・ P F O A の接種が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりましたが、環境省は厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討を進めている状況でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5 番（田福光規君） P F A S の一種である P F O S ・ P F O A はどのような物質ですか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） P F A S の一種である P F O S ・ P F O A は様々な用途で使用されてきました。具体的に P F O S は、半導体用反射防止剤、レジスト（電子回路基盤を製造する際に表面に塗る薬剤）、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、P F O A は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。

いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、予防的な取組方法の考え方に立ち、日本国内では、P F O S ・ P F O A をそれぞれ 2 0 1 0 年、2 0 2 1 年に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入されることは原則ありませんが、主に過去様々な形で環境中に排出されたものが公共用水域や地下水等から検出されることがあります。また、P F O S などを含む泡消火薬剤を使った消火設備は、現在も残っている状況とのことでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5 番（田福光規君） 農林水産省が公表しました「汚泥堆肥中の P F O S 及び P F O A について」についての説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 農林水産省は、有機フッ素化合物についても科学的知見の収集を行っておりますが、これまでに収集した文献によりますと、環境中に排出された P F O S の一部が排水処理の過程で発生する汚泥に移行するとの報告があったことから、農林水産省では、まずは汚泥肥料中の P F O S 及び P F O A の分析法を開発し、工程法として令和 3 年度に公表をいたしました。

汚泥肥料中の P F O S 及び P F O A の分析法を開発する際に押収した汚泥肥料を用いて濃度を分析しました。今回の分析結果では、汚泥肥料中の P F O S ・ P F O A のいずれも 9 割以上が 5 0 マ

イクログラム未満でした。

現時点での考え方といたしまして、令和6年6月に内閣府食品安全委員会において有機フッ素化合物の食品健康影響評価が取りまとめられ、PFOS及びPFOAのそれぞれについて、耐用一日摂取量を20ナノグラムと設定されました。

仮に、今回得られた分析結果のうち最も高い濃度を示した肥料汚泥250マイクログラムを長期間使用した圃場で生産された農作物を毎日食べ続けるなど、現在得られている知見を基に保守的に試算しても、耐用一日摂取量を超過することはないと考えられております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 令和6年6月に内閣食品安全委員会においてPFASの食品健康影響評価が取りまとめられ、PFOS・PFOAのそれぞれについて、耐用一日摂取量を20ナノグラム——これは1日、体重1キログラム当たりということだそうですが——設定しましたとのことですが、耐用一日摂取量とはどのようなもので、どのような根拠に基づいて決められたのでしょうか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 耐用一日摂取量についての御質問でございますが、耐用一日摂取量とは、ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことでございます。

具体的な算出方法は、動物実験によって悪影響が見られなかった最大の量を安全係数で割って求められております。

安全係数としては、一般にマウスやラットなどの動物実験と、ヒトとの種の違いを考慮して10倍を取り、さらに個人差を考慮して10倍を乗じた100倍を用いて算出されておりますが、現時点で得ることのできた科学的知見から、生殖・発生毒性——胎児への影響などの情報を基本に、食品安全委員会においてPFOS・PFOAの耐用一日摂取量を算出したところ、それぞれ20ナノグラム／体重／1日とされました。

今後、科学的知見が集積された場合には、耐用一日摂取量の見直しがされる可能性があります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 日本が決めたPFOS及びPFOAのそれぞれの耐用一日摂取量は、米国環境保護庁、欧州食品安全機関の基準と比較してどうでしょうか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 日本の耐用一日摂取量の比較についての御質問でございます。

日本の食品安全委員会では、2024年6月にPFOS及びPFOAの耐用一日摂取量をそれぞれ20ナノグラムと設定をいたしました。これは、欧州食品安全機関や米国環境保護庁の基準と比較して大幅に緩やかな値でございます。

今後の課題として、日本の耐用一日摂取量の設定は、欧米諸国と比較して現状では緩やかな基準となっておりますが、PFASの健康への影響に関する研究は進行中であり、今後の科学的知見の

蓄積に応じて、基準の見直しや規制の強化が求められる可能性がございます。

今後も、国や県の動向を注視しながら、町民への情報提供など、必要な際には行っていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 農林水産省が公表した文章「汚泥堆肥中のP F O S及びP F O Aについて」という文章の中に、「仮に、今回得られた分析結果のうち、最も高い濃度を示した汚泥肥料（250マイクログラム／キログラム）を長期間連用した圃場で生産された農作物を毎日食べ続けるなど、現在得られている知見を基に保守的に試算しても、耐用一日摂取量を超過することはないと考えられております」と記載されていますが、そう考えている根拠が書かれていませんが、どうお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 耐用一日摂取量を超過することはないとの根拠についての御質問でございますが、農林水産業がこのような結論に至った背景には、次のような要素が考慮されていることであると考えられます。

まず一つといたしまして、P F A Sの土壌から農作物への移行率の低さであります。P F A Sは土壌中から植物への移行が限定的であるとされており、これにより農作物中のP F A S濃度が低く抑えられると考えられます。

2つ目といたしまして、食品安全委員会による耐用一日摂取量の設定であります。食品安全委員会は、P F O S及びP F O Aの耐用一日摂取量をそれぞれ20ナノグラムと設定しております。この耐用一日摂取量は、動物実験の結果を基にヒトへの影響を推定し、不確実係数を適用して算出されたものでございます。

3つ目といたしまして、過去の摂取量調査結果であります。農林水産省が実施したトータルダイエットスタディでは、日本人の平均的なP F O S及びP F O Aの摂取量は、それぞれ体重1キログラム当たり0.60から1.1ナノグラム及び0.066から0.75ナノグラム／1日と推定されています。これらの値は、設定された耐用一日摂取量を大きく下回っております。

これらの要素を総合的に考慮し、農林水産省は「耐用一日摂取量を超過することはない」との判断を示していると考えられます。

しかしながら、具体的な試算方法や数値的根拠が明確にされていないことは、政策決定の透明性や説明責任の観点から疑問視されるところであり、特にP F A Sのような健康影響が懸念される物質に関しましては、町民の不安を軽減し、信頼を得るためにも、詳細な情報提供が求められると考えております。

町といたしましては、今後の国や県の動向を注視しながら、町民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 当町の堆肥の分析の結果と、それに対する町の対応とお考え方をお聞きします。また、その後、追跡分析の実施等が行われているとお聞きしていますが、その報告も併せてお願いします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 堆肥分析の結果と、それに対する町の対応と考え方についての御質問でございますが、5月2日に開催をいたしました議会全員協議会において一部報告とさせていただきます。汚泥堆肥は、生ごみ、下水汚泥、し尿汚泥の3原料から構成をされております。

4月3日には汚泥堆肥の結果が提出され、PFOS・PFOA合わせて78マイクログラムであり、農林水産省が全国の事業場から収集した汚泥肥料86点の中で最も高い濃度を示した汚泥肥料は、250マイクログラムに比べ、10分の3程度でありました。

また、4月18日からは、肥料の原料が生ごみ、下水汚泥、し尿汚泥の3原料から構成されているため、原因究明のため、各原料を採取し、分析を進め、5月7日には3原料の分析結果として、し尿堆肥がPFOS・PFOA合わせて70マイクログラムであったとする報告書が提出をされました。

これを受けまして、5月23日にはし尿汚泥処理の関係者による会議を行い、今後の取扱いなどについて協議を行いました。

協議の中で、今回1回だけの結果において断言するのは難しいのではないかと、非常に無理があるのではないかなどの意見が出されました。確かに、毎回入ってくる成分が一定でない流動性のあるものでございますので、偶然にも今回数値が出たということも考えられますし、採取した試料に偶然にも有機フッ素化合物が含まれて数値に表れたことも考えられます。

このような状況でございますが、町では、関係者間において引き続き定期的に追跡分析を実施し、データの蓄積に努め、傾向の把握に努めるとした結論に至ったところでございます。

今後も、透明性のある情報提供と迅速かつ適切な対応を心がけてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 今までの質問・回答に併せて、PFASに汚染された堆肥を使うことによって汚染が拡大または土壌に汚染が蓄積され、農作物の安全を損なう危険性があると考えます。堆肥の配布を中止すべきと考えます。ただいまから、堆肥の配布を中止すべき理由を申し上げたいと思います。

第1に、日本のPFASの規制基準が世界的に見て桁違いに低いことであります。

日本の許容摂取量は、いずれも体重1キロ当たり、PFOS・PFOAそれぞれ20ナノグラムですが、米国環境保護庁の値と比べて、PFOSで200倍、PFOAで666倍も大きく、欧州食品安全機関と比べても60倍を超えています。

また、現在、水道水の暫定基準値は、１リットル中にPFOSとPFOAの合計で５０ナノグラムですが、日本にはPFASに関するデータがなく、２０１６年に米国から借用したものであります。ところが、その後、PFASの危険性が次々と明らかになってきたため、アメリカの米国の環境保護庁は見直しに着手、昨年の６月、大幅に引き下げてPFOS・PFOAそれぞれ４ナノグラムとし、推奨にとどまる勧告値に代わって、強制力のある規制値を導入する案を発表しています。

第２の理由として、健康への影響の懸念であります。

国際がん研究機関は、２０２３年、PFOAの評価を「人に対して発がん性がある可能性がある」から、最も高い「発がん性がある」に２段階引き上げました。確からしさを４段階で示したもので、喫煙やアスベストなどと同じグループです。

WHOの研究機関で発がん性があると評価したほか、欧州環境機関も、腎臓がんや肝臓がい、甲状腺疾患などへの影響を指摘しています。

京都大などのチームは、血中から高濃度のPFASを検出した工場の元従業員だが、高い割合で間質性肺疾患を発症していたとする論文をまとめましたが、粉じんに高濃度のPFASが含まれ、肺疾患の一因となったと見ています。

日本では、これらの多くは、関連を裏づける証拠が不十分だとして評価は定まっていません。内閣府の食品安全委員会は、コレステロール値の増加や体重減少などとの関連性は否定できないとしつつ、発がん性の証拠は限定的だと示しています。

PFASが高濃度で検出された地域は、住民の血中濃度を調べる動きもありますが、環境省は、どの程度の濃度で健康被害が生じるか明らかになっておらず、指針値の設定は困難だとしています。

環境法学の専門家からは、日本の環境政策は、汚染と健康影響の関係が明確になった段階で、将来起こり得る問題に対策を取る未然防止原則が前提である。欧州のように不明確な段階で規制を行う予防原則は例外的な扱いとなる。ただ、因果関係の特定には長い時間と費用がかかる。深刻な健康被害が出てからでは、過去の水俣病などの公害問題のような手後れになる。何らかの懸念が示されている中、予防的な規制を進める必要があると警鐘を鳴らしています。

第３の理由は、農畜産水産物のPFAS汚染からの安全性を示すためには、環境水や土壌から農畜水産物へのPFASの移行の情報が重要になりますが、十分な知見が得られていないことであります。

農林水産省の文章の中で、「環境水や土壌から農畜水産物へのPFASの移行の情報が重要になりますが、十分な知見が得られていません」と述べています。十分な知見が得られていない、すなわち今調べている最中であるということでもあります。

以上の理由により、安全性が確認できていない汚染堆肥を町民が使うことによって、将来の土壌汚染、農産物汚染の危険、町民の健康被害を起こさないため、汚染堆肥の配布を中止すべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 安全性が確認できていない堆肥における配布中止を要望することにつきましてでございますが、今まで御質問を頂いた中で、過去の健康や環境への影響、農作物への影響と食品安全などについて答弁をさせていただきました。

P F O S ・ P F O A につきましては、国でも研究が始まったばかりで知見が乏しいため、当町におきましては、万が一のことを考慮し、汚泥肥料の配布につきましては当面の間取りやめることといたしました。

今後、肥料の配布を御希望される町民の皆様におかれましては、大変御迷惑をおかけいたしますが、町民の皆様安心して肥料を使っていただくための措置となりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

なお、町では引き続き P F O S ・ P F O A の追跡分析を行ってまいります。

また、安心してお使いいただける肥料と判断ができるようになりましたら、改めて町のホームページや文字放送などを通じて皆様にお知らせいたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5 番（田福光規君） 2 つ目の大きな質問に入ります。移住・定住対策と空き家バンクの取り組みの現状と課題についてであります。

最初に、当町の人口減少の現状についてお聞きします。ここ 5 年間の転入者数プラス出生者数、転出者数プラス死亡数、差引き数をお答えいただきたいと思います。また、今年度の改定の趣旨と内容をお伺いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の空き家バンクの取組に対する御質問でございますが、長和町の空き家につきましては、人口減少や高齢化に加え、転出者の増加により空き家の棟数は増加をしまして、景観や衛生面だけでなく、コミュニティーレベルの低下による地域の活力低下が懸念されるようになってまいりました。

これらの課題を解決するため、町では、平成 2 5 年 9 月に空き家バンク制度の実施要綱を定めまして、空き家を売りたい・貸したい人と、そしてまた、空き家を買いたい・借りたい人の仲介を行ってまいりました。

制度開始から 1 0 年以上が経過をしまして、制度も定着してまいりましたが、空き家問題の抜本的な解決にはまだまだ取組を強化しなければならないというふうに感じておるところでございます。

転出入者等につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、私のほうから転出入者のほう答弁させていただきます。

まず初めに、ここ 5 年間の転入者数と出生者数、転出者数と死亡者数、その差引きの数についての御質問にお答えいたします。

令和２年度の転入者数と出生者数は１８４人、転出者数と死亡者数は２４８人で、６４人の減、令和３年度の転入者数・出生者数は１８１人、転出者数と死亡者数は２７５人で、９４人の減、令和４年度の転入者数と出生者数は１７８人、転出者数と死亡者数は２５２人で、７４人の減、令和５年度の転入者数と出生者数は１４２人、転出者数と死亡者数は３０５人で、１６３人の減、令和６年度におきましては、転入者数と出生者数は１８４人、転出者と死亡者数は２４２人で、５８人の減です。

５年の合計でございますが、転入者数と出生者数は８６９人、転出者数と死亡者数は１，３２２人で、４５３人の減となっております。

次に、令和８年度改定予定の空家対策計画の趣旨と内容でございます。

これは、町はこれまで空き家の適正管理や除却、利活用の促進など、積極的に空き家対策を推進してまいりました。

令和５年に空家等特措法が一部改正され、除却等のさらなる促進に加え、空き家の有効活用や適切な管理を強化する規定が追加をされました。

これらも踏まえ、これまでの成果や課題、空家等特措法の一部改正を反映させ、安全安心な地域社会の確保と地域活力の維持向上に資する対策を図るため、空家等対策計画に取り組んでいるところでございます。

今回は、この計画を令和８年度に改定し、令和９年度より５年間の計画期間を開始するため、その基礎資料となります空き家等実態調査を令和７年度に実施をいたします。

その内容といたしましては、前回調査時点からの空き家の状態更新、新規の空き家、空き家の取壊し状況など、今ある情報を基に現地調査をするとともに、空き家所有者にアンケートを行う予定もでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○５番（田福光規君） 空き家バンクについて質問いたします。

当町の空き家バンクの制度は、平成２５年に実施要綱を定め、約１２年が経過しましたが、現在までの空き家バンクの登録数（売り家、借家別）と販売済数、賃貸契約数をお答えください。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンクの登録数等に関する御質問でございます。

長和町の空き家バンク制度は、平成２５年９月に実施要綱を定め、以降、空き家情報の登録と紹介を行ってまいりました。

令和７年３月３１日時点におけるこれまでの登録数は６３件、内訳は、売り家が５４件、借家が９件となっております。

登録された物件のうち、契約が成立した物件は５０件ございまして、内訳は、購入が４１件、賃貸が９件となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） ここ5年間の空き家バンクの登録数と契約済数を年度ごとにお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンクの登録数と契約済年の年度別の状況についての御質問でございます。

まず、令和2年度、登録数4件、契約数6件、令和3年度、登録数6件、契約数4件、令和4年度、登録数11件、契約数13件、令和5年度、登録数6件、契約数9件、令和6年度、登録数11件、契約数7件となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 時間の関係で、次の質問の4は割愛して、5に移りたいと思います。

5番、空き家バンクの登録数をもっと増やすことが今一番必要だと思いますが、登録数を増やすために考えておられることをお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンク登録者数を増やす取組についての御質問でございます。

空き家バンク制度の周知や登録を促す取組といたしまして、空き家を所有される方の多くは町外に在住されているという状況から、毎年、税務係で発行する固定資産税のお知らせに空き家バンク制度の案内を同封してお知らせしていますが、7年度には、令和6年4月1日から相続登記が義務化された案内も同封してお知らせいたしました。

実際に空き家バンクに登録を申込みされた方にお聞きをいたしますと、この同封した案内を見て登録されたという方も多くいらっしゃいましたので、引き続き同様な形で空き家バンクを周知していきたいと考えております。

また、令和7年3月26日に開催された第9回空家等対策協議会において、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会発行の「住まいのエンディングノート」の活用について御承認を頂き、令和7年5月16日には、役場関係職員、社協職員による活用等の勉強会を実施し、どのようなシーンで活用できるか、情報交換を行いました。

加えて、空き家のことで困らないように早めに家族で話し合うことの大切さを伝えるツールとして、国土交通省発行の「空き家すごろく」を広報ながわ6月号に掲載し、「住まいのエンディングノート」とセットで活用できるよう、ホームページ等掲載を進めてまいります。

さらに、空き家の相続問題に対応するため、相続・遺言・成年後見等無料相談会及び勉強会を令和7年度中に長和町で開催していただくよう、長野県司法書士会に要請をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 前回の質問で、空き家の物件所有者が空き家バンク登録できなかった事例をお聞きしました。そして、過去に登録に至らなかった事例として、建物が崩壊しかけていたり、躯体にゆがみが生じている、残置物が非常に多過ぎて調査ができない、売買の場合、不動産登記が済んでいないといった理由が挙げられていました。

空き家バンクに登録したいが、不動産登記が済んでいないのでできないという声をよくお聞きします。不動産登記が済んでいない物件は、現在、どのように取扱いをされていますか。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンクとして登録できなかった事例についての御質問でございます。

建物の表題登記・所有権保存登記が済んでいない物件につきましては、空き家バンクに登録できないことから、所有者に対して登記手続を促しております。

また、相続登記が済んでいない物件につきましては、相続人に対して、令和6年4月1日から相続登記が義務化されたことを説明し、相続登記を促しております。所有者、相続人からの御依頼があれば、司法書士、土地家屋調査士等の専門家を紹介しております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 不動産登記が済んでいない物件について、提案をさせていただきます。

空き家の中で、不動産登記が済んでいない物件がどの程度の割合を占めているのかを調べる必要があると思いますので、アンケート調査等を行う場合には、その中に項目として加えることもお願いしたいと思います。不動産登記が済んでいない物件は、売買契約はできませんので、残された方法は賃貸契約しかないと思います。町が間に立って、長期間の賃貸契約の実施など、売買契約をしたと同様に、賃貸者が安心して移住して生活できる方法を専門家の方の意見も聞いて検討していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 不動産登記が済んでいない物件についての御質問でございます。

建物の表題登記・所有権保存登記が済んでいない物件、相続登記が済んでいない物件につきましては、法的に建物の権利者が確定していないため、その手続を先送りして賃貸を行った場合、将来にわたって貸す側にも借りる側にも大きなリスクが伴うことが想定されます。

空き家バンク制度は、町という公的機関が関わる事業でもございます。今後も専門家の意見を聞きながら、空家等対策協議会などでも協議するなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 長和町の空き家改修費等補助金の交付要綱により、補助金の支給対象者は町外からの移住者で、補助金の対象は空き家の改修工事が上限100万円、家財道具等の処分経費が上限10万円であります。

前回の質問で、長和町空き家改修費等補助金交付要綱の見直しを行い、空き家バンクに登録した

空き家の所有者も、家財道具等の処分経費の補助金支給対象者に加えるよう検討をお願いしました。その後の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家片づけ補助についての御質問でございます。

現在、町外の移住者に限り、空き家の片づけ費用に対して補助金を交付しています。

空き家の売主に対しての空き家の片づけに対する補助を実施している近隣の自治体に確認をしたところ、片づけの補助金を売主にも交付することにより、空き家バンクに前向きに登録する方が増えたとの回答もございました。

しかし、長和町においては、一般の粗大ごみの処理費に手数料の7割を町で負担しているなど、そういう取組も行っていることから、厳しい財政状況も鑑み、慎重に協議をし、町のサービス全体との調整を図って、総合的に判断をしていきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 時間の関係で、次の9番の質問は割愛をさせていただきます。

10番の質問に移ります。

前々回の質問で、当町に来たいという人を増やしていくためにも、移住者の皆さんの集まりを開いて、移住者の皆さんの声を聞くことを提案しました。それに対して、「町として、移住者の皆さんの声を真摯に受け止め、必要な措置を講じていくためにも、移住者の皆さんの交流について対応していきたい。移住された皆さんの声を聞くことにより、移住を考えている皆様がこの町に来たいと思える環境を整えるための施策を検討していきたい」との回答を頂きました。その後の進捗状況、予定についてお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 移住者の皆様との交流会等についての御質問でございます。

令和6年10月の機構改革により、総合政策課移住定住係が設置され、広報ながわ7年度の7月号及びホームページに「移住者の声」として、移住者に対するインタビュー記事を掲載する予定でございます。

この移住者に対するインタビュー記事は、2か月に1回、掲載を予定をしております。

移住者の皆様の声を聞くことは重要であると考えておりますので、近隣自治体の例を参考にさせていただき、令和7年度中に長和町での交流会開催について検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 立科町では、ふるさと交流館の中に移住サポートセンターが設置されていて、立科町のホームページでアピールをされています。

この間、2回にわたって、この立科町のシステムを参考にした体制を当町でも取るように要望してまいりましたが、その後の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 移住希望者への相談窓口や情報提供についての御質問でございます。

繰り返しになりますけれども、令和6年10月の機構改革によりまして、総合政策課移住定住係を設置いたしまして、移住希望者の相談等に対応しております。

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会及び長野県では、移住交流施策として、漠然と長野県のどこかに住みたいと考える人への移住相談、移住者ならではの視点で広域的な情報提供や移住前後の相談ができる体制を整えるため、信州暮らしパートナーを設置してございます。

長和町では、今年度新たに被推薦者の了承を得た上で、地域おこし協力隊OG2名を推薦をしております。

今後、信州暮らしパートナーとの連携を強化の上、移住相談体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 第2次長和町長期総合計画の後期基本計画では、移住・定住、空き家バンクの課題について、施策方針の5、空き家等の有効活用の中で、①町内の空き家情報の充実と有効利用に向けた取組を進めます。②移住相談やお試し移住など、移住につながる取組を進めます。③空き家バンク及び空き別荘地等の情報を充実させ、移住者とのマッチングを推進しますと記載されています。

③の「空き家バンク及び空き別荘地等の情報を充実させ、移住希望者とのマッチングを推進します」について、現在、空き家バンク情報と別荘地の空き家情報は別々に管理運営されています。移住希望者とのマッチングをどのようにして推進するのですか。空き家バンクに別荘地空き家情報を掲載することを提案いたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンク情報と別荘地の空き家情報のマッチングについての御質問でございます。

平成3年3月に策定した長和町別荘地マスタープランにおいても、空き別荘地の再利用、未販売区画、譲渡別荘地等の活用の検討がうたわれてございます。

しかし、空き家バンクの情報は長和町であり、空き別荘地の情報は民間の別荘に特化した不動産会社が把握をしております。

コロナ以降、2地域間居住やリモートワークなどの需要も増えておりますので、官民で今後どのような形で連携していくのか、多様化する移住希望者とのマッチングをどのように推進していくかなどを、諸般の事情を考慮し、最適な方法を見つけ、移住定住者の増加に努めてまいりたいと考えております。御提案ありがとうございました。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 時間の関係で、最後の質問は割愛して、大きな質問の3に移らせていただ

きます。

質問3です。異常な物価高騰のもと、町民のいのちとくらしを守るための取り組みであります。

今年の6月から支給される年金の受給額は、前年から1.9%の引上げとなりますが、物価上昇分を下回り、実質減額となります。年金に支えられる高齢者の生活はますます厳しさを増しています。物価高騰が止まらない今、多くの高齢者が生活困窮に苦しんでいます。

帝国データバンクによると、4月から値上げされた食品は4,170項目に上り、主な原因は原材料費と人件費の高騰であります。今後、ティッシュやトイレットペーパーなどの消耗品も値上げされる予定で、専門家は、この先も値上がりの傾向は続くと予測しています。

質問です。昨年から今年にかけて、単身老人の方が自宅で孤独死等されていたという話を数例お聞きしました。地域での見守りなどの取組、コミュニティーを強める取組が必要になっていると思います。

現在の異常な物価上昇の影響を与える実態把握、食生活や夏を迎える中での必要な冷房の実施等の実態把握、特に高齢単身者、高齢者世帯、子育て世帯の生活実態把握に取り組むことを求めます。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 厚生労働省の毎月の勤労統計調査により、物価の変動を反映した労働者1人当たりの2024年度の実質賃金は前年度比の0.5%の減で、3年連続のマイナスとなり、米などの物価高に賃上げが追いついていないとの報道がございました。

生活に直接関わる食料品、日用品、燃料、光熱費など、様々なものが値上がりしておりまして、日常生活への影響が大変大きくなっております。

高齢者や子育て世帯の生活実態の把握につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 介護保険サービスを利用されている高齢者等の皆様は、ケアマネジャーが生活上の不安などの確認をしております。また、80歳以上で介護保険サービスを利用されていない方につきましては、介護福祉士が自宅を訪問して、健康状態や生活の状況、相談事などの聞き取りを行っております。

子育て世帯におきましても、毎週月曜日の子供の健康相談や子育て支援センターでも、子育てや生活上での不安などについても保健師などが相談を受けております。

生活困窮となっている方につきましては、民生児童委員などからの相談により個別に対応をさせていただいております。

冷房の実施につきましても、ケアマネジャーや介護福祉士の訪問時にエアコンの利用を促し、熱中症予防のパンフレットなどの配付も行っておりますが、相談窓口の案内や熱中症対策、冷房の適切な使用など、さらなる周知を行ってまいります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 当町でのクーリングシェルター、クールシェアスポットの設置を要望いたします。

今年の夏も猛暑が予定されています。しかし、異常な物価高による生活苦の中で、必要な冷房を節約される方も考えられます。

気候変動適応法が改正され、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症により人の健康に関わる重大な被害が生じるおそれがある場合に、熱中症特別警戒アラートが発表されるようになりました。熱中症の特別警戒アラートが発表されている間は、冷房等が効いた環境で過ごすことが基本となります。

クーリングシェルターを指定済みの市区町村数は863市区町村となっています。長野県では、上田市、須坂市、中野市、塩尻市、箕輪町、池田町、松川村の7市町村が設置済みで、長野市、松本市、安曇野市の3市が準備中とのことであります。

なお、上田市では、クーリングシェルター指定施設として、スーパーや薬局、郵便局など68か所を指定、公共施設はクールシェアスポットとして登録し、対応しています。箕輪町では、クーリングシェルターとして、公共施設5か所、民間施設5か所を指定しています。

当町でのクーリングシェルター、クールシェアスポットの設置について答弁を求めたいと思います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 熱中症の対策といたしましても、役場や支所、保健センターなどを涼しい場所を共同利用するクールシェアスポットに指定するよう調整を進めております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 早速、具体化に向けて調整しているとのことで、ありがとうございます。クールスポットが決まりましたら、7月の広報等での町民への広報をよろしくお願いいたします。引き続き、クーリングシェルターの設置についての働きかけもよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時11分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時11分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） それでは、通告いたしました4点につきまして一般質問を行います。

本日、一般質問では、1つ、南海トラフ地震の影響はどの程度なのか、2つ目、ハラスメント条例を制定したらどうか、3つ目、いきいき券の追加配布はどうなっているのか、4つ目、配食サービスの現状と課題はということで質問をいたします。

まず最初に、南海トラフ地震の影響はどの程度なのかという質問をいたします。

今後30年以内に80%の確率で起きると言われている南海トラフ地震につきまして、長和町ではどの程度の被害が予想されているのかということで質問をいたします。

まず、南海トラフの各所では、マグニチュード8クラスの巨大地震が約100年から200年の周期で発生しております。最も新しいものでは、1944年に紀伊半島南東沖を震源とする東南海地震マグニチュード7.9、1946年に同じく紀伊半島南東沖を震源とする南海地震マグニチュード8が発生し、いずれも死者が1,000名以上に上るという大きな被害となっております。

しかし、このとき、この2つの地震の震源地に隣接する駿河湾付近の南海トラフ、駿河トラフでは地震が起きなかったということから、駿河トラフでは紀伊半島沖から駿河湾を震源域として発生した1854年の安政東海地震以来、150年以上にわたって地震が発生していない状況が続いております。

このため、プレートが滑り残った駿河湾で単独の巨大地震、東海地震、安政東海地震等とは震源域が異なり、区別するために想定東海地震というふうと呼ぶことがあるそうですが、起きるのではないかという懸念が1970年代から出始め、予知法を根拠として、大規模地震対策特別措置法に基づく予知体制が整備されております。

政府の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、本年1月1日時点で改めて計算し、これまでの70%と言っていたものを80%程度に引き上げ、公表いたしました。

そこで、(1)としまして、データ及び予想が改正されたが、町への影響はどうなったのか。

①長和町の震度は5強と予想があるが、どの程度の地震なのか。

ちなみに、上田・佐久が5強、山を越えました下諏訪から、それこそ県南の平山村までが6弱という想定でございます。

この5強というのはどの状況かといいますと、物につかまらないと歩くことが難しい。棚にある食器類や本が落ちてくることがある。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。これが6弱だと、立っていることが困難になる。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損・落下することがある。耐震性の低い木造家屋は、瓦が落下したり、建物が傾いたりするものがある。倒れるものもある。

ちなみに、6強ですと、固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。耐震性の低い木造家屋は、傾くものや倒れるものが増える。大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがあるとされている。

町はどの程度と考えているのか。被害規模として、死亡、家屋全壊、家屋半壊はどう予想されているのか。ちなみに、長野県では死亡が８０名、倒壊家屋３，１００棟と言われております。当町に限った場合、どのくらいなのか。

また、②として、山崩れや河川の決壊、道路の寸断は起きるのか、起きないのか、どうなのか。③として、ライフラインは大丈夫か、どう想定されているか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） いつ起きてもおかしくないと言われ続けています南海トラフ巨大地震がありますが、昨年８月８日の日向灘を震源とするマグネチュード７．１の地震発生に伴いまして、気象庁により南海トラフ地震臨時情報が発表されたことなどから、より一層、国民の関心が高まっておるというふうに感じております。

政府は、平成２６年に策定した南海トラフ地震の防災対策推進計画が策定から１０年が経過することから、政府作業部会により基本計画の見直しに向けた検討が令和５年より行われ、本年の３月３１日に新たな被害想定が公表をされました。

最大震度の見直しにより、長野県内におきましては１２の市町村の震度の引上げ・引下げがございましたが、長和町におきましては、今お話ございましたように、最大震度５強ということで、最大震度の想定に変更はございませんでした。

南海トラフ地震における被害想定の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震におけます長和町の被害についてでございますけれども、長和町地域防災計画におきまして最大想定震度５強が発生した場合の被害が想定されております。

人的被害につきましては、多くの方が自宅で就寝中の冬の深夜、強風時に発生した場合、建物倒壊、土砂災害により僅かな人的被害の発生が想定されております。

また、建物被害につきましては、住宅などで火気使用が多くなる冬の夕方の強風時に発生した場合に、土砂災害による全半壊が僅かとなっております。

山崩れ、河川決壊、道路の寸断などの被害想定につきましては、地域防災計画において記載はございませんけれども、急峻な地形が多いことから、そのような被害が発生することも十分に懸念されますので、平常時から危険箇所の点検などを実施することによりまして、発生を未然に防止することが必要であると考えております。

ライフラインにおける被害想定につきましては、想定最大規模の地震が発生した直後におきましては、上水道の断水人口が９００人、下水道の支障人数が１，１２０人、電力の停電件数が４６０件と想定されているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 長野県で死亡が80名、長和町では何名なのかというのを知りたいんですけれども、倒壊が長野県で3,100棟、長和町とすればその数字というのはどこにも出てこないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 町の地域防災計画の中におきましては、今、議員さんが言われている内容において、具体的な数字等は掲げられていない状況でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 実際にその地震が起きた場合、（2）としまして、町では何が一番影響があるのか。①として、上下水道・電気・ガスの供給はどうか。②として、ライフラインは大丈夫か、どう想定されているのか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 上下水道・電気につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。ガスにつきましては、当町には都市ガスの供給がなく、プロパンガスが主であることから、使用が可能であると想定がされておるところでございます。

なお、想定最大震度での地震が発生した場合には、全国で相当な被害が発生することが予想されますことから、被災の状況によっては相当な日数を要することが考えられますので、施設の耐震化や老朽施設の更新などによる予防措置の実施が重要と考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 予防措置という話でしたが、天災は忘れた頃にやってくる、備えあれば憂いなしという、そういう言葉の中から、（3）としまして、災害被害を最小限にする対策は何か。①備えあれば、被害をどの程度減らすことができるのか。本当に5強であるなら、家具の転倒防止や食器棚の落下防止を呼びかけることはできないか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 災害に備えた自助の取組でございますけれども、これは極めて重要であると考えておりますので、町のホームページや広報を通じまして、各家庭で取り組める地震対策等について周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （4）としまして、具体的な対策を周知してほしいがどうか。

地震で怖いのが火事であります。東北の震災でも、能登の震災でも、火事からの死亡ということが多くございました。その中で、ガスはもちろんのこと、電気からの火事も多く報道されております。火災時の電気シャットアウトをする感震ブレーカーというものがあるが、宣伝したらどうか。購入に対し、補助するのはどうか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電からの復旧時の火災の防

止に、地震を感知する、自動的にブレーカーを落として電気を止める感震ブレーカーの設置が効果的とされておりますので、災害に備えた自助の取組の一つとして、消防本部とも連携して周知を図ってまいりたいと考えております。

また、補助の関係につきましてですが、他の自治体の状況ですとか必要となる財源等を確認しながら検討させていただければと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 災害は、南海トラフだけでなく、いつ何が起きるか分からないのが現状でございます。

そこで、（５）としまして、南海トラフだけでなく、地震対策、また、大雨による洪水についての町の防災計画はどうか。周知する方法を考えているのか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 住民への周知は極めて重要でありますので、長和町では、防災ハザードマップを全戸配布することによりまして、土砂災害や浸水被害への注意を促してまいりました。

ハザードマップには、風水害や地震に対する基礎知識、避難の際の持ち出し品、避難場所等の情報も掲載しておりますので、今後も、ハザードマップの更新などに当たっては全戸への配布を行いまして、災害への対応方法の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今回、南海トラフについて調べていく中で、非常に興味深い記事等がございまして、実は、災害の被害だけでなく、災害関連死というものもございまして、この災害関連死につきましては、特に東北の東日本大震災の後、福島県が突出しておりまして、福島県では2,348名が災害関連死で亡くなっております。

元のほうもございすけれども、災害関連だけでこれだけなくなっているんですが、何でかといいますと、原発の周辺の10町村におきましては、この2,300人のうちの1,600人が亡くなっている。いかに避難所での劣悪な状況の中で亡くなっていったという、そういうものがございすので、今後、うちの町もこの災害関連死をなくすにはどうしたらいいか、助けられた命をどういうふうに生かしていくのかという、これについて解いていきたいというふうに思いますが、災害関連死というのは、よく言われるのはエコノミー症候群。ただ、それだけでなく、熱中症であったり、誤嚥性肺炎、また、呼吸器系の疾患、循環器系の疾患、また、今まで持っていた自分の持っていた病気が悪化した感染症等々がございまして、低体温もございまして、そのほかにも自殺というものもあるということでございす。災害が起きた、起きる前に対策が必要かと思っておりますので、今後の課題として解いてまいりたいと思っておりますので、次の質問に移らさせていただきます。

次には、ハラスメント条例を制定したらどうかということで質問します。

現在、全国112の県・市町村におきましてハラスメント条例を制定しているそうでございす。最近、ハラスメントとして取り上げているものに、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメ

ント、カスタマーハラスメント、アメニティーハラスメントなど、多くのハラスメントが取り上げられておりますが、このほかにも、出産や育児、介護などにおいても、精神的もしくは身体的な苦痛を与え、また、人格もしくは尊厳、勤務環境を害するものがハラスメントとされております。

中でも、最近ありました兵庫県知事の職員に対するパワーハラスメントは、結局、自殺者が出るなど、大きな問題となっております。

全国では、自治体の中でいろんなハラスメントが報道されております。さらに、一般人によるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラは、職員を土下座させたり、大声で批判するなど、非常識な行為が職員を追い込むだけでなく、休職など、行政の運営にも支障が起きている事例が報告されております。

南信の飯島町では、本年4月より、県下市町村で最初に条例を制定しております。また後でこれは聞きますけれども、条例をわざわざ制定している。そのことですが、この適用範囲に、議員から職員へのハラスメント、議員から他の議員へのハラスメント、議員から町民に対するハラスメント、職員から議員に対するハラスメントと多岐にわたっております。特に、議員から町民等、職員から議員に挙げているのは珍しい内容でございます。

ハラスメント条例を制定しているおよそ120の市町村の多くはパワハラを中心としておりますが、ハラスメントはパワハラだけではございません。全ての町民に関わるおそれのあることです。

(1)、そこで、町で条例を制定する予定はないか。必要性を感じないか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ハラスメント条例の制定に関する御質問でございますが、職場におけるハラスメント対策につきましては、労働施策総合推進法等の一部改正によりまして、令和2年6月1日から大企業の職場におけるパワーハラスメントの対策が義務化されまして、令和4年4月1日から中小企業においても義務化されたものでございます。

この法律の一部改正では、職場におけるパワーハラスメントに加えて、セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策及び顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の厳しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）なども含まれております。

このことを受けまして、当町におきましては、令和2年8月6日に長和町職員のハラスメントの防止等に関する規程を制定しまして、長和町職員の職場における全てのハラスメントの防止等に関して必要な事項を定めたところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 長和町職員のハラスメントの防止等に関する規程の制定内容につきまして御説明をさせていただきます。

内容といたしましては、全てのハラスメントの防止等のため、町長、管理監督者、職員の責務を

定めております。職員からの苦情相談に対応するため、相談員を配置しております。ハラスメントに関する苦情相談を審議するため、ハラスメント処理委員会を設置しております。委員会の審議結果は、相談者に通知し、町長へ報告することとしております。ハラスメントの確認がされた場合は、その職員及び所属長に対しまして懲戒処分を含む措置を講ずるなどにつきまして定めておるところでございます。

議員御質問の町で条例を制定する予定はないか、必要性を感じないかとの御質問でございますけれども、役場職員に関する対応につきましては、御説明のとおり、令和2年8月6日に長和町職員のハラスメントの防止等に関する規程を制定しておりますので、現在、条例として制定する予定は今のところございません。

また、全ての町民を対象とした条例につきましては、まずはハラスメントに関する情報を広く町民の皆様に御理解いただくことが大切だと考えておりますので、今後も、機会を捉えながら様々な方法で情報を発信していくよう努めてまいります。

なお、ハラスメントに関する条例などについて、他市町村の状況を見ますと、議会における条例の制定も多く見受けられます。議員も言われておりますように、当町におきましても、議員から職員に対するハラスメント案件について複数確認をしていることから、議会議員におけるハラスメント条例の制定について、その必要性も感じているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 例規集を見ましたら、この規程が載っておりましたので、せっかくこの規程をつくったなら、条例にすれば、それこそ長野県で一番最初に条例を制定したという内容になったと思うんですけど、なぜ条例でなくこの規程なのかというのがまず1点と、本日の信毎の記事にも、カスハラについて法整備がされたという内容がございました。それと、最後に今ございましたが、どちらかというと、議会の中において条例だったり規程をつくっているというところも多くございましたので、それについては我々議会もしっかりと考えていかなければいけないというふうに考えているところでございますが、なぜ条例でなく規程だったのか、分かったらお願いします。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） なぜ規程なのかというところでございますけれども、まず、先ほどお答え申し上げましたとおり、令和2年に規程のほうを設けております。これにつきましては、まずは職員、職場内にすぐにこういった決め事を周知させたほうがいい、決め事を定めて職員のほうに認識をさせたほうがいいという、そういった認識で、条例でありますと議会の議決ということになりますけれども、まずは素早く対応するために規程ということで対応したものと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 条例にしてもらっても決して議会は反対しませんので、ぜひ条例で出していきたいなというふうに要望します。

次に、ハラスメントについてのことについて、全町に周知啓発する考えはないのか。農協の長久

保店に行きますと、カスハラ防止のポスターが貼ってありました。町ではそういうものを掲出して周知する考えはないのか伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 実は、国で作成しておりますカスタマーハラスメント対策ポスターというのがございます。これにつきましては、ダウンロードを自由にして掲示をしていいということになっておりますので、窓口を担当しております部署等と調整をさせていただきまして、ポスターの掲示につきまして前向きに検討をしてみたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問は、設置したらどうかという想定で話をしておりますところの質問ですので、できているという話でございますので、この質問は省略させていただいて、町の条例、長和町の条例が依田窪病院での条例のみなし条例だという話がございます。

特に、役場の中でもハラスメントはあると思いますが、依田窪病院の窓口で大声で叫んでいるという話も聞いたことがございますけれども、そういうことを考えたときに、ちゃんとした条例をつくって、病院でもそれを運用してもらうというようなことを考えていないのか伺います。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 今、病院のほうの関係につきましての御質問でございます。病院のほうでは、私のちょっと記憶が間違っていたら大変恐縮ですけれども、病院のほうでは、令和元年だと思います。こちらのほうにつきましては、条例ではなくて要綱として、やはり同じように病院内の職員を対象とした決め事、ハラスメントに関する内容を制定していたかと思います。

今、議員さんがおっしゃられました、例えば、患者さんからの強い高圧的な言動があった場合には、病院では、やはり特殊なところでございますので、医療安全管理室という特別なそういう室を設けております。こちらのほうでしっかりと対応するという事でフローがやはり決まっておりますので、病院のほうで対応しているものをそのままこちらの役場のほうと同様に運用するというのはちょっとなかなか難しいところもあるんですけれども、いずれにしても、ハラスメントをなくすための検討、施策につきましては、積極的に取り組んでいく必要があるだろうと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 役場の中だけ、病院の中だけでなく、全町にハラスメントはもう差別なんだよという、言葉の暴力なんだよという、そういうことをしっかりと認識していただくためにもまた条例化が必要かなというふうに思います。

我々議員の中でも、選挙に出る際に一般住民からいろんなことを言われたという話がございます。これもハラスメントじゃないかなというふうに今では思いますが、そういうことも考えますと、役場の中だけ、病院の中だけでなく、また、役場職員にパワハラに匹敵するぐらいのことを言われたというような業者もございます。ぜひそういうことを考えていただいて、ハラスメント条例、も

う一度考えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、いきいき券の追加配布はどうなっているのかということで伺います。

1月16日の全員協議会において、燃料費高騰等支援事業として提案された、各世帯に8,000円のいきいき券を配布する事業はいまだ配布されていないがどうなったのか。発行されていない理由は何か。なぜ発行されないのか。昨日、うちのほうでは昨日、広報が配られまして、そこには載っていましたが、なぜここまでずれ込んでいるのかを伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昨年11月に閣議決定されました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴いまして、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者あるいは事業者の支援を行うことを目的とした、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を盛り込んだ国の補正予算が12月に成立をいたしました。これを受け、町は、国から示された臨時交付金の趣旨及び推奨メニューに基づきまして、交付対象事業案を議会全員協議会に提案をさせていただきました。

この臨時交付金に関わる町の補正予算は、1月30日の臨時議会において可決を頂いておるわけですが、事業内容といたしましては、低所得者支援枠分として物価高騰対応支援低所得世帯臨時交付金で、内容といたしましては、住民税の均等割非課税世帯に生活者支援として一律3万円、そしてまた、子供加算として1人2万円を合わせて給付するものでございます。

また、推奨メニュー分として、燃料費高騰等支援事業を提案させていただきました。内容につきましては、長和の里地域いきいき券を町内全世帯に1世帯当たり今お話ございましたように8,000円を配分するものでございます。

同じく推奨メニュー事業分として、町内事業者エネルギー高騰支援事業であり、内容といたしましては、町内全ての事業者を対象に従業員規模に応じた補助金を交付するものでございます。

国の交付金を活用し、これら事業を実施することにより、町民皆様の生活支援になればと考えているところでございます。

御質問にあります長和の里いきいき券の配布事業につきましては、担当課長より答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、各家庭に長和の里地域いきいき券を配布いたします燃料費高騰等支援事業について答弁をさせていただきます。

この事業につきましては、地域商品券の事業実施主体であります長和町商工会に委託し実施するもので、長和町商工会と今年1月に打合せ会議を実施させていただきました。

協議の中で、確定申告期間中は業務が多忙になり、事業実施の人員確保が難しいため、確定申告後の実施としていただきたい。また、昨年度、今回と同様の事業実施をした際、町内事業者エネルギー高騰支援事業と長和の里いきいき券配布事業の受付期間が重複したことにより、商工会での受

付業務が煩雑になってしまったことなどの御意見を頂き、今年度の事業では、それぞれの事業において期間を分けさせていただく形を取らせていただきました。

町内事業者を対象とした町内事業者エネルギー高騰応援事業の受付期間は今年5月1日から31日までとさせていただき、令和7年7月31日を事業完了日と定め、現在、応援金の給付に取り組んでいるところでございます。

また、町民の皆様を対象としました燃料費高騰等支援事業、いきいき券の配布事業でございますが、こちらにつきましては令和7年5月1日を基準日とさせていただき、住民データを抽出後、発送準備を整え、6月4日、昨日でございますが、郵便局に持ち込む形で事業を進めているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今、具体的な話がありましたけど、次の質問で、いつになれば発行されるのかは同じ内容ですか。違ったらもう一回説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） いつになれば発行されるのかということでございますが、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、町民の皆様を対象としたいきいき券配布事業につきましては、5月の最終週に発送準備を整え、昨日、郵便局に持ち込んだところであります。

6月7日から21日にかけて、町民の皆様へ、ゆうパックにて配達される予定でございます。また、不在で受け取ることができなかった町民の皆様への対応期間としまして、6月22日から28日までを再配達期間として設けさせていただいております。

本事業における長和の里地域いきいき券の使用開始日は令和7年7月1日からとなり、本券の有効期限は10月31日の金曜日までとさせていただいております。

この使用期間に関します内容につきましては、広報ながわ6月号と併せまして、町ホームページやライフビジョンにおいても広く町民の皆様へ周知をする予定でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問は、この過程の中で責任の所在をはっきりさせていただきたいということで、先ほど商工会云々という話があったんですが、なぜ商工会じゃなきゃいけないのか。商工会の事業が重なったから遅れているというような話もございましたけど、商工会丸投げじゃなくって、町でできなかったのかということを伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 燃料費高騰等支援事業、いきいき券配布事業でございますけれども、長和町商工会に委託している町の事業でございます。担当は産業建設課でございます。

商工会に委託した経緯でございますけれども、長和の里いきいき券でございますけれども、こちらは商工会が実施している事業でございます。

商工会の役割としましては、今回のいきいき券の印刷、発行、封入、それから納品、それから実

際使用いただきたいいきいき券の取りまとめ、それから事業者への支払いということで、商工会が実施していただくべきもので、町として取り組めるべきものではないということでもあります。

町の役割としましては、町民の皆さんのデータの抽出、そのほか封入等のお手伝いをさせていただいているものでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） そもそもがいきいき券なんですけど、いきいき券だったら5%の町負担、商工会負担、業者負担があるんですが、今回はこれ、いきいき券と言いながらも、どちらかというとプレミアム券に近い内容じゃないんですか。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 議員おっしゃられるとおりでございますけれども、長和町におきまして、長和の里地域いきいき券は、町民の皆様に広く普及している地域商品券でございます、そちらを活用することが一番の最良の策ではないかということで、いきいき券配布事業とさせていただいたものでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） その5%分は国から来るはずなんですけれども、それは商工会、町が負担するんですか。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今回のこの事業につきましては、全て国の交付金で賄うものでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） いきいき券が悪いと言っているわけじゃなくて、タイムリーじゃなかったということ、1月から2月にかけて、2月から3月にかけてガソリンは195円ぐらいになって、灯油も値上がりしていて、誰もがお金欲しいなといったときに配ることができなかった。恐らくこの配られるお金はお米に換わるんじゃないかなと思うんですが、お米も町の中で扱う業者がほとんどない。恐らくコンビニかなというふうに思うんですけれども、一刻も早く発行していただきたいというふうに思います。

同時にあった町内事業者エネルギー高騰応援事業は、4月中に動きがあったが、もう一つの低所得者生活支援3万円プラス子供加算2万円は、もう全て終わったんでしょうか。伺います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和6年度物価高騰対策支援給付金につきましては、令和7年2月5日に住民税が非課税の世帯に申請書を郵送し、3月31日までの申請期間として、2月25日から4月25日までに給付を行いました。

3万円給付の世帯752世帯のうち、738世帯より申請があり、98.14%の給付率となっております。

子供加算の2万円につきましては、21世帯33名が対象で、100%の給付となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問に移ります。配食サービスの現状と課題はでございますが、自分で御飯が作れない方に対しまして、要望のある方にお弁当を配達するという事業でございますが、利用者数は年々違ってはいますが、利用料金は上がっており、今後もこの状況でいられるのか。①として、現在の状況と町及び利用者の評価はどうか。②近隣市町村の状況はどうか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 配食サービスは、調理などが困難な高齢者等を対象にしまして、365日、昼と夕に安否確認を兼ねまして、お弁当の提供を行っております。

配食サービス事業は、食といった命に関わる必要不可欠な事業でございますが、物価高騰の影響を受け、光熱費、食材費等が値上がりをしていることに加え、一軒一軒にそれぞれの昼食や夕食を宅配する料金も含まれた事業となっております。

配食サービス事業の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 配食サービスの食事形態は、御飯とおかずの両方、おかずのみ、その他、おかゆや刻み食、アレルギーなどの食に対応しております。

令和6年度の利用状況は、御飯とおかず両方が3,609食（月平均300食）、おかずのみが6,404食（月平均530食）で、合計1万13食となっております。現在の利用登録者は42名で、希望に合わせて曜日別や昼食か夕食などを選んで利用をいただいております。

今年度の委託料の単価は、御飯とおかず両方が999円で、利用者の負担金は480円、おかずのみは955円で、利用者の負担金は430円となっております。

利用者の評価につきましては、配食サービスの利用者に年1回アセスメント訪問を行っており、利用状況を確認するとともに、配食に関する御意見を伺っております。

利用者の意見といたしましては、栄養のバランスが取れていてよい、すぐに食べられてよい、安否確認がありがたいとの意見もあれば、揚げ物が多い、同じ内容のものがある、野菜等煮物を入れてほしいなど、食の好みに関わる御意見もあり、委託業者へ伝えております。

また、近隣の状況につきましては、上田市の丸子地域と武石地域、東御市、立科町が長和町と同じ事業者配食サービス業務を委託しており、1食当たりの委託料はほぼ同額の状況となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） データがないのではっきり分からないんですが、令和3年あたりから比べますと利用者が減っているんじゃないかというふうに思うんですが、利用者が減っている主な原因

は何なのか。利用したくてもできなくなっているのか。それは利用料金が上がっているからという前提なんですけれども、そこら辺は変わっていないのか、減っているのか、増えているのか、お願いします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 利用料金の利用者負担は上がってはございません。ほかに民間業者等も限られた地域のみとはなりますが入っているもので、そちらを御利用いただいていたかと思うのかなと思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 昔はほっかほかの弁当が来るというイメージだったのが、今、冷たい弁当が来るっていう話なんですけれども、これはどういう理由なのかをお願いします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 配食しておりますお弁当は、食品の管理衛生上、調理完了後に冷蔵庫で冷やしてから保冷しながら配達をしております。お弁当はお皿に移してから温めていただくようお願いをしておりましたが、1分程度であればお弁当箱のままで電子レンジで加熱できるということでございますので、温めておいしく食べていただけるよう利用者に周知をしております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 先ほどの答弁の中に、民間業者は入ってこないのかということで質問を考えているんですが、よくテレビでも配食しますよというようなコマーシャルをしているんですが、それもまた安いんですけれども、ここら辺のところには民間業者は入ってこないのかを伺います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町の一部地域に限り、食材やお弁当を宅配する民間事業者はありますが、町内全域に毎日食事を配食サービスできる事業者は、現在委託している民間事業者以外にはないのが現状でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （4）としまして、配達の際、声かけをしたり、見守り、生存確認はきちんとされているのか。配達業者が行っているのか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町の配食サービスは、委託事業者が昼食と夕食それぞれの宅配時に安否確認を行っております。病院受診等の外出時には、事前に指定された不在時の置き場所に配達しますが、基本的には手渡しにより提供をしております。

また、配達した際に前回のものが手つかずになっている等、安否確認が取れない場合は、緊急連絡先や役場に連絡が入り、安否の確認を行っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最後の質問ですけれども、保育園児や小学校の児童が減ったそれぞれの給

食室で弁当を作ることができないか。これは、温かい弁当を届けたいという、そういう発想なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保育園及び小学校では、離乳食をはじめ、児童の発達段階や年齢に応じた調理方法、食物アレルギーの対応など、児童に合わせた栄養バランスを計算しながら、栄養教諭、栄養士が献立をつくり、衛生管理や食材管理を徹底した中で調理を行っております。

昼食のほかにも、食器洗浄や給食室の衛生管理、保育園では、午前のおやつ、午後のおやつなどの提供もあり、児童数にかかわらず、給食室はフル稼働の状況となっております。

保育園や小学校の規模に合わせた専用の調理室となっているため、調理スペースの確保及び調理器具やお弁当容器等の保管スペースの確保が難しく、自校給食以外の調理業務を共有することは衛生管理上好ましくないこと、児童に合わせた専用の調理をしていること等により、保育園・小学校において配食用のお弁当を作ることは困難と考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） いろんな制約があるという話なんです、やりようによってはできるんじゃないかというふうにも思いますので、ぜひ再検討していただければなというふうに要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時12分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時12分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

私は、本日、今まで行ってきました自分の一般質問を振り返り、現在の状況等を質問したいと考え、1番目、長和町地球温暖化対策実行計画の実施状況について、2番目、長和町の観光産業への取組について、3番目、長和町オンデマンド交通「ながわごん」実証運行の結果についての3点について質問をいたします。

最初に、長和町地球温暖化対策実行計画について。

5月2日に開催されました議会全員協議会にて報告されました長和町公共施設等への太陽光発電設備等の導入に関し、設備の設置計画について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町公共施設等への太陽光発電設備等の導入に関する御質問でござい

ますが、国では、政府実行計画におきまして、2030年度には設置可能な公共施設の約50%以上に太陽光発電を設置することを目指すとしております。地方公共団体につきましても国に準じて率先的な取組を実施することとされていることから、公共施設への太陽光発電設置等の導入調査支援として、令和6年度に補助金を活用し、長和町が公共施設等への太陽光発電設置等の導入調査を実施をいたしました。

設備の設置計画等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 長和町における公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画について、町の考えについてでございますが、当町では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、エネルギーの地産地消による地域の自立性向上を目指して、公共施設等への太陽光発電設備の導入を推進しているところでございます。

具体的には、昨年度実施いたしました公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査結果により、施設ごとの電力需要や建物の構造、安全性、費用対効果などを精査した上で、役場庁舎や小中学校、福祉施設など、日中の電力使用量が多い施設を中心に、太陽光発電設備及び必要に応じた蓄電池の設置を段階的に進めていく方針でございます。このことにより、電気料金の削減や災害時における非常用電源としての活用も期待をされております。

なお、この案件については、5月2日に開催をいたしました議会全員協議会におきまして報告をさせていただきます。

町といたしましては、予算の関係もございますが、令和8年度には段階的に導入できるよう、事業発注担当となる屋根設置型の施設管理担当部署や財政部局と今年度に情報共有を行い、協議を進め、適切に事業推進できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 自然災害に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策に関し、太陽光発電設備以外に町の考える方策としてはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 自然災害に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策についての御質問でございますが、再生可能エネルギー源につきましては、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律におきまして、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されておりますことから、太陽光はもちろんのほか、風力・水力・地熱・太陽熱など、自然界に存する熱やバイオマスがあるものと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 地域の災害時に対する強靱性の向上と地域の脱炭素化を同時実現すること

を目的にして、具体的にどのような事業を展開しようと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 事業展開についての御質問でございますが、停電時にも地域内で電力を確保できるようにしつつ、平時はCO₂削減に寄与が可能な再生可能エネルギーを活用した分散型電源システムの導入として、まずは地域防災計画により、災害時に避難施設などとして位置づけられた公共施設等に、昨年度行った導入調査結果を有効活用しながら、太陽光発電や蓄電池の事業設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、町の新しい財源にもなり得るJークレジットの創出に関して質問します。

Jークレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出原料や吸収量をクレジットとして国が認証し、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、ランニングコストの低減やクレジットの売却益、温暖化対策のP R効果が見込める制度であります。既に日本国では500以上の団体が認証されています。

長和町として、この制度についてどのように活用していく考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） Jークレジット制度についての御質問でございますが、本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット制度が発展的に統合した制度で、国により運営をされており、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂などの排出削減量や適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。

長和町地球温暖化対策実行計画により、町全体の総面積の約86%を山林が占める当町では、山林によるCO₂吸収量の推計値が各種統計データなどから算出したCO₂排出量の推計値を上回るカーボンネガティブを達成しているという結果となっております。

町といたしましては、地域の森林資源を生かしたCO₂吸収量をクレジット化することにより、森林を適切に管理することで、CO₂吸収量をJークレジットとして認証販売することにより財源確保に努め、販売収入を再生可能エネルギーの導入や脱炭素の施策に投資をしたり、森林整備の担い手支援や林業振興などに生かしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） Jークレジットの創出に関しては、省エネ設備の導入があり、バイオマスボイラーの導入などを考えられますが、町所有の温泉施設への導入は考えられないのか。また、町内の優良な木材を扱う企業と協業することはできないのか。あわせて、立科町で導入されたバイオマスボイラーの問題点について把握できていることについてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 木質バイオマスボイラーを町内の各温泉施設に導入できないかと

いう御質問でございますが、令和6年6月に制定されました長和町景観条例において御協力いただきました関連企業様に、やすらぎの湯及びふれあいの湯へ木質バイオマスボイラーを導入した場合の簡易調査を依頼した経過がございます。

簡易調査の結果といたしまして、町内の木質バイオマス利用のモデルケースとなり得る事業で、設置後の森林保全と再生可能エネルギーの普及に寄与できる可能性はあるものの、伐採計画及び資材置場の造成、継続的で安定的な木材の確保及び運搬コスト、また、設備設置費用が膨大であることなどから、引き続き検討を必要とするという内容でございました。

今後も、木質バイオマスボイラーの導入に成功している地域や導入予定の立科町の状況を視察するなど、将来的に町の負担とならず、町に必要な施設になるものと判断できる状況となれば、木質バイオマスボイラーの設置に向け検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、立科町「権現の湯」において導入予定の木質バイオマスボイラーにつきましては、立科町の担当者に確認したところ、本年度末の完成を予定しており、現在、実施設計を業者に依頼している段階にあるため、問題点等については現状お答えすることができないとのことでございました。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 隣町の立科町のことでありますので、運用されましたら、ぜひ、その結果をまた知らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

Jークレジットの創出において再生可能エネルギーの導入が上げられているが、太陽光発電については、ハード面の設備については新しいものが次々と出てくる状況であります。機種の見直しや適材適所になるような柔軟な対応を求めたいと思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） ハード面の設備についての御質問でございますが、Jークレジットの創出において再生可能エネルギーの導入が推進されていることは承知をしております。特に太陽光発電につきましては、ハード面における設備の技術革新が著しく、新しい機種が次々と開発・導入されている現状でございます。

このような状況におきまして、単に導入を促進するだけではなく、地域の特性や設置環境などに応じて、機種の見直しや適材適所の判断を行えるような柔軟な対応が求められると考えております。

例えば、日照条件や土地利用の状況、周辺環境との調和などを踏まえ、最適な機器選定や設置場所の工夫がなされることで、効率的かつ地域に受け入れられる導入が可能になると考えております。

今後とも、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入が推進されるよう、引き続き御意見を伺いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 再生可能エネルギーの導入に関しまして、太陽光発電以外の町の取組は何かあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 太陽光発電以外の町の取組は何があるかについての御質問でございますが、長和町では、太陽光発電以外にも多様な再生可能エネルギーの導入を検討・推進しております。

町の地球温暖化対策実行計画にも掲載をされておりますように、長門牧場のメガソーラー事業や新庁舎における太陽光発電・地中熱ヒートポンプシステムの導入、ながと保育園における太陽光発電・太陽熱利用空調システムの設置や住宅用太陽光発電及び蓄電池システム設置補助などの実施がございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町での太陽光蓄電池の設置等をもう少しアピールをしていただいて、民間の一般住宅でも設置が進むような努力をしていただきたいと思います。

Jークレジットの創出において農業の取組が挙げられていますが、町として、具体的な施策としてどのような考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 農林水産省やJークレジット制度事務局のホームページによりますと、農業分野の取組としまして、農業ハウスや園芸施設における効率のよい空調設備の新設、再生エネルギーの導入、石化燃料の代替、水稻栽培における中干し期間の延長、畜産分野での改善飼料の給餌等が挙げられているところでございます。

農業ハウスや園芸施設、畜産分野における取組については、対象となる農家が僅かであり、その上でCO₂等の排出削減・吸収に資する技術を用いた事業を実践することが難しいものと認識をしております。

また、水稻栽培における中干し期間の延長につきましては、以前の一般質問でもお答えさせていただきましたが、この制度を適用するための条件として、中干し期間をその水田の直近2か年以上の実施日数の平均より7日間以上延長し、その旨を証明する生産管理記録等をそろえ、第三者機関の審査を受ける必要があります。

国の試算として、排水性が十分よい水田で、なおかつ、前年の稲わらを全量すき込んでいるモデル的な水田において、諸経費等の差引き前の額で関東地域では10アール当たり1,700円とされております。

水稻栽培につきましては、近年の猛暑によって生育管理に非常に苦慮しておりまして、過度な乾燥による品質低下等の悪影響も懸念されており、肥料の追肥や収穫後の稲わらの持ち出しが必要となる場合も考えられ、技術面で栽培体系が確立されていない段階で、作物の減収や等級格下げのリスクも伴うことから、農業経営においてメリットにつながるのかの判断まで至っていない状況でございます。

町といたしましては、これらの状況を踏まえ、引き続き関係機関の動向に注視しながら、農業分野においてどのように活用できるか検討が必要であると考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） Jークレジットの創出において、適切な森林管理がありますが、長和町のカーボンネガティブになっている要因は、町の面積の86%を占める山林によってなされている最も重要な資源であります。これを維持することがカーボンオフセットの問題に関しては最重要課題であることは明白であり、具体的な対応に迫られていますが、町の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 適切な森林管理を行うことで、森林のCO₂吸収ポテンシャルが最大化されます。適切な森林管理は、5年、10年単位の長期的な森林経営計画を立て、その計画に基づいて施業を実行することが重要であり、町といたしましては、引き続き、町有林等の森林造成事業、また、信州上小森林組合及び個人事業者が事業主体となり実施する森林造成事業に対する県の補助金のかさ上げ補助事業、林道維持管理業務等取り組んでまいりたいと考えております。

また、森林管理経営制度で森林所有者の森林整備への意向を確認するとともに、森林環境譲与税を活用し、森林整備に取り組んでまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 令和6年6月の一般質問でも森林の維持について質問し、その答えとして、森林の若返りを図りつつ慎重に検討するとありましたが、慎重な検討の結果、どのような施策を行うのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 森林の若返り、森林の再生や健全化でございますが、具体的な方法として、混み合った森林から一部の木を伐採し、残った木の成長を促す間伐、また、伐期を迎えた森林の皆伐、植栽による再造林、若木の成長を妨げる下草刈りや獣害対策を計画的に実施していくことが重要であると考えております。

町は、森林整備計画を策定しており、状況に応じて更新を行っております。

この計画に基づき、適正な森林整備に努めてまいるところでございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、民有林についても森林経営管理制度等を活用し、適正な管理を目指してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 太陽光発電をはじめとする再生エネルギー事業を展開する事業者との連携が、二酸化炭素の削減による環境面での効果に加え、地域の活性化につながり、地域の雇用による経済効果など、地域に裨益し、地域と共存する取組につなげるとの返答でありましたが、町の具体的な取組はどのように展開させていくのか、その方針についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 再生可能エネルギー事業者との連携に関する町の具体的な取組方

針についての御質問でございますが、当町では、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を、地球温暖化対策としての二酸化炭素排出量削減という環境面での意義に加え、地域経済の活性化や雇用創出など、地域社会への多面的な効果を期待できる重要な取組と捉えております。

今後の具体的な展開方針としましては、次のような施策を念頭に置いております。

まず1つ目でございますが、適地の選定と地元との合意形成の支援でございます。再エネ設備の導入に当たりましては、地域の理解と協力が不可欠であるため、事業者と住民との円滑なコミュニケーションを促進し、合意形成が図られるよう、町としても積極的に関与してまいりたいと考えております。

2つ目としましては、地元企業や人材の活用の推進でございます。設備の建設や維持管理などにおきまして、可能な限り地元業者や人材が参画できるよう事業者に働きかけるとともに、必要なスキル向上に資する研修機会の提供などを検討してまいりたいと考えております。

3つ目でございますが、地域への利益の還元と共生の仕組みづくりについてでございます。発電事業から得られる収益の一部を地域振興や環境保全に充てるなど、地域住民にとっての具体的なメリットが見える形での還元を目指し、共生型のモデルづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目でございますが、電力の地産地消の推進でございます。公共施設や福祉施設への電力供給をはじめ、災害時のエネルギー供給体制の確保も見据えた地域内活用の仕組みを検討し、エネルギーの自立性向上にも努めてまいりたいと考えております。

あわせて、再生可能エネルギーに対する理解促進を図るため、住民説明会の実施や学校教育などを通じた啓発活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、地域と調和した持続可能な再エネの導入を進め、環境・経済・地域がバランスよく発展する地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 太陽光発電設備等の導入に関し、E Vの購入も補助対象となるようですが、災害時の応急用電源としても移動できる電源として活用できるE Vの導入について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 太陽光発電設備等の導入に関連し、災害時の応急用電源としても活用可能な電気自動車（E V）の導入についての町の考えについてでございますが、当町におきましては、再生可能エネルギーの普及促進に加えまして、災害時におけるエネルギー供給の確保や地域の防災力の強化といった観点からも、E Vの活用は非常に有効な手段であると認識をしております。

特にE Vは、可搬性を有する蓄電池として、停電時に避難所や福祉施設などに電力を供給できる特性を持っており、近年では「動く非常用電源」として全国的にも注目をされております。

今後におきましても、地域の防災拠点や福祉施設、公用車両へのEV車導入の可能性を検討するとともに、民間への導入促進につきましても、制度設計や普及啓発の観点から検討を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、災害に強く、かつ環境に優しいまちづくりの実現に向け、再生可能エネルギーとEVの活用を一体的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、大きい設問の2番目に移りたいと思います。長和町の観光産業に関する取組について質問をいたします。

まず最初に、ブランシュたかやマススキー場の24—25シーズンの営業実績についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ブランシュたかやマススキー場の24—25シーズンの状況でございますが、天候及び新しい降雪システムや圧雪車を導入したことなどによりまして、ゲレンデの雪づくりが順調に進み、予定どおり12月の14日にオープンすることができました。

年末年始は暦にも恵まれたことにより、前年対比121%の入り込みでございました。その後も天候に恵まれたこと、そして、新しい降雪システムが稼働できたおかげで、シーズン終了まで良好なゲレンデコンディションを保つことができたことでございます。その結果、来場者数は6万1,000人以上となり、前年比111%で、5シーズンぶりに6万人を超える入り込みとなり、経常利益も大幅に改善されたとのことでございます。

株式会社マウント長和の皆様をはじめ、関係者の皆様に感謝を申し上げるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 12月単月の入り込み数でございますが、昨シーズンが9,453人に対し、今シーズンは1万1,476人と、昨年度比121%という状況の中で営業をスタートすることができました。

このことにつきましては、お隣の下諏訪町や以前から交流のある静岡県での新たな営業活動を実施した成果であり、スキーヤーオンリー最終章ということで販売した前売りシーズン券の購入者が昨シーズンと比べ124%であったということ、そして、年末年始が9連休であったということも好スタートの要因であると考えられます。

続きまして、1月単月での来場者は前年比114%、2月単月の来場者数は106%と、飛び石連休等の影響で12月単月の増加分には及びませんでしたが、2月後半の3連休により取り戻すことができました。

また、3月17日から31日までのスノーボードモニタリング期間での入り込みは131%と、昨シーズンの同期間を上回る結果となり、シーズンを通じて天候と当スキー場の自慢でもあるソリ

ッドスノーにも恵まれたシーズンでありました。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ブランシュたかやまスキー場におけるスノーボード解禁につきましては、モニター期間が実施されましたが、モニターからの意見、ブランシュたかやまスキー場のスノーボード場としての長所、短所についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 3月17日から31日までのスノーボードモニタリング期間中にアンケートを実施したところ、最も多かった御意見は、「今まで滑りたかったスキー場で、ようやくスノーボードで滑ることができた」とのことでした。また、「町内スノーボードで、今まで町民割引等を利用することができなかったが、割引を利用できてうれしい」など、町民の皆様の意見を率直に聞くこともでき、意義のあるモニタリング期間であったと考えております。

また、スノーボードにとっての長所としましては、それぞれ特徴的なコースが豊富で、中級者以上のスノーボードにとってはとても魅力的であるということ、また、短所としましては、スピードを出して滑っているスキーヤーが多く、初心者スノーボードにとっては少し敷居が高く感じられることや、コースによっては狭い箇所があり、滑走する際にかなり注意しなければいけない箇所もあるとの御意見も頂いております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ブランシュたかやまスキー場として、スノーボード解禁に対する期待と準備にどう対応しているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今までスキーヤーオンリーとうたってきた当スキー場のスキーヤーに対するおもてなしの心を忘れることなく、新たなお客様であるスノーボードの皆様にもそのおもてなしの心が伝わるよう、スキー場職員が一丸となり対応することが必要であると感じております。

また、スキーを楽しむスキーヤーの皆様も、スノーボードを待ち望むスノーボードの皆様も、この令和の時代におきまして少なくなってしまうスノースポーツを愛する大切な皆様でありますので、その皆様の期待を裏切ることなく、共に楽しめる様々なイベントを企画し、実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、まずは、モニタリング期間中に御意見を頂いた危険箇所の改善やリフト案内表記等の交換も含め、来シーズンに向けて準備を進めてまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） スノーボード解禁はブランシュたかやまスキー場として大きな転換となり、町の観光業に携わる方たちも大きな期待を寄せていることと思います。観光協会、宿泊業者、マウンテン長和が一体となり、エコーバレースキー場のファンであったウインタースポーツを楽しんでい

た顧客を取り戻すことは重要になると思います。情宣を併せて、町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 昨年度、24—25シーズンを迎えるに当たり、ブランシュたかやまスキー場では、スキーヤーオンリー最終章として、ポスターはじめパンフレットに大きく掲載しPRを図っており、あわせて、ボード解禁のモニタリング期間を設けるなどにより周知が図られてきました。

町としても、ブランシュたかやまスキー場の大きな転換点となるボード解禁について、株式会社マウント長和はもとより、観光協会ははじめ、関係する団体等と連携し、周知・PRを図ってまいりたいと考えております。

来シーズン、株式会社マウント長和では、地元・姫木平出身の藤森由香さんとアンバサダー契約を結び、情報発信に力を入れていくと伺っております。

シニアスキーヤーやファミリー層に加え、ブランシュたかやまスキー場が弱かった若者の取り込みを目指していくとのことでもあります。

また、エコーバレースキー場でございますけれども、来シーズンについて話合いも行っているということでありますので、エコーバレースキー場の動向にも注視しながら、しっかりと情宣活動に取り組み、インバウンドも含めた誘客に努めてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 8 p e a k s スノーリゾートによる広域的な情宣活動、また、インバウンド需要の取り込みについて、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） ブランシュたかやまスキー場は、現在、8 p e a k s スノーリゾートという白樺湖を中心としたDMC——地域に特化した旅行会社のことでございますけれども——に属しており、当スキー場において集客が難しいインバウンドの誘客について積極的に取り組み始めております。

白樺湖エリア6つのスキー場でインバウンド誘客に取り組んでいる8 p e a k s スノーリゾートでは、今シーズン、オーストラリアからのインバウンドを中心に約600人泊の実績がありました。実質1年目の成果としては一定の成果であると感じております。

白樺湖池の平ホテルを中心に宿泊しているため、基本的には、しらかば2 i n 1 スキー場や白樺高原国際スキー場の利用が多い状況でございますが、ブランシュたかやまスキー場にも延べ100人以上が来場しているということでございます。

当スキー場を訪れたお客様からは、グレンデの状況やレストランのメニュー構成を中心に高い評価を頂くことができました。今シーズン来訪された団体の方が既に来シーズンの予約も入れているとの情報も頂いており、来シーズンは2,000人泊を超える誘客を想定しております。

また、オーストラリア出身のスタッフが独自に集客しているエイトピークススノースポーツがしらかば2 i n 1 スキー場で今シーズンから事業を開始しております。このエイトピークススノースポーツとは、外国人向けの英語サポートによるスキースクール事業を実施するもので、この取組につきましても、DMCである8 p e a k s スノーリゾートと連携しながら、当町のインバウンド誘客に結びつけたいと考えております。

なお、ブランシュたかやまスキー場は、2月にニューヨークタイムズの日本語スキー場6選に選ばれております。海外においても評価が高いスキー場であり、今後のインバウンド誘客に期待が持たれます。

今後の課題としましては、現在、池の平ホテルを発着場として、白樺高原国際スキー場としらかば2 i n 1 スキー場を結ぶシャトルバスが運行されておりますが、ブランシュたかやまスキー場への直接的な路線がないため、当スキー場へインバウンド客を誘客する際は、8 p e a k s スノーリゾートのスタッフが独自に送迎するか、当スキー場から迎えに行くことになります。将来的にシャトルバスが当スキー場まで延伸することにより、さらに来場者の増を見込むことはできますが、費用負担等の問題もあり、慎重に検討する必要があります。

また、8 p e a k s スノーリゾートを介さず、個人で来場されたインバウンド客も確実に増えているため、スノーボード解禁と併せ、レストランをはじめとする場内施設の多言語表記やキャッシュレス機能を持たせた会計システム等の導入も検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、星くそ館のオープンに伴い、黒耀石ミュージアムの来館者も増えてきているようです。来場者の変遷についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 黒耀石体験ミュージアムの入場者数の変遷についてのお答えをいたします。

まず、当館がオープンした平成16年度には1万4,916人からスタートし、平成24年度には新型コロナ流行前の最大値である1万7,585人に御入館をいただいております。

なお、オープンから新型コロナ感染症の流行が始まった令和元年度までの入館者数の平均は約1万6,000人で行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナ流行により、令和2年度は5,649人、令和3年度は1万1,650人と入館者は大きく減少いたしました。

星くそ館は、こうした新型コロナの流行が残る令和3年7月にオープンをしました。山の斜面を徒歩で訪ねる展示館ということで、利用者の獲得が心配されましたが、様々なメディアを通じたPR効果もあり、星くそ館オープン後のミュージアム入館者数は、令和4年度には2万201人と2万人の大台を突破し、令和5年は2万2,762人、直近の令和6年度には2万2,383人と、

新型コロナ流行前の平均より4割ほど入館者数が伸びており、確実な相乗効果が認められておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 「星降る中部高地の縄文世界」が日本遺産となり、各市町村の縄文関係の博物館、体験館も来場者も増加しているようです。個人的にも幾つかの施設を訪れましたが、それぞれの学芸員や職員はすばらしい対応をいただいています。しかし、「星降る中部高地の縄文世界」として全国または世界にアプローチしている感じを受けることができませんでした。

町としては、日本遺産としてどのような情宣活動を考えているのか。広域的に連携し、縄文世界を広めるために何をしていくのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 観光誘客を目的とした情報発信といたしましては、「星降る中部高地の縄文世界」の構成団体と連携した取組に加えまして、様々な観光ルート上に位置する他の日本遺産と連携した取組も有効であると考えております。

こうしたことから、町では、隣接する新幹線沿線で日本遺産を抱える上田市及び千曲市と連携したスタンプラリーを実施しております。また、信州4大日本遺産連携事業として、茅野市のDMOを本部に、県内4つの日本遺産をパッケージ化したモデルツアーの実施も検討しているところでございます。

次に、海外からの観光誘客を図るための情報発信の取組といたしましては、国際シンポジウムや英文ジャーナルを通じまして、星麓峠の黒耀石鉱山に係る学術成果を発信し、世界的な関心を高めるとともに、受入れ体制の整備として、茅野市DMOを窓口とした海外からの学生の体験受入れを計画しており、その前提として、英訳ガイドブック及び英語版体験解説DVDの制作をこれまでに実施しております。

また、現在は、インバウンド対応を目指して活動をされている地元ボランティアの方々との連携に取り組んでいるところでございます。

町独自の取組でございますが、大きな目標に向かって、自らがその財産をブラッシュアップするという地道な活動ですが、その効果を引き出すためにも、隣接する地域との連携をさらに強固にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、中山道、長久保宿の本陣について、何回も質問しておりますが、重要な歴史遺産としてどのように残していくのか、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 長久保宿本陣につきましては、令和4年3月に国史跡中山道として追加指定を受けて、現存しております座敷棟の復元整備と公開を目指しております。

座敷棟の主要部分はほぼ当時のまま残されておりますが、玄関部分を取り除かれ、また、建物西

側は増改築が行われているため、復元整備に当たっては、根拠となる絵図面や普請記録の調査・検証が必要とされ、本陣家から時期が異なる複数の絵図面や普請記録の資料を借用して写真撮影を行い、調査検証作業を行っておりますが、長年、本陣家文書の整理調査に携わってこられた専門の先生が引退されたため、文化財調査委員会におきまして協議をしていただきまして、明治大学以外の大学の先生にも依頼をしていく方向となったところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） なかなか古文書の研究が進まない中で、長和町としてだけではなく、中山道としても、また、国としても重要な建造物であると思いますが、文化庁へは別のアプローチの方法はないのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 国指定の文化財であるため、増改築部分の撤去や玄関周りなどの復元に当たりましては、確固たる資料の提示を求められているものでございます。

当町ばかりではなく、近隣の同じ国指定史跡である上田城跡の櫓復元整備事業を見ましても、多額の懸賞金をかけ、手がかりとなる絵図面、古い写真を探しておりますが、なかなか有力な情報が集まらず、海外にも調査の手を広げ、再度募集期間を延長して取り組んでおられます。

長久保宿本陣座敷棟の復元整備に向けましても、絵図面、普請記録の徹底した調査検証とともに、今後、古い写真の探索や増改築部分や玄関周りの地下に当時の遺構が残されているか否か確認調査も必要になるものと思われませんが、文化庁、県と相談しながら進めてまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 中山道を国内外にアピールするために、町、県、中山道を有する市町村、都府県が連携しなければならないと思いますが、町ではどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 全国的規模での中山道を保有する自治体の連携に関する御質問でございます。

平成10年には旧長門町で第12回中山道宿場会議が開催され、また、町村合併後の平成20年には第22回中山道宿場会議が開催されて、加盟市町村から多くの方が参加をされました。各地の物産店や和宮行列などのイベントによって大いに盛り上がったところでございます。

また、平成30年には第14回全国歴史の道会議長野県大会を文化庁、県、下諏訪町と当町とが共催で開催をし、中山道や各宿場巡りツアーは好評を得たところでございます。

その後、コロナ禍もあって、このような大きな取組を行うには非常に難しい状況下にありましたが、東信州中山道連絡協議会とも相談をしながら、連携を深める方策を探ってまいりたいと考えているところでございます。

また、前述の長久保宿本陣座敷棟の復元整備に当たっては、財源確保のための寄附募集と併せた

キャンペーンを、真田信繁——幸村になりますが——と長久保本陣へ嫁いだ長女・すへさんと縁が深い上田、松代、大阪、仙台といったところで計画できればと思案しているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に通告をしておりました長和町オンデマンド交通「ながわごん」につきましては、大変大事な問題でもありますし、質問の時間が限られておりますので、次の機会にしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりとします。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時6分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時06分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、私は、長和町公共施設の管理運営について、2番目として、公共施設の使用料金について、3番目、ふるさと納税について、3点質問を行います。

最初に、長和町公共施設の管理運営について。

一昨年（平成29年）3月議会で、私は、平成29年3月に策定された長和町公共施設等総合管理計画、長和町公共施設個別施設計画について質問をいたしました。また、本年、令和7年度の当初予算を見ますと、財産管理費として長和町公共施設等総合管理計画改訂業務委託料約550万円が計上されております。

そこで、この2年前の質問に対し、町長の答弁内容の検証と長和町公共施設等総合管理計画の実施内容について質問いたします。

令和2年の計画では、町の公共建築物及びインフラ施設を将来このまま全て保有し続けた場合の更新費用の合計は40年間で848億7,000万円、年平均で21億2,000万円と試算されております。これまでにかけた投資的経費、道路や施設など将来に残るものに支出される年平均7.7億円と比較して約2.7倍になると記されております。

そこで質問です。2年前の質問では、人口減少及び高齢化等、社会の情勢も大きく変化しており、当然、計画の見直しが必要と思うが、町長はこの計画をどのように考え、どのように進めていくのかと質問いたしました。町長は、住民サービスを低下させることのないように配慮した上で、公共施設の総資産量の適正化についても併せて取り組んでいく必要があると答弁しています。公共施設

の総資産量の適正化についてどう取り組んだのか。成果はどうだったのか。検証はできたのか。また、今年度の改定の趣旨と内容をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に対する御質問でございますが、まず、公共施設等総合管理計画とは、それぞれの自治体が所有する公共建築物及び道路や橋などのインフラ資産を含めた全ての公共施設等を対象として、現状や課題を整理し、その更新、統廃合、長寿命化等、管理に関する基本的な考え方を定めたもの、個別施設計画は、総合管理計画で掲げる目標や方針、数値目標の実現を図るための個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画として位置づけられております。

当町では、行政需要に応じて順次整備してきた公共施設等が大量に更新時期を迎えるとともに、少子高齢化の到来による町民ニーズの変化にも計画的に対応する必要があることから、総合的・長期的な視点を持って、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させることを目的として、平成29年に公共施設等総合管理計画を、また、令和3年には個別施設計画を策定をいたしました。

これら計画の策定後の取組につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 計画の策定後の取組についての御質問です。

議員の質問にあります適正化の検証、PDCAサイクルというわけですが、Plan（計画）、あとDo（実行）、あとCheck（評価）、あとAction（改善）、これを繰り返すことによって、この場合は維持や修繕などの管理業務を継続的に改善していく手法でございます。

町の公共施設の総資産量の適正化については、計画の中では11%の削減目標があるわけですが、令和2年の策定時から取壊しが3棟、売却が3棟の計6棟の除却を確認しています。しかし、施設の統廃合が思うように進んでいないのが現状でございます。

また、今回の個別施設計画の改定の趣旨でございますが、長和町地球温暖化対策実行計画が策定されたことに伴い、この計画に対応する計画に見直していくこと、それと、令和3年3月の策定から4年が経過する中で、社会情勢の変化等に対して改めて計画を見直す時期に来ており、本改定では、公共施設に関する基本情報を更新するとともに、国の指針や社会情勢の変化などを踏まえて公共施設の在り方を検証するものでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。改定予定の計画期間は、将来の人口や財政の見通し等を基に、長期的な視点からおおよそ30年と設定されていると思われませんが、このところの社会情勢、長和町の財政状況を鑑み、10年程度を目安に見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、公共施設等の管理に関する基本的な考え方のユニバーサルデザイン化、脱炭素化を取り入れた施設整備は行われたのでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 計画期間等についての御質問でございます。

まず、町の公共施設等総合管理計画については、平成28年から令和27年までの30年間の推定期間としたもの、公共施設個別施設計画については、令和3年から総合管理計画の推定期間と同じ令和27年度までの計画になっております。

国からは明確な見直し期間の指示は出ておりませんが、県からはおおむね5年ごとの見直しが望ましいという指示が出ていますので、今回、令和7年に見直し作業を行い、令和8年度の改定を目指しております。これにより、議員御指摘の直近の社会情勢や経済情勢も反映された計画になると考えられます。

また、議員御質問のユニバーサルデザイン化につきましては、実際の施設整備の際に検討すべきもの、また、脱炭素化については、前段で申し上げました町の地球温暖化対策実行計画に沿った内容で今回の計画の改定を行う予定でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 平成29年に策定されました公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画は、施設の分類として、町民文化系施設、学校教育・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設等に分類されますが、計画策定はどこの所管が行っているのか。各課との担当課との情報共有、維持管理に関する調整は行っているのか。また、今年度の改定に伴う情報収集は行ったのかをお伺いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 情報収集についての御質問でございます。

公共施設個別施設計画にある各分類の施設の計画策定は、施設管理担当者からのヒアリングを行いながら計画にまとめてあるものでございます。

なお、公共施設の建物関係では、学校施設長寿命化計画と公営住宅等長寿命化計画は各担当において策定をしております。

今年度の改定に伴う情報収集につきましては、令和2年度の個別施設計画策定からの施設増減についてのヒアリングは実施をしました。

今後も、策定過程に応じて、必要に応じて情報収集をしてまいります所存でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。人口減少や世代構成の変化により、集会施設、特に地区の公民館、長和町は44施設ありますが、利用頻度及び利用者の減少が顕著と思われますが、今年度の改定ではこのような調査を行うのか。

また、個別施設計画の実施計画では、地区の集会施設はほとんどが継続または改築とありますが、地区住民の減少から維持が難しくなっている地区が多いと思います。今回の改定で、管理計画に記述されているような集約・廃止も考慮した地区の意向調査は行ったのでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 公民館分館を所管している立場で申し上げますが、公民館分館の利用につきましては、社会構造の変化に比例しまして、減少傾向が続いている状況でございます。

そのような中、長久保地区のように、公民館分館を持たず公共施設を集会場所として利用している地区も実際にはございますが、今後、人口はさらに減少し、利用者は低下していくことが予想されています。

また、町財政部局からは、町の財政状況が極めて厳しい中、できる限り施設の集約化などは行っていくべきと方針が示されております。担当部局といたしましても、今後は、利用状況、劣化状況などを踏まえまして、施設統合及び近隣公共施設の利用など、公民館分館施設の再編を検討する必要があると感じているところでございます。

しかしながら、多くの公民館分館は、近年多発する自然災害における避難施設としての側面もあり、町内各所に必要な施設として位置づけされていることから、公民館分館の再編は、避難施設としての必要性を配慮するとともに、集会施設としての利用頻度が大きいことから、地区住民の意向を酌み取った上で進めていくべきことであるというふうに考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 第2次長和町長期総合計画実施計画（令和5年から令和7年）に個別施設計画は網羅されていますか。また、計画は実施されたか。例えば、管財係所管の町営住宅修繕工事、湯遊パーク体育館LED化工事等、計画どおりに行われたのでしょうか。7年度分は予算化されていないがなぜか。また、個別施設計画にある取壊し・修繕の昨年度までの実施状況、今年度の実施予定をお伺いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 計画の実施状況についての御質問でございます。

当初の答弁でも申し上げましたけれども、これまでに建て替えや移転した施設はございますが、施設の除却、建物の構造にまで手を加えた修繕は思うように進んでいないのが現状でございます。

前回の個別施設計画策定においては、各課に照会した経過はありますが、今年度においても、そのような取壊し・大規模修繕の予定はございません。

個別施設計画については職員にも周知をしており、実施計画のヒアリングや予算査定においても職員に確認をしておりますが、多額の財政調整基金を取り崩している町の極めて厳しい財政状況の中で、計画どおりに進んでいないのが実情でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） この質問をするに当たりちょっと調べてみたんですけども、長期総合計画の中で、町で20の施設ぐらいが計画されていましたが、公共施設の管理総合計画にも記載されているように、公共施設の更新費用の財源が明らかに不足していると書かれております。

長和町の町税収入は毎年900万円程度減少しています。また、答弁にもありましたが、公共施設整備基金は約2億2,000万円程度で、本年は温泉施設に一部繰り入れる予定があります。さらに、財政調整基金からの繰入れも毎年5億円ほど行っており、残金も僅かとなっております。

計画は策定したものの、財源不足から施設個別計画に基づいた修繕、さらに取壊しもできず放置されてしまうのではないかと大変危惧をいたします。

次の質問です。今年度の計画の更新では、財政面を重視して施設個別計画を根本的に見直す必要があると考えますが、施設を集約——例えば体育館を1つにする。保育所・小学校を1つにする。利用効果のない施設の廃止・譲渡を計画に盛り込む。さらに、多目的で総合的な施設を1か所に集約して建設するなどの構想はないか。町長の考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 施設の統廃合・譲渡についての御質問でございます。

人口減少が進む中におきまして、効率化の観点から、施設を集約も必要なことのひとつと考えております。しかしながら、公共施設はそれぞれが異なる目的と役割を担っているため、数量の削減は、関係者や地域の理解が必要なため、なかなか容易ではないというふうに考えております。

各施設の統廃合の議論が進んでいない中で、今年度策定する計画の中に具体的な施設の統廃合について盛り込むには大変困難ではないかと考えておるところでございます。

一方、人口減少が進む長和町におきまして、財源や町民の皆様の利用の状況等、様々な角度から各施設の検討を行い、計画の不断の見直しを行うことは必要であると考えております。

なお、体育館におきましては、2つの体育館とも町内の利用頻度が高く、1つに集約する状況ではないというふうに考えております。また、保育園・小学校の集約につきましては、統合を望まない保護者もいること、地域全体の問題であることから、個別施設計画という側面だけで考えていけない問題ではないというふうに考えております。

財政面、利用者、保護者の意向を十分に把握し、地域の皆様の御意見などを考慮して、状況を見極めて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 財源が不足し、計画の実行は難しいと思いますが、実効性のある計画とするため、施設個別計画の再確認、更新、修繕工事の優先順位づけを行う、また、公共施設あり方専門委員会等を設置する考えはないでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公共施設の検討委員会の設置についての御質問でございます。

設置の趣旨は少し違いますが、平成23年度から公共施設跡地利用委員会という委員会を設置した経緯がございます。このときは、全体的な公共施設の在り方ではなく、町の施設において、合併により統廃合等をすべき施設の後利用などを検討をいたしました。

その際には、和田の旧中央公民館を樫の木福祉会に、そしてまた、和田庁舎の1階部分には和田

診療所と歯科診療所を移設するなどの方針をお決めをいただきました。

このときは、いわゆる跡地利用ですので検討も進んだのですが、現在稼働している公共施設の更新、そして、修繕工事の優先順位づけを行う専門委員会となりますと、地元や利害関係者の調整など、多くの課題の調整が必要となります。

とはいえ、町全体の公共施設の極めて厳しい財政状況の中において、今回の計画が実効性のある計画となるよう、様々な角度から検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問ですが、公共施設整備基金を寄附で募れないか。この後の2番目の質問でも出てきますけれども、施設使用料を基金に積み立て、今後の公共施設の整備・改修のために有効活用する考えはないでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 施設使用料の基金積立てについての御質問でございますが、個々の施設使用料がその施設の維持管理費を十分に賄えるだけの収入であれば積立てという判断もできますが、ほとんどの公共施設では、施設使用料は施設の維持管理費に充当した上で、さらに一般財源を入れて施設を維持しているという現状でありますので、積立てはなかなかできない状況であります。

また、公共施設整備基金への積立てを寄附で募れないかということでございますが、寄附を募る場合には、寄附をしてくださる方が賛同し、その施設の利用目的が必要かと思えます。何かの目的があれば別ですが、目的がはっきりしないまま公共施設整備基金への積立てを募るのは大変困難であるかなというふうに感じておるところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ただいま町長から答弁を頂きましたけど、積立てできるほどの使用料は徴収できていない状況だと思います。また、寄附については行っている自治体もありますので、ちょっと研究していただければと思います。

次に、2番目の質問の公共施設の使用料金についてです。

同じく一昨年の3月議会で、町直営の各施設の使用状況及び使用料金に関して一般質問しました。質問内容は、公共施設の維持管理経費の捻出、施設利用者と未利用者の負担の公平性、さらに、体育施設、福祉施設、集会施設など料金の統一、使用料及び減免の条件などの見直しが必要と考え、町長に質問いたしました。

答弁の内容は、使用料については、施設の利用者が施設を利用する際に得られる受益の対価として等しく負担していただくものであること、使用料は当該する施設の維持管理費用の財源となるべきもの、また、使用料は減免により一定の成果を上げているが、施設利用者の固定化を招くなど、使用料の本来の在り方が問われている。また、住民全体の平等性を維持するため、減免基準を検証するとともに、明確にし、適切な運用をしていかなければならないと答弁されています。

質問です。施設使用料は利用者の受益の対価として、使用料本来の在り方を考えたのでしょうか。また、減免基準の検証を行ったのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公共施設の利用料に関する質問でございます。

一昨年３月議会で答弁させていただきましたが、町の施設の使用料につきましては、施設の利用者が施設を利用する際に得られる受益の対価として等しく負担していただくものであり、この使用料につきましては、該当する施設の維持管理費用の財源となるべきものであるとの認識は変わっておりませんし、御指摘の使用料の減免措置についても、町民の皆様の地域活動、そしてスポーツや文化、生涯学習の振興及び推進に一定の成果を上げているというふうに思っております。

公共施設の利用料につきましては、施設利用の対価として定めている意義を保ち、住民全体の平等性を維持するため、減免につきましても適切な運用をしていかなければならないというふうに考えております。

減免基準の検証の部分につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の施設使用料の減免基準の検証についての御質問でございます。

公共施設の管理全般を所管しております総合政策課の立場で答弁をさせていただきたいと思っております。

使用料の減免につきましては、各施設の設置条例及び規則により、使用料の一部もしくは全部を減免することが認められております。

一言で使用料といっても、集会施設、スポーツ施設、広く捉えますとケーブルテレビも使用料になります。

よって、減免の基準もそれぞれの施設によって基準が違うため、減免基準の検証は進んではおりません。

総合政策課では、厳しい財政状況を踏まえ、各種計画の策定時や予算査定などの際に、施設管理部署に対して、使用料の見直しはもちろんのこと、減免についても適切な運用を指示しております。

令和７年度の予算編成方針においても、社会経済情勢に即した両立の見直し、受益に応じた金額の見直し及びその適正化、長期視点に立った受益者や利用者との調整について、施設管理部署に対して要請をしております。

また、前の質問で触れました長和町公共施設個別施設計画改定作業の中でも、各施設の管理部署に対して、この部分についてのヒアリングを行い、個別の基準を検証するとともに、適切な運用を検討してまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○９番（渡辺久人君） 次に、これから申し上げます１０施設の令和６年度中の利用団体数、利用日数及び回数、減額・免除団体数・回数、利用料金をお伺いします。

1つ目として、長門町民センター集会ホール、2つ目、長門老人福祉センター、3つ目、和田コミュニティセンター、4番目、古町コミュニティセンター、5番目、長和町多目的集会施設入大門センター、6番目、長和町長門町民体育館、7番目、長和町湯遊パーク、8番目、大門支所、9番目、和田支所、10番目、役場本庁舎町民ホール。

以上です。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、質問を頂いております施設ですけれども、複数の課にわたってまいりますので、まず初めに、私のほうから総務課所管施設につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の町民センター集会ホールでございますけれども、利用団体数は30団体で、利用日数は158日、回数は177回となっております。利用団体のほとんどが町内団体の会議あるいは福祉的な利用となるため、減免回数は29団体で176回となり、昨年度は、町外在住の方が主催するコンサート1団体1件のみ料金を徴収しております。徴収した料金につきましては6,000円ということになっております。

続きまして、2つ目、長門老人福祉センターでございますけれども、利用団体数77団体で、利用日数は263日、回数は543回となっております。こちらも利用団体のほとんどが町内団体の会議ですとか福祉的な利用となるため、減免回数は69団体の520回となり、残る8団体の23回の利用につきましては料金をお支払いいただいております。徴収した料金は7万6,800円となっております。

続いて、ちょっと飛びますけれども、8番目の大門支所の関係でございます。利用団体数は21団体で、利用日数と回数はともに71回となっております。また、大門支所は大門基幹集落センター内に事務所があり、同施設条例に基づきまして使用料金が定められております。

そして、利用された21団体は、同条例の減免条文にうたわれております地区住民や地区団体の利用ということでありまして、利用の際に利用許可申請と減免申請を記入いただいております。こうした手続を踏まえ、6年度に利用された皆さんから利用料金は徴収してはいないという状況でございます。

続いて、9番目、和田支所の関係でございますけれども、利用団体数は7団体でございます。利用日数と回数は全部で11回となっております。利用した団体は全て、町内の団体の会議や児童の福祉的な利用——樅の木福祉会のわくわくでございます——であるため、利用料金は頂いておりません。なお、和田庁舎は、本庁舎同様に庁舎ということになりますので、和田庁舎内の会議室等の利用については、本庁舎の運用に準じて対応しているという状況でございます。

最後、10番目の役場本庁舎町民ホールにつきましては、利用団体が20団体で、利用日数と回数はともに129回となっております。なお、町民ホールの利用につきましては内規が定められておりまして、利用対象者は、長和町に居住している者または長和町に所在する団体等としておりま

して、利用料は無料としておるところでございます。

総務課関係につきましては以上でございます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、続きまして、教育委員会所管の施設の利用状況につきまして申し上げます。

まず、③の和田コミュニティセンターでございますが、こちらは延べ数となります。利用団体数247団体で、利用日数及び回数は258日でございます。利用団体のほとんどが町内団体や福祉的な利用となるため、利用のほとんどが減免となっております。町外者による利用が1回ございまして、料金を支払っていただきました。徴収した料金は2万4,000円でございます。

次に、④の古町コミュニティセンターの利用状況でございます。こちらでも延べ数ですが、利用団体数は申込件数での集計となっており673件でございます。年間利用日数は278日でございます。利用団体のほとんどがこちらでも町内団体や福祉的な利用となるため、利用のほとんどが減免となっているところでございます。町外者による利用が1回ございまして、料金を支払っていただきました。徴収した料金は1万2,000円でございます。

次に、⑥の長門町民体育館の状況でございます。通告のとおり、こちらは月平均でお答えさせていただきますが、利用者数平均数2,601名、維持管理経費平均46万2,000円、利用料平均5万9,000円、令和6年度維持管理経費554万2,000円という状況でございます。

次に、⑦の長和町湯遊パークの体育館、グラウンド、テニスコート、マレットゴルフ場の状況でございます。こちらは利用者数が平均数で527人、維持管理経費平均111万円、利用料平均2万6,000円、令和6年度維持管理経費1,332万3,000円という状況でございます。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、⑤にあります長和町多目的集会施設入大門センターについてでございますが、入大門センターの令和6年度の利用実績につきましては、主な利用目的として、自治会の会議、パドル体操や卓球など、133日間の利用日数で、利用人数は延べ1,082人で行いました。維持管理経費55万4,000円で、利用料の実績はございません。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 質問に対して回答が満たされていませんでしたが、まとめると、利用団体数は402団体、利用回数は1,862回、減免回数が1,836回、使用料支払い回数が26回で、使用料の合計は約100万円となると思います。減免の比率は98.6%で、ほとんど減免されているという形が見えました。

次の質問ですが、減免に該当する事項は、公民館事業、社会教育事業、役場などの公共団体、公共的団体の事業に関してと私は認識しています。趣味の範囲でのグループ活動は減免にはならないと判断しますが、見解をお伺いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 減免についての御質問でございますが、教育委員会所管の施設で申し上げさせていただきますが、公民館活動に関わる団体・グループ及び町民並びに長和スポーツクラブなど、町内社会体育団体・グループに所属する者は基本的に減免としております。その活動が住民の生涯学習の向上につながるというものであれば、減免措置としてもよいのではないかとこのようにこちらでは考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 一昨年の町長の答弁では、減免基準は一斉に統一することは無理だが、受益者負担の原則から、減免は公共・公益上の使用に限る等、あくまでも特例措置としての適用に限定しなければなりませんし、今後、町としての公平性や公正性を確保するため、同種・類似のサービスを提供する施設におきまして不統一な扱いがないよう努めていかなければならないと考えておりますと答弁しております。この点を考慮していただきたいと思います。

次の質問であります。また、減免は特に町長が認めた場合となっておりますので、町長が特に認めるものはどのようなものなのか。2年前の答弁では、基準に基本的方針が必要と答弁しておりますが、基本的方針は作成されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 減免の判断、基準の基本的方針についての御質問でございます。

こちらの公共施設の管理全般を所管しております総合政策課の立場で答弁させていただきます。

まず、体育施設のように規則で減免の基準を細かく定めているものもありますけれども、多くの施設では条文中に「特に町長が認めた場合」と定めております。

町長が認めるものとして、公共的団体が使用する場合や地域住民が利用する場合が想定されますが、そのほかにも公益上有意義な理由がある場合は、町長の判断により減免を認めているケースがございます。

また、2年前の答弁におきまして、基本的方針が必要とお答えさせていただいておりますけれども、前段で申し上げましたとおり、各施設によって減免の判断基準が違いますので、減免の基準について、統一的ではないにしても、ガイドラインのようなものが示せないか引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 今、答弁を頂きましたけど、各施設ごとでいいのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、減免は許可事項であるので、ちゃんと町長決裁が必要だと思います。減免の要件を確認して許可しているのでしょうか。常態化され、疑問も持たずに未確認ではないか。決裁を今後改めて取る考えはないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 減免の許可についての御質問でございます。

使用料の減免につきましては、各施設の設置条例の中で町長もしくは教育長が認めたものとなっておりますので、減免の際には町長もしくは教育長の決裁を取っております。

議員御指摘のような案件がございましたら、施設管理の立場として指導・改善をしてまいり所存でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 今、答弁を頂いたんですけれども、私も10年間、毎月1回か2回、老人センターを使っておりますけれども、減免を書いたことがございませんので、その点、しっかり各施設担当者に確認を取っていただいて、ちょっと様式を考えましょうというような話もありましたので、表は使用申請、裏は減免申請というような、そういう両面刷りで書式をつくっていただいて決裁を取っていただきたいと、そんなふうに思います。

次の質問ですが、時間の都合もありますので、ふるさと納税についての質問になりますが、次の質問に対して省略しますけれども、直接、担当のほうとお話ししたいなと考えていますので、今後、よろしくお願いいたします。すいません。ということで、ふるさと納税についての質問になります。よろしくお願いいたします。

2008年5月から制度化されたふるさと納税の発案者は当時の福井県知事で、発案の発端は、地方の自治体が子供に医療や教育など様々な行政サービスを提供しても、大人になると多くの人が都会で就職し、子供時代に行政サービスを受けた地方自治体には税収が入らない、お世話になったふるさとに納税したくてもできないことが本来の趣旨でした。

2011年3月11日に発生しました東日本大震災をきっかけに、被災地支援という形のふるさと納税制度の利用が広まりました。その後、ワンストップ特例事務募集適正基準、地場産品基準の改正が行われ、現在に至っています。

質問になります。4月から町長の肝煎りで、ふるさと納税特別任務室が設置されました。ふるさと納税に関しては、ある専門家は、税の原理原則に反して地方自治を毀損するもので、さらに、納税者の自由意思によって納税先自治体を選択できるということは、自治体の徴税権を侵害するもの、また、一部の高所得者が恩恵を得る制度であるとの意見もあります。

当然、長和町の住民が他の自治体に納税をしているケースもあるわけで、自治体間の寄附の取り合いとなり、産地を偽ってまで寄附を取ろうとする自治体も出てくるわけです。このようにふるさと納税制度の廃止論もある中で、今年度、町長はなぜふるさと納税特任室を設置したのか。特任室の人員構成などをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと納税制度に関する御質問でございます。

ふるさと納税制度は、今お話をいただきましたけれども、寄附を通じて地域を応援する仕組みとして広く定着してきましたが、自治体間の競争が激化する中で、単なるお得感だけでは寄附を集めるのが難しくなっている現状でございます。

そこで現在注目されておりますのが地方PRという視点であると言われております。それは、ただ商品を紹介するだけではなく、その背景にある人や文化、課題への取組を伝えることで、寄附者に共感や納得感を持ってもらえるようになるものでございます。

また、ふるさと納税を活用するメリットとして、地方自治体が直面する財政難を緩和する効果があります。この制度を利用することで、地方自治体は自らの魅力を全国にアピールし、それによって新たな支援者を獲得することが可能となります。あわせて、ふるさと納税は、地域の特色を生かした返礼品を提供することで、地元産業の活性化にも寄与することとなります。

さて、この4月からふるさと納税特別任務室を設置したところでございますが、これは以前から私の中にありました構想でございまして、大変に厳しい財政状況におきまして財源の確保が喫緊の課題となっている中で、ふるさと納税制度の趣旨を十分踏まえつつ、関係する諸機関などとの連携により、創意工夫によりふるさと納税の増収につながるような取組を積極的に推進をするためのものでございます。

この取組につきましては、役場全体にわたるものとしてプロジェクトチームを編成し、強力に推進してまいりたいというふうに考えております。人員構成につきましては、地域おこし協力隊員1人を含めた4人体制で推進しているところでございます。

また、先日、国、国会議員に対しまして、長野県の地方6団体で陳情をしてまいりました。その節に、長野県6団体につきましては、このふるさと納税を充実をお願いをしてまいりました。ただ、ここで一部自治体におきまして、返礼品の不正、決められたことを守られていないという実態がこのところ報道で報道されておりますけれども、このことにつきましては大変私は遺憾だと思っておりますし、こういったことがないように、長和町のふるさと納税はしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町のホームページからふるさと納税を検索していきますと、役場の住所で事業の委託先でレッドホースコーポレーション株式会社という社名が表示されます。この会社の概要と契約の内容、契約の時期をお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 現在契約しておりますレッドホースコーポレーション株式会社でございますが、設立が1964年3月、資本金が1億円、従業員数が415名、事業内容につきましては、地域産業支援及び活性化事業、コンシューマー事業、これらを手がける会社でございます。

契約の内容につきましては、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなび、au PAYふるさと納税、ポータルサイト以外、それぞれに関しまして業務委託をしているものでございます。

契約の関係につきましては、令和元年度から契約してございまして、それ以降につきましては1年ごとの自動更新となっている状況でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 令和7年度のふるさと納税運営費の総額は3,419万1,000円で、寄附の見込額は2,220万円、利益率は64.9%と利益率が高く感じるのですが、この設定でよろしいのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 令和7年度当初予算におきましては、渡辺議員がおっしゃるとおりの歳入歳出の金額となっております。

寄附歳入につきましては、本年もクラウドファンディング事業を担当のほうで実施する予定とのことでございまして、合算された金額となっております。予定する寄附金につきましては2,100万円でございます。

歳出におきましては、ふるさと納税基金の積立てが2,100万円も合算されておるところでございますけれども、経費率5割を若干上回っている状況にございます。

今後の寄附の歳入状況などに合わせまして、例年どおり、国から示されております基準の範囲内に収まるように調整していく予定でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 専任の特任室を設置しましたが、寄附の見込額は1桁違うのではないかと思います。寄附金の目標額は幾らかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 令和7年度の当初予算では2,100万円の寄附歳入を計上したところでございますけれども、この特任室を設置したからといって、すぐに寄附額が増額するといったわけでないことにつきましては、十二分に認識をしております。

この事業を強力に推進することに併せまして、地域のPRも活用できることに伴い、広く町を周知できること、宿泊や体験型などの返礼品によりまして、観光に関わる誘客にもつながること、この事業による持続的な関わり、関係づくりの増加によりまして、いわゆる関係人口を増やすことにより、町のブランド力の創出と地域の活性化や移住定住事業などへの波及効果も十分に期待されるのではないかと考えておるところでございます。

寄附額の目標値ということでございますが、目標につきましては大きく3年計画で6億円を目標にその推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 特産品がない中で、返礼品の掘り出しはできたのでしょうか。また、出品者の目安はついたのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 他の自治体も参考にさせていただきますと、手法として商品を何点かに絞り、徹底的にPRし、納税につなげている自治体等、あらゆるジャンルから

多くの商品をそろえ、そこからブラッシュアップして商品としてチョイスしていただく自治体等、多くは2つの政策による取組があるように考えております。

当町におきましては、平成20年度から地場産品の普及並びに販路の拡大を図り、産業の振興と地域の活性化を目的に長和町奨励品認定制度を開始し、鋭意取り組んでおるところでございます。現在、37の事業者、121商品の認定をしておるところでございます。

また、当町は、全国的に人気があり、売れ筋となっております海産物、肉、果物に乏しい状況でございますので、認定事業者の皆様をはじめ、多くの事業者の皆様に御協力を頂きながら、より多くの商品をそろえての取組をしてみたいと考えておるところでございます。

現在、ポータルサイト「さとふる」への掲載開始、新規参加事業者の掘り起こし、既存事業者の商品ラインナップの増加、民泊や体験などのチケット商品の拡充、決済方法などの調査・研究を続けまして、それらを実施に向けまして鋭意事業推進をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、昨年度の返礼品のトップ5をお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田ふるさと納税特別任務室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 昨年度の返礼商品のトップ5につきましては、1位がブランシュたかやまスキーリゾートリフト1日優待券2枚、2位でございますが、長門牧場アイスクリームの12個セット、3位でございますが、楽天トラベルのクーポン3万円分でございます。4位でございますが、長和町の町内宿泊補助券3枚（1万5,000円分）ということでございます。5位が長門牧場のアイスクリームの10個セットといった状況となっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 冒頭申し上げましたが、長和町の住人も他の自治体へ寄附ができるわけで、過去3年間の長和町から他の自治体への寄附者の人数と件数、総額、過去の寄附額の最高額をお聞きします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 長和町から他の自治体への寄附者に関する御質問でございます。私のほうからお答えを申し上げますが、データ管理の都合上、件数や各市町村への金額の内訳が完全に把握できないため、寄附者の人数と総額のみを回答させていただきます。

まず、令和4年分でございますが66人、総額696万8,500円、令和5年分でございますが75人、総額921万9,800円、令和6年度分でございますが、99人から総額975万8,960円でございます。

過去の寄附の最高額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、合算にて数値が示されるため、各自自治体への金額の内訳が完全に把握できませんので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） だんだん他の自治体の寄附額が増えて1,000万円ぐらいあるということなんですけれども、その分、町の個人町民税が減少していくという形になるかと思います。

最後の質問になりますが、ふるさと納税の寄附を財源とした地域振興や返礼品による産業振興への効果が期待できますが、寄附を利用して地域の文化的建築物、伝統文化・祭りの継承、公共施設整備基金等の基金への寄附も募り、広く町財源の確保を行ったらどうでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在実施しておりますふるさと納税による寄附でございますが、寄附者の皆様に6つの美しい郷事業、（1）がいつまでもみどり「耀き」つづけるやすらぎの郷事業、それから2として、未来に向かって「耀く」地域の産業をおこす郷事業、3として、ひととして「輝き」続けるやさしいぬくもりの郷事業、それで4として、太古の「耀き」を育む郷事業、それで5として、笑顔と笑顔が「耀く」ささえあいの郷事業、そして6として、「耀く」地域の歴史遺産を活かした国際交流事業のこれらそれぞれの事業のうちから選択をしていただき、基金へ積み立て、後にそれぞれの財源に充てている状況であります。

渡辺議員おっしゃる地域の文化的建築物、それから伝統文化、それから祭りの継承、公共施設整備基金等への基金への寄附につきましては、ふるさと納税というよりも、何かの取組をしたい起案者がプロジェクトを立ち上げ、それを応援したい支援者が資金を提供する仕組みであるクラウドファンディングやガバメントクラウドファンディングの要素が非常に高いものであると考えております。

ガバメントクラウドファンディングなどでは、返礼品よりもプロジェクト内容を重視して寄附先を選ぶこととなっております。寄附金が税金から控除してもらえるのはふるさと納税と同様でございますが、寄附先の選び方が違ってまいります。

自治体がガバメントクラウドファンディングを立ち上げるメリットにつきましては、1つ目は返礼品がなくても大丈夫であること、2つ目として目的を定めて寄附を募れること、3つ目が目標額に届かなくても寄附金を受け取れること、これらがそれぞれ挙げられるわけでございますが、今後の取り組むべき課題としていかなものかどう、どのような事業を実施するのか、しっかりと検証した上で、庁内それぞれの事業担当者により調査・研究・検討をした後、必要であれば担当者より事業を実施してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 長和町の財源確保のため、ふるさと納税に本腰を入れたのであれば、より多く寄附を集めていただくこと、また、公共施設の使用料も僅かであっても徴収し、財源に充てていただくことを希望いたしまして、本日の私の質問を終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時16分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時06分

再　　　　　　　開　　　　　午後　２時１６分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

１番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○１番（阿部由紀子君）　それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回、私は大きな項目３つの質問を考えてまいりました。１つ目、町民の気づきを活かす情報システムの導入、２つ目として、未来の有権者と共に考える選挙環境について、３つ目として、男女共同参画、政策への反映についてで質問をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、１つ目の大きな項目です。町民の気づきを活かす情報システムの導入について。

日常生活の中で、町民の皆さんが気づくことがあります。例えば、台風の後には道を塞いでいる倒木、舗装が傷んだ道路、公園の壊れた遊具、放置された動物の死骸など、こうした異常は放置すれば事故や不快感につながるおそれがあり、早期対応が望まれるものです。こうした町民の気づきをもっと円滑に町へ伝える手段があれば、町の安全や暮らしやすさの向上につながると思います。

そこで、まず伺います。これまでこのような異常や不具合に対して、町民からの通報はどのような手段で受け付けてこられたのか、現状をお聞かせください。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　町の行政の役割といたしまして、福祉・保健・医療サービスの提供や教育の実施、また、生活基盤の整備や地域振興とまちづくりなどがありますが、一番は町民の皆様の安全安心な生活を支えることであるというふうに考えております。

こうした中で、町民の方から、御質問がありますような異常や不具合に対していち早く対応してまいることが重要であるというふうに考えております。

町民の方からの通報の手段の現状等につきましては、担当課長から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　清水総務課長。

○総務課長（清水英利君）　御質問にあります異常ですとか不具合につきましてでございますけれども、電話にてお受けすることが非常に多くございます。また、住民の方が直接来庁されて御指摘を頂くこともございます。ほかには、自治会ですとか区のほうから要望という形で文書にて提出していただくこともございます。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　町では、これまでに町民からの通報を受け付けて対応されてきたかと思いますが、過去に町民から寄せられた通報件数や内容にはどのようなものがあつたのでしょうか。町民の皆さんが日頃どのようなことに気づき、どんな声を届けているのかを知ることは、今後の仕

組みづくりの上でも大切な視点になると考えますので、お知らせください。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 町民の方から寄せられた通報については、産業建設課においては通報内容が多岐にわたるため、件数の把握は難しいですけれども、内容につきましては、倒木により町道や林道の通行に支障を来している。鹿などの野生鳥獣の死骸により町道の通行に支障を来している。大雨やごみの詰まりにより水路があふれている。道路が陥没している。用水路に水が来ない。水道が出ない。水道水が濁ったなど、様々でございます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 住民生活課の所管する業務の中で、公害に関すること、犬・猫等に関する業務がございまして、町内において不法投棄があった場合や犬・猫が交通事故に遭ってしまい、道路でひかれたままの状態であるというような連絡を受けることがございます。

令和6年度における通報件数につきましては、不法投棄に関する件が3件、犬・猫の交通事故に関する件が3件ございまして、それぞれ対応をさせていただきました。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 通報を受けた後、町としてはどのような流れで対応されているのでしょうか。職員の方がすぐに動けない夜間や休日など、緊急性のある通報に対してはどのような対応体制が取られているのかお聞かせください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 通報を受けた後の町の対応に関する御質問でございます。

まず、平日の業務時間中に通報を受けた際ですが、その内容により所管する担当部署において対応をしております。

また、夜間や土日祝日の対応ですけれども、夜間においては宿直者が通報を受けまして具体的な状況をお聞きし、例えば、倒木により通行に支障を来していたり、電線などにかかっていたりして早急に対応が必要な場合は、宿直簿に添付されている連絡網により所管する担当者に連絡をしていただき、担当者が必要な対応をすることになっております。

土日祝日の8時30分から17時15分の間でありますと、役場職員が交代で日直者として庁舎に詰めておりますので、宿直の際と同様に、日直者が必要な所管部署、担当者に状況について連絡を入れまして必要な対応をしているという状況でございます。

なお、原則としまして、通報を受けた宿直者または日直者は、受けた内容に係る担当者に連絡を入れるということにしております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 他の自治体で実施されている取組を参考に、町でも導入を検討していただけないかという視点で質問をいたします。

茨城県守谷市では、「M o r i n f o」という地域情報アプリを活用して、市民が道路の損傷、

公園の遊具の破損、街灯の不点灯、不法投棄などの情報をスマートフォンから写真つきで投稿できる仕組みを導入しています。「もりやレポート」と呼ばれるこの機能では、投稿された情報が市の担当課に届き、対応状況も地図上で市民に共有される仕組みになっており、住民と行政の連携を高めています。

また、同じく茨城県の土浦市では、道路の陥没やカーブミラーの破損などを通報できる専用フォームが整備されており、通報内容に写真や位置情報を添えて報告することが可能です。市が内容を確認し、関係部署へ速やかに連絡される仕組みが取られています。

さらに日立市では「ひたちナビ」というアプリがあり、住民が道路の危険箇所や倒木の情報などをスマートフォンから投稿できる通報機能が整備されています。情報は庁内で共有され、現場の対応に生かされているとのこと。

このように、既に複数の自治体で町民の気づきを写真つきで簡単に投稿・通報できるシステムが導入されており、実際に住民からの情報をまちづくりや安全管理に生かす事例が増えています。

長和町におきましても、こうしたスマートフォンを活用した情報システムの導入を検討していただけではないでしょうか。既に「Nナビ」などのアプリも活用されていますが、それらと連携する形で機能を拡張することも可能かと思えます。

町民との連携によって、小さな気づきが大きな安全につながるような仕組みづくりをぜひ御検討いただきたいと思いますと考えますが、町としての見解をお聞かせください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） スマートフォンを活用した通報システムに関する御質問でございますけれども、このような通報システムがあるということは承知をしております。

システム導入につきましては、活用する上でのメリット・デメリット、それからコスト面などの費用対効果、また、利用予想頻度なども考慮しつつ、導入に関しては関係する担当課と十分に相談しながら検討していきたいと考えております。

Nナビ連携につきましても可能であると考えておりますけれども、スマホアプリとアプリ同士の連携はできませんので、何を導入するかによりアプリ連携が可能かどうかについても調査が必要であると思っているところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町では、航空写真（GIS）の活用が始まっています。GISとは、地図とデータを組み合わせて、場所に関する情報を見たり分析したりできるシステムのことかと思いますが、農地や空き家、防災などにも使えるとのことですが、そうした地図情報と町民からの通報情報を組み合わせて、地図上で見える化し、行政の各課で共有できる仕組みをつくっていくことは可能でしょうか。

もしできれば、あの場所は何度も街灯が切れている、あの橋は度々通報があるといった傾向も見えてきますし、将来の整備や予防にも役立てられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 町で導入している地理情報システム（G I S）でございますけれども、こちらのシステムは、道路、上下水道、農地、地番管理など、様々な用途で利用されております。航空写真は、G I Sで利用している機能の一つとなっております。

導入したG I Sですけれども、個人情報として扱われる情報まで管理しているため、一般公開はしておらず、あくまで業務システムの一つとして使用しているということでございます。

町で導入している事業者が提供する公開型G I Sを導入するには費用がかかることと、利用の仕方について関係する部署と協議する必要がある、また、機能面でできることが限られてしまいますので、十分に検討する必要があると考えております。

現在のところ、公開型G I Sを導入する予定はありませんけれども、今後、必要と判断される状況になりましたら導入検討を進めていきたいと考えております。

公開型G I Sにこだわらなければ、既に公開されているグーグルマップですとか、あるいはヤフー地図などで、無償で提供されている地図情報を使った方法もありますので、安価なもので代用ができないか等につきましても併せて考えていかれるかと思っておりますのでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 対応も含めてぜひ御検討いただければと思います。

こうした仕組みは、日常の道路や設備の異常だけでなく、災害時の防災情報の共有、安否確認、避難所の運営支援にもつながるものだと考えています。例えば、大雨や地震などの災害発生時、町民が道路の寸断状況や土砂崩れ、危険箇所などの情報をスマートフォンから写真つきで投稿できるようになれば、現場の状況を行政がリアルタイムに把握し、避難指示や道路規制などの判断にも活用できると考えられます。

また、避難所の開設状況や混雑度、ペットの受入れの可否などをアプリなどを通じて町民がリアルタイムに確認できる仕組みが整えば、どこに避難すればよいかの判断をしやすくなり、適切な避難行動の促進にもつながります。

令和6年6月にデジタル庁が実施した「広域災害を対象とした避難者支援業務のデジタル業務改善に関する調査研究」でも、こうした仕組みの有効性が検証されており、また、読売新聞の防災特集「スマホで避難所の“密”確認 防災と感染防止の切り札に」といった記事でも紹介をされています。

さらに、現在の町の体制を考えると、町の職員の中には長和町外から勤務されている方もいるため、災害時にすぐに現場対応ができない、あるいは、地理的に即時把握が難しいといったケースも想定されます。そのような状況においても、町民による通報や現場写真が集約されるシステムがあれば、職員が現場にいらなくても正確な状況を把握し、判断・指示を行うための支援となります。

こうした観点からも、単なる通報システムにとどまらず、防災、安否確認、避難所開設状況とその空き状況の情報共有までを含めた連携を視野に、町においても、今後、通報システムを防災機能

と一体で整備していく方向性を検討していただけないでしょうか。町としての見解をお聞かせください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 通報システムを防災機能と一体で整備していく方向性についての御質問でございます。

G I Sをベースにしたもの、または別の地図データを使ったもので、道路、農地、空き家、防災情報、安否確認、避難所情報、写真投稿機能などの公共インフラ通報システムの御提案でございますけれども、様々な情報連携を一手に行うシステムは、御案内のとおり、機能が多くなるほど高額になってまいります。

こうしたシステムを提供する事業者は多くはないと思われましても、費用面・機能面などを研究し、関係する担当課と横断的な検討をしていきたいと考えております。

なお、Nナビのオプション機能で避難所情報を追加することができますし、マップ上で避難所の表示ができ、ペットの受入れの可否情報につきましても載せることができます。そして、地図上での写真投稿機能も追加することができますので、Nナビの活用も含めて検討をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

では、2つ目の大きな項目に入ります。未来の有権者とともを考える選挙環境についてです。

今年10月26日には、長和町で町長選挙と町議会議員選挙が行われます。町のお知らせアプリ「Nナビ」においても、その日程が広報されており、徐々に町全体で選挙への関心が高まっているように感じます。

しかし、一方で、町民の政治参加、特に若年層の投票率の低迷や有権者一人一人が選挙を自分事として捉えられる環境づくりについては、引き続き課題があると感じています。

未来の有権者である現在の子供たちや若い世代が社会に関心を持ち、自らの意思で選択できる力を育てていくためにも、選挙がもっと身近に感じられる町であってほしい、そんな思いから、今回は、未来の有権者とともを考える選挙環境をテーマに質問をさせていただきたいと思います。

長和町のこれまでの選挙の投票率はどのように推移してきたのか。年代別の投票率データがあれば教えてください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 選挙関連、特に若い世代の政治参加、選挙環境に関する御質問でございます。

少子高齢化、超高齢化社会と言われる現代におきまして、若年層の政治参加が極めて重要となっており、選挙制度につきましても、公職選挙法の一部改正により、平成28年より選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられるなど、積極的に若者の政治参加を促しておりますが、投票率等を見ま

しても、若年層とそれ以上の世代ではまだまだ開きがある状況で、全国的な課題であると認識をしております。

長和町も、町長、町議会議員選挙を控える中、対策の必要性を感じておるところでございます。

御質問の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、過去３回分の長和町議会議員選挙の投票率について申し上げます。

まずは、平成２５年でございますけれども、投票率７３．７４％でございました。なお、こちらの年代別データはございません。

続いて、平成２９年でございます。投票率が７７．３０％、年代別でございますけれども、１８・１９歳が４３．１８％、２０代が５３．４３％、３０代が６８．１６％、４０代が７６．４３％、５０代が８５．８５％、６０代が８８．１２％、７０代が８７．８１％、８０代以上が６７．６４％となっております。

続いて、令和３年でございます。投票率７７．８４％、年代別でございますが、１８・１９歳が５６．１６％、２０代が５９．０４％、３０代が７２．３０％、４０代が８０．２８％、５０代が８２．６４％、６０代が８７．５３％、７０代が８８．８０％、８０代以上が６２．３４％、こういった状況となっております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○１番（阿部由紀子君） 当日投票と期日前投票の割合はどうなっているのか、傾向があれば教えてください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 平成２５年の投票者数は４，２３５人、うち期日前投票者数は１，２６５人で、投票した方のうち期日前投票を行った方の割合は２９．９％となっております。

次に、平成２９年の投票者数は４，１９３人、うち期日前投票者数は１，８３１人で４３．７％となっております。

次に、令和３年の投票者数でございますけれども、３，９７２人のうち、期日前投票者数は２，１４１人で５３．９％となっております。

傾向といたしましては、期日前投票を行う方の割合が年々増加傾向となっていることがうかがえるかと思います。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○１番（阿部由紀子君） 投票率を上げるために、町ではこれまでにどのような啓発活動や広報を行ってきたのでしょうか。ポスターの掲示、町の広報への掲載、ＳＮＳの活用など、具体的な取組内容とその成果について教えてください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 投票率の向上に関しましては、選挙前における各媒体を使つての広報活動ですとか、期間中の広報車によります街頭放送等を進めてまいりました。様々な要因はございますけれども、先ほどお示しいたしましたデータでも投票率は増加傾向にあるものの、20代以下の投票率はまだまだほかの年代と比べて低くなっておりますので、こちらの年代への対策が必要だと感じているところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 投票を終えた有権者に投票済証明書を配付している自治体が全国的に広がっているようです。これは、法的な義務ではありませんが、投票率の向上や主権者の意識の向上、地域の活性化にもつながる取組として注目をされています。例えば、2024年には、全国展開するラーメン屋「一風堂」でも、投票済証の提示によって割引を受けられる選挙割が実施されました。ほかにも、自治体と商店街や地域企業が連携して、選挙をきっかけに地域での買物や食事に行く機会を生み出すような取組が行われています。こうした取組は、単なる割引ではなく、若い世代に選挙に行くことが当たり前という文化を根づかせる意味でも有効なきっかけになると考えます。

長和町においても、例えば商工会と連携して、投票済証を提示すると地元店舗で特典が受けられるような仕組みがあれば、地域経済の活性化と政治参加の促進という両方の効果が期待できるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。長和町では、これまでに投票済証明書を発行した実績はあるのでしょうか。投票済証明書の発行と地域での活用について、町としてどのような見解を持っているのか。商工会や地域店舗と連携して、選挙と地域経済をつなぐような仕組みづくりを検討されるお考えはあるかお聞かせください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） これまでの選挙におきまして、投票済証明書を発行した実績はございません。先進的な事例、今、議員さんがお話をいただいたような事例でございましてけれども、こうした事例を参考に、その効果ですとか他の施策との比較を行うなど、投票率の向上の政策を考える上で、ぜひ参考にしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 投票済証明書の発行は、選挙に行くことを可視化する文化づくりという点で、町としての姿勢が問われる部分でもあるかと思います。賛否のあるテーマではあると思いますが、若年層の投票参加や町への関心を高める手法として、ぜひ、今後、柔軟な御検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。投票所の場所についても、今後の見直しの可能性はあるのでしょうか。例えば、保育園や直売所、コンビニなど、町民が日常的に立ち寄る場所を活用することで、子供の送り迎えや買物のついでに投票ができ、若年層の参加にもつながるのではないかと思います。現実的な課題

として、若い保護者世代にとって、選挙に行く時間を確保すること自体が難しいという状況があります。平日は仕事に出て、帰宅後はすぐに家事・育児に追われ、週末は子供の習い事や学校行事などが入っている御家庭も多く、当日や期日前投票に行きたくても本当に時間が取れないのではないかと思います。だからこそ、例えば、保育園や町の直売所、あるいはコンビニの一角など、日常生活の動線上に投票所が設置されていれば、ついでに立ち寄れる選挙として参加のハードルが大きく下がり、特に若い世代の投票率向上に効果があるのではないかと考えます。どう考えますか。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 投票率向上のため、共通投票所の設置、あるいは商業施設等への期日前投票所の設置など、各自治体におきまして様々な取組がされておりますけれども、当町の現状につきましては、現在、そのような取組は行っておりません。

主な理由といたしましては、投票所での事務において、投票に来られた方が有権者であるか、まだ投票を行っていないかなど、選挙人名簿と照合し、二重投票などのミスを防ぐということが重要となっておりまいます。

期日前投票においては、パソコンのシステムを使うため、投票情報が瞬時に共有され、複数の箇所で投票所の設置が可能となりますが、あくまでも役場のネットワークに組み込まれている場所ではないと投票所の設置が難しく、本庁舎と和田支所のみとなっております。

また、選挙日当日は選挙人名簿を紙ベースで照合しているため、他の投票所と情報が共有されませんので、共通投票所などの設置が極めて難しい現状にあります。

課題の解決には、システムの導入や整備、また、職員体制の確保など、検討が必要となっておりまいますので、議員のおっしゃるような目線も踏まえ、先進的な事例を参考に、長和町に合った体制の構築につきまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） いろいろ工夫されている他の自治体はありますので、今後も調査研究を含めてよろしくお願いいたします。

選挙を家族で参加できる社会的な学びの場として広げていく取組が全国の自治体でも少しずつ進められています。例えば、世田谷区選挙管理委員会では、多摩美術大学との連携による開発事業の一環として、令和5年4月23日の世田谷区議会議員区長選挙において「親子で投票に行こう」キャンペーンを実施しました。このキャンペーンでは、投票所に親子で来ることを呼びかけ、親と一緒に来た子供にオリジナルデザインのシールを配付するなど、選挙をより親しみやすく感じられるような工夫をしています。このような活動は、子供たちにとって、選挙は特別なものではなく、生活の中にある当たり前のことという意識づけにもつながります。

また、総務省のホームページでは、子供を選挙に同伴させることで、子供自身が大人になったときに投票に行く可能性が高くなるという調査結果が紹介されており、主権者教育の観点からも、非常に重要な意味を持つとされています。

長和町でも、女子美術大学と連携し、町独自の選挙啓発ポスターや親子向けの啓発アイテムを製作し活用することで、選挙への関心を高め、親子で参加しやすい雰囲気をつくっていくことができるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。子供と一緒に選挙に行く、子供同伴投票について、町ではこれまでに子供連れで投票しに来た例はありましたか。町としてそれを周知・推奨してきたかどうかお聞かせください。また、こうした他の自治体の取組例を参考に、長和町でも子供同伴投票の啓発キャンペーンや親子への声かけ、女子美術大学と連携した啓発物の配布など、町独自の選挙啓発を進めていきたいと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 公職選挙法の改正に伴いまして、平成28年度より、投票所に同伴できる子供が幼児から18歳未満に拡大されました。これにより、現在では、家族の皆さん全員が投票所に入って来られて投票を行う姿も増えてきたように感じておりますけれども、町として特別に広報を行った実績はこれまでございません。

子供の頃に親の投票についていったことがある人、ない人で投票参加率が20ポイント以上高いというようなデータもございますので、まずは、住民の皆さんへ、各媒体を通じて啓発活動が行っていければと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 選挙は、未来を選ぶ場であると同時に、次の世代へ社会の仕組みをつなぐ学びの機会でもあります。私たちの子供たちが大人になったときに、選挙は自分の暮らしとつながっていると自然に思えるような町にしていけるために、町としてできることをぜひ一歩ずつでも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、大きな項目になります。3つ目になります。男女共同参画、政策への反映についてです。

長和町では、平成19年度に「第1次長和町男女共同参画計画」が策定され、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して様々な取組が進められてきました。この計画では、意識啓発、働きやすい環境づくり、地域や家庭における男女の役割の見直しなどを通じ、男女が対等に参画できるまちづくりを目指してきたものと認識しています。

その後、時代の変化や新たな課題に対応するため、計画は見直され、「第2次長和町男女共同参画計画～共に耀けるながわまちを目指して～」が2022年度から2026年度を計画期間として策定されました。町として、この計画をどのように進めてきたのかお伺いします。

第2次長和町男女共同参画計画は、いつ、どのような目的で策定されたのか。また、これまでの委員会の構成、開催回数、そして現在の委員会の状況についてお聞かせください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 男女共同参画社会基本法に基づきまして、平成19年度に策定いたしま

した第1次計画に、SDGs、ジェンダー平等などの新たな目標の実現及び時代や社会の変化に対応するよう見直しを図り、令和4年4月に、令和4年度から令和8年度まで、5か年計画の第2次長和町男女共同参画計画を策定をいたしました。

男女の共同参画に関する意識の向上や性別による社会的役割を見直し、誰もが社会の一員として参画するという男女共同参画社会の実現を目指す計画となっております。

計画の内容及び委員会に関する状況につきましては、担当課長よりお答えをいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 第2次男女共同参画計画では、男女共同参画社会の実現に向け、1つ目として、男女共同参画の意識づくり——意識改革や教育、2つ目として、男女共同参画の社会づくり——地域や職場において、3つ目として、安心して暮らせる男女共同参画社会の地域づくり——健康や福祉、4つ目として、人権の尊重と暴力のない社会づくりの基本目標を町民と事業者、町が連携をしながら男女共同参画社会を推進する計画となっております。

委員会は、委員10名以内で組織することとなっており、公民館長、隣保館講座の講師、人権擁護委員、社会教育委員、社会福祉協議会、商工会、町保健師、地域おこし協力隊の方の委員構成となっております。

委員会の開催につきましては、令和4年度に2回、令和5年度に1回開催しており、令和6年度の開催はありませんでしたが、令和7年度は7月に男女共同参画のための事業推進などについて委員会を開催する計画であります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 3年間の間に3回の委員会しか開催していないというのは、正直少ないかなという印象です。委員の方からも、その後どうなっているのか分からないといった声もありました。昨年一度も開催していないということですが、今年度はまた7月に開催されるということですので、委員会の方にもまた御協力を頂ければと思います。

この第2次計画に基づいて、これまでに町ではどのような活動が実施されたのでしょうか。具体的な取組事例などがあれば教えてください。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町の取組といたしましては、令和4年度には第2次男女共同参画計画概要版の全戸配布を行い、「差別をなくす町民集会」において露の団姫様を講師に迎え、男女共同参画をテーマとした講演を行いました。

令和5年度は、男女共同参画に関する住民意識調査を実施し、結果について町のホームページに掲載しております。

また、小学校では人権の教育、中学校では人権、男女共同参画、ジェンダー教育の授業を行っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） これまでの計画の進捗状況について、町としてはどのように評価されているのか、現在の達成状況や今後の課題についての認識をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 子育て支援センターでは、親子講座を開催しており、乳幼児健診、育児学級、育児教室及び学校の授業参観などにもお父さんの参加が増えており、男性の家事・育児・介護の参画や女性の活躍推進など、男女共同参画の意識改革が徐々に進んできてはおりますが、さらなる広報や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） ぜひ、どんどん進めていただきたいと思います。

今年度、男女共同参画推進委員会への予算が前年度の半分となっているようですが、今年度は何回の開催を予定しているのでしょうか。従来、年2回の開催にとどまっている状況、先ほどお聞きしますと、前年度に関しては一度も開催されていない状況がありましたが、これでは実質的な進展が難しいのではとの声があります。内容や方向性は既に決まっているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和7年度の当初予算におきましては、委員会を1回開催する予算を計上しており、7月に男女共同参画の進捗状況や事業推進について協議をする予定ですが、委員会を開催する中で必要がありましたら補正予算にて対応をいたしたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 男女共同参画に関する町民アンケートが実施されましたが、その結果から、町はどのような課題や傾向を見いだしたのでしょうか。また、分析結果を基に、今後、どのような施策を進めていく予定なのかお聞かせください。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和5年7月に実施しましたアンケート調査では、長和町町内在住の18歳から69歳までの方253人から回答を頂きました。その中で、男女平等に関する設問におきましては、7割を超える方が、社会全体ではまだ男性が優遇されていると感じるとの傾向があり、育児・介護休暇の取得率は、男性4.5%、女性29.3%と大きな差がありました。

このことを踏まえ、男性も女性も子育てや介護などの場面で協力して取り組めるよう、男性の育児休業や介護休業を取得しやすくするための周知や講演を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） このアンケート結果は町のホームページに掲載されていますが、PDF形式で73ページと非常に長く、町民にはやや見づらい構成となっています。アンケートに御協力していただいた方々をはじめ、町民全体に結果を丁寧に共有することは、意識づけや参画意識を高

める上でも重要だと考えます。冊子などにまとめて全戸配布することについてお願いしたいのですが、町のお考えを伺います。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 男女共同参画に関する住民意識調査の結果は町のホームページに掲載しておりますが、主な項目につきまして、広報ながわに掲載をし、周知をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） アンケートの結果が出たときに、私も内容を確認させていただきました。内容は多岐にわたり、ページ数も多いですが、それぞれの答えが今後の長和町において大変貴重な意見やデータになっていると思いますので、行政の職員の皆さんをはじめ、町民の方にもいま一度しっかりと周知していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2次計画の計画期間が2022年度から2026年度とされている中で、次の計画、第3次長和町男女共同参画計画の策定に向けた準備や検討は既に始まっているのか、現在の状況をお聞かせください。

○議長（森田公明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 第3次計画の策定につきましては、第2次計画の中で実施しましたアンケート調査結果などを基に、長和町に合った計画を策定してみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 最後の質問です。長和町において、男女共同参画社会の実現に向けて、町長御自身はどのような課題意識とビジョンをお持ちでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 男女共同参画社会の実現のためには、人々の中で形成された固定的な観念や長年の慣習、そして、男性優遇といった意識の改革が必要であります。

男女がともに人権を尊重し、家事・育児・介護などを協力して行うなど、仕事と家庭の両立を周知し、一人一人が個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進をし、長和町の持続的な発展と誰もが幸せに暮らせる幸せ長和町を創出してみたいです。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 女性としては心強い言葉を頂きました。

私には高校2年生と小学2年生の息子がいます。長男が小学校に通っていた頃の授業参観では、参加している保護者はほとんどが母親で、父親の姿は少数でした。それが今では次男の授業参観に来ているのが全員お父さんという日もあるほどです。この僅か数年の間にも育児に参加するパパたちが増え、男女の役割に対する意識が少しずつ現実の形として変わってきているのを実感します。

一方で、まだ社会には、何となくの役割分担や「そうするのが当たり前」という無意識の思い込みが残っていることも事実です。だからこそ、こうした変化を一時の流れで終わらせるのではなく、

町としても政策として後押ししていくことが大切だと思います。

子育てをするパパたち、社会で活躍するママたち、そして、全ての人がそれぞれの力を発揮しながら、生きやすく暮らしやすい町になるように、町民の声を受け止めたアンケートの結果を単なる数字や報告にとどめることなく、現実根差した取組へと確実につなげていただけるようお願いを申し上げます、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

なお、明日6日の一般質問につきましては、午後1時30分から行いますので、時間までに御参集願います。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午後 3時04分

第 3 号

(6 月 6 日)

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 6 日
午後 1 時 3 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和 7 年長和町議会 6 月定例会（第 3 号）

令和 7 年 6 月 6 日 午後 1 時 3 0 分開議

出席議員（8 名）

1 番	阿 部 由紀子 議員	2 番	龍 野 一 幸 議員
3 番	荻 野 友 一 議員	4 番	佐 藤 恵 一 議員
5 番	田 福 光 規 議員	6 番	羽 田 公 夫 議員
9 番	渡 辺 久 人 議員	10 番	森 田 公 明 議員

欠席議員（2 名）

7 番	原 田 恵 召 議員	8 番	小 川 純 夫 議員
-----	------------	-----	------------

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽 田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高 明 君
教 育 長	藤 田 仁 史 君	総 務 課 長	清 水 英 利 君
総合政策課長	上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者	米 沢 正 君
保健福祉課長	小 林 義 明 君	ふるさと納税特別任務室長	藤 田 健 司 君
産業建設課長	中 原 良 雄 君	教 育 課 長	笹 井 佳 彦 君
総務課長補佐	遠 藤 剛 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	長 井 真 樹 君	議会事務局書記	若 林 美 穂 君
---------	-----------	---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） これより、長和町議会第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、7番、原田恵召議員、8番、小川純夫議員より欠席届が提出されております。

◎日程第1 一般質問

○議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 議長の許可を頂きましたので、これより一般質問をさせていただきたいと思っております。

始まる前に一言お断りしたいと思っておりますので、発言させていただきたいと思っておりますが、私の本日の内容につきましては、スキー場の関係、それから選挙の関係、この2つとも昨日の阿部議員それから荻野議員の質問と重複しているところもございますが、質問の組立て、それから流れ等を考えますと、私考えた通りの形で、ダブってしまうところがあるかと思っておりますが、それで行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

本日は、ブランシュたかやまスキー場のスノーボード解禁について、それから選挙制度の見直しと町の活性化についてということで質問させていただきたいと思っております。

ブランシュたかやまスキー場のスノーボード解禁について、我が長和町のブランシュたかやまスキー場において、24から25年のスキーシーズン中は、降雪に恵まれ、来場者や収支については、新聞報道によれば、近年にない来場数と好決算が見込める等のニュースがささやかれています。長野県経済研究所の発表で、県の主要スキー場利用客、前年度比10%増、直近の10年で最多との見出しで発表されておりました。

例年冬になりますと、町民の思いとして、居住地には雪は要らないが、スキー場にはたっぷりと雪が降ってほしいというような挨拶言葉もあります。それが、今シーズンは、町民の願いが天に届いたように、東北日本全般に降雪に恵まれ、皆、関係者一同安堵しているのではないかと思います。一息つけたのではないかと思います。久しぶりにブランシュたかやまスキー場にも明るい雰囲気に戻ってきたように思い、一刻も早く好結果の発表を楽しみしている一人です。

また、今シーズンの終盤、3月17日からは、スキー場始まって以来のスノーボード客の解禁となり、記憶に残る日ともなりました。そんな様子も一刻も早くお聞きしたい内容です。

質問に入ります。今シーズンの来場者数はどれほどか、お尋ねします。収益も結果が出ていれば、

お聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ブランシュたかやまスキー場の２４―２５シーズンの状況でございますが、今お話しございましたように、昨日、荻野議員さんの一般質問と同様の答弁となりますので、簡潔に答弁をさせていただきます。

シーズンを通じて天候に恵まれたこと、また国庫補助及び起債等により整備いたしました新しい降雪システム等により、良好なゲレンデコンディションが維持できました。その結果、来場者数は６万１，０００人以上となり、前年比１１１％で、５シーズンぶりに６万人を超える入り込みとなり、経常利益も大幅に改善されたとのことでございます。

改めて、関係の皆様方に感謝を申し上げたいと存じます。

詳細な数字につきましては、担当課長より答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） ブランシュたかやまスキー場の２４―２５シーズンの状況でございますが、天候及び新しい降雪システムや圧雪車を導入できたことなどによりまして、様々なプラス要因が重なったことで、ゲレンデでの雪作りが順調に進み、予定どおり令和６年１２月１４日にオープンすることができました。

１２月単月の入り込み数でございますが、昨シーズンが９，４５３人に対し、今シーズンは１万１，４７６人と、昨年度比１２１％という状況の中で営業をスタートすることができました。

このことにつきましては、お隣の下諏訪町や以前から交流のある静岡県での新たな営業活動を実施した成果であり、スキーヤーオンリー最終章ということで販売いたしました前売りシーズン券の購入者が昨シーズンと比べ１２４％であったということ、そして年末年始が９連休であったということも好スタートの要因であると考えられるところでございます。

続きまして、１月単月での来場者は前年比１１４％、２月単月の来場者数は１０６％と、飛び石連休等の影響で１２月単月の増加分には及びませんでした、２月後半の３連休により取り戻すことができました。

また、３月１７日から３１日までのスノーボードモニタリング期間での入り込みは１３１％と、昨シーズンの同期間を上回る結果となり、シーズンを通じて天候と、当スキー場の自慢でもあるソリッドスノーにも恵まれたシーズンでありました。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○６番（羽田公夫君） 大北地区の有名スキー場へ多くのインバウンド客が来場し、それを嫌って日本人客が他地区へ移動した。結果として、ブランシュたかやまスキー場へ多くのスキー客が流れ、リフト待ち３０分となり、ゲレンデにおいて行列ができたとの話も聞こえましたが、そのような実態はあったのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） ブランシュたかやまスキー場の状況でございますが、今年２月２２日から天皇誕生日の振替休日となる２４日までの３連休におきまして、３０分以上のリフト待ち状態となりました。ブランシュたかやまスキー場がDMCの一員として参加しております８ Peaks スノーリゾート圏内のスキー場にも確認したところ、どちらのスキー場も同期間においては３０分以上のリフト待ち状態であったとの情報をいただいております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○６番（羽田公夫君） ３月１７日からスノーボーダー客が解禁となり、スキー客と混在して同じゲレンデやコース上で交差する状況が日常的に見られるようになりましたが、どのような様子が展開されたのか、その実態についてお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） スノーボードモニタリング期間につきましては、１２月のスキー場オープン前からスキーヤーとスノーボーダーとの混乱を防ぐべく、スタッフ間での情報共有及び今シーズンお越しいただくスキーヤーの皆様への最大限の周知活動を実施してまいりました。

その成果だと思われませんが、モニタリング期間中において、事前にスキー場で想定していたような大きな混乱はなく、スキーヤーの皆様、またスノーボーダーの皆様がお互いにゲレンデを譲り合い、気持ちよく滑っていただいております、その姿はとても印象的だったとのことでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○６番（羽田公夫君） 危険な場面で実際にけがや事故の発生はあったのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） ３月１７日からの約２週間のスノーボードモニタリング期間につきましては、事故発生件数はゼロ件との報告をいただいております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○６番（羽田公夫君） スノーボーダーが、狭いコース上、特にモミの木コース等で、スノーボードの操作に困難はないのか、スムーズに危険と思われる箇所に入だまりができないか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） スノーボーダーの皆様にとって狭いと思われるコースにつきましては、そのコース近くのリフト乗降場所において、簡易的な注意看板やリフトスタッフによる声かけを実施したため、初級者スノーボーダーの皆様が狭いコースに入ることはなく、事故等につながらなかったとのことでございます。

また、アンケート等により、スノーボーダーの皆様から危険と思われる箇所も指摘されておりますので、危険箇所の改善や案内表記等の新設も含め、スキー場と協議しながら、来シーズンに向けての準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） スノーボーダーを受け入れるに当たり、事前に上級者等に依頼して試験的な滑走をしたのか、また、いきなり3月17日だったのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） スノーボードモニタリング期間前に、長和町出身のオリンピックである藤森由香さんと連絡を重ね、当スキー場にお越しいただき、営業開始時間前や営業時間後にスノーボードにて滑走いただきました。

藤森由香さんには、危険箇所等のアドバイスをいただいた上でモニタリング期間を始められたことにより、事故等につながらなかったと思っております。御協力をいただきました藤森由香さんには、大変感謝をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） スキーヤーの基準でできていると思われるリフトの乗降場について問題点はあったのかどうか、その他、昼食時や休憩時などボーダー客に必要なスペースや施設等の必要性は感じられたか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） モニタリング期間中のアンケートから、一部のリフト乗降場所において、リフトに乗車する際、スノーボードが取り回しづらい箇所があるという指摘をいただいております。来シーズンまでには対応できる箇所ですので、改善を図りたいと思います。

また、昼食時のレストランや休憩施設におきましては、特段スキーヤーとスノーボーダーを分ける必要はないと思いますが、休憩時にスノーボードを立てかける収納ラック、棚等は工夫をしながら検討するべきであるとの報告をいただいております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 2025から2026の来シーズンに向けて、どのような展開になるのか分からない天候のことを考えながら、スノーボーダーの本格的に受け入れる来シーズンに向けて、ゲレンデやコースその他の改修は考えているのか、そして、この機会をきっかけとして新しいスキー場としてイメージチェンジする戦略等は考えているのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 前段の御質問の中で、藤森由香さんやアンケート調査により危険箇所の指摘を受けており、その中でも、モミの木コース第3ペアリフト降車場からコース中腹にかけて、スノーボーダーの皆様が滑走する際に危険な場所があるとの指摘を受けており、その箇所の改修整備を行う予定でございます。

また、ブランシュたかやまスキー場は、今までスキーヤーオンリーというイメージが強いため、ウィンタースポーツを愛する心を前面に押し出すようなイメージ戦略が必要であると感じております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） インバウンドの波に乗り、白馬に来ているような外国人の呼び込みは考えているのか。降雪量では大北地区のスキー場にはかなわないが、雪質から見れば、ブランシュたかやまスキー場のスノーパウダーも決して負けていないと思います。その実現性についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 白樺湖エリア6つのスキー場でインバウンド誘致に取り組んでいる8 P e a k s スノーリゾートでは、今シーズン、オーストラリアからのインバウンドを中心に約600人泊の実績がありました。実質1年目の成果としては、一定の成果であると感じております。

白樺湖池の平ホテルを中心に宿泊しているため、基本的にはしらかば2 i n 1 スキー場や白樺高原国際スキー場の利用が多い状況でございますが、ブランシュたかやまスキー場にも延べ100人以上が来場しております。

当スキー場を訪れたお客様からは、ゲレンデの状況やレストランのメニュー構成を中心に高い評価をいただくことができました。今シーズン来訪された団体が既に来シーズンの予約も入れているとの情報も入っており、来シーズンは2,000人泊を超える誘客を想定しております。

また、オーストラリア出身のスタッフが独自に集客していますエイトピークススノースポーツが、しらかば2 i n 1 スキー場で今シーズンから事業を開始しております。このエイトピークススノースポーツとは、外国人向けの英語サポートによるスキースクールのことでありまして、この取組につきましても、DMCである8 P e a k s スノーリゾートと連携しながら、当町のインバウンド誘客に結びつけたいと考えているところでございます。

昨日も御紹介させていただきましたけれども、ブランシュたかやまスキー場は、2月にニューヨークタイムズの日本のスキー場6選に選ばれております。海外においても評価が高いスキー場であり、今後のインバウンド誘客に期待が持たれます。

今後の課題としましては、現在、池の平ホテルを発着場として、白樺高原国際スキー場としらかば2 i n 1 スキー場を結ぶシャトルバスが運行されておりますが、ブランシュたかやまスキー場への直接的な路線がないため、当スキー場へインバウンド客を誘客する際は、8 P e a k s スノーリゾートのスタッフが独自に送迎するか、当スキー場から迎えに行くことになるかと思えます。将来的には、シャトルバスが当スキー場まで延伸することにより、さらに来場者の増を見込むことはできますが、費用負担等の問題もあり、慎重に検討する必要があります。

また、8 P e a k s スノーリゾートを介さず、個人で来場されたインバウンド客も確実に増えているため、スノーボードの解禁と併せまして、レストランをはじめとする場内施設の多言語表記やキャッシュレス機能を持たせた会計システム等の導入も検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 既に答弁の中に藤森由香さんの名前は何回か出ておりますけれども、私の

段階としましてはこの場所を出させていただきたいと思います。

オープニングセレモニーの際には、長和町出身で冬季オリンピック出場経験のある藤森由香さんにデモンストレーションをお願いするなど、スノーボード観光大使として盛り上げるお手伝いをしてもらってはどうか、その実現性についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） モニタリング期間前に当スキー場にお越しいただいた際、藤森由香さんとは何度かお話をさせていただいており、その中で、藤森さんのスケジュール等が合えばデモンストレーションを依頼することは可能であるとの回答をいただいております。

また、来シーズンには藤森由香さんとアンバサダー契約を結び、ブランシュたかやまスキー場が弱かった若者の取り込みを目指していくとお聞きしているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 以上でスキー場に関しての質問は終わりますが、来年、今年の秋からですか、シーズンに向けては、第2のたかやまスキー場のオープンというような気持ちで、後戻りはできないその場面でのさらなる出発を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。選挙制度の見直しで町の活性化をということをお願いしたいかと思っております。

今年度は、7月に参議院選挙、10月には長和町の町長・議員選挙が予定されています。選挙の中で大事なことは、一人でも多くの町民が権利を行使し、投票所に出向き、投票することに尽きると考えます。前回の町内の選挙、2021年において、1,100人以上の有権者の方々の票が活用されず、投票率は77.8%の数字となってしまいました。その中でも、投票所は町内に13か所ありましたが、町内でも多人数が投票する古町第一、古町第二、長久保第一、和田第二の大規模な投票所の棄権者が100人から200人出ています。いろいろ各個人の投票に行けない理由はあると思いますが、残念に思います。投票所の適正配置には、町民の少人数化や職員の減少等が理由に上げられていますが、期日前投票をもっと呼びかけることは必要ではなかったかと思っております。

質問に入ります。今年度も町内の町長・議員選挙、さらに参議院の選挙が予定されていますが、投票所については、前回の実態を踏まえて棄権者が少なくなるよう、投票所の見直しをするのか、前回と同等の投票所数で対応するのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 選挙制度の見直しに関する御質問でございますが、議員お話しのように、本年は、参議院選挙、そして町長・町議会議員選挙という、国民、住民の代表を選ぶ大切な選挙が予定されております。民意を政治に反映させるためにも、多くの有権者の方が、その貴重な1票を無駄にすることなく投票を行える環境を整えることは、大変重要であるというふうに考えております。

御質問の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 長和町議会議員選挙の投票率につきましては、昨日、阿部議員の御質問で答弁をさせていただいておりますけれども、参考に、統一地方選挙におけます町村議会議員の投票率を申し上げますと、令和5年4月の統一地方選では、長野県平均で57.84%、全国では55.49%となりました。その前、平成31年の選挙では、長野県で64.56%、全国で59.69%となっております。

こうした数字と比較いたしましても、長和町の投票率が著しく低いという状況ではございませんので、現在のところ投票所数の見直し等は考えておりませんが、できるだけ投票率を向上できるように、選挙に関心を持っていただくための広報や投票を行いやすい環境整備等に力を入れていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 投票権は18歳から認められていますが、初めての投票行動に戸惑いを抱く高校生も少なくないのではないかと思います。以前は、20歳の成人式の中で選挙管理委員長のお祝いの言葉と選挙権の行使に心構えなど励ましを受けて投票行動に移ったわけですが、投票を初体験する皆さんへの対応は大切な機会であると思います。

質問に入ります。初めて投票経験する高校生や若者に対して、若者の投票率を上げるためには必要だと思います。また、学業や就職のために住所を移している若者も多いと思います。家族を通じてでもやる価値は十分にあると思います。投票行動に足が向くような特別な呼びかけ等を行っているのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 若者への投票の呼びかけに関する御質問でございます。

平成28年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受けまして、制度の周知と選挙に関心を持っていただくため、18歳を迎え、新たに選挙権を有することとなった皆さんへ、個別に通知やリーフレットをお送りするなど、その啓発に努めているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 提案でありますけれども、投票したい気持ちは十分にあるが、身体的な不具合で投票ができない方々に向けて、出前投票所の設置は考えられないか。高齢者施設等へ入所されている場合も、同様に対処してほしいと思います。職員の確保や時間の制約等で難しい面はあろうかと思います。家族や社協の協力の下、情報を交換し合い、同様な対応はできないか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 出前投票所の設置に関する御質問でございます。

現状の制度といたしましては、病院や老人ホームなどの指定施設において不在者投票を行っているほか、郵便等による不在者投票として、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、障

がいの程度が重い方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方については、役場に登録していただければ在宅で投票を行うことができる制度となっております。

昨日の阿部議員の御質問にもございましたけれども、移動期日前投票の設置が現状では難しいものとなっておりますので、不在者投票の活用について各種媒体での広報を行ってまいりたいと考えております。

また、当町では投票における移動支援の施策といたしまして、「ながわごん」により投票に来られた皆様へバス券を配付し補助を行っております。御自宅から投票所までドア・ツー・ドアでお越しいただき投票ができますので、こちらの活用につきましても併せて呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 出前投票所につきましては、考えますに、時間とそれから費用の面で計画的に行えば相当成果は上がるのではないかと私は考えております。その辺も併せてこれから検討していただければありがたいと思います。

最後の質問に入ります。7月の参議院選、10月の町内の町長・議員選挙を控えています。長和町でも他町村と同様に、議員の成り手不足の状況です。年々議員の平均年齢は高くなり、寂しい限りです。高齢化が必ずしも悪いわけではありませんが、若い人たちの活気にはどうしても目が向いてしまいます。元気なまちづくりを考えるのであれば、若手の加入に頼らざるを得ません。

長和町議会内でも、議会の在り方や男女を問わずモニター活動への呼び込み、議員報酬問題の提起や他町村の様子など、情報交換を行いながら地区懇談会を年2回開催し、呼びかけや議会だより等で積極的に発信してきました。力不足を感じながらもアピールしてきました。

しかし、議会だ、行政だとばかり言うてはいられない状況に直面しているのも事実です。このようなときこそ、車の二輪論を発揮し、知恵を出し合い、町の活性化に向けて一歩でも前に進まなければならないものと思います。若者が表面で積極的にリーダーシップを取り、町の活性化に向かう姿は、町民の元気の出る幸せなまちづくりに欠かせません。

町長は、長年、行政の責任者としての立場より長和町をリードしてこられました。この町内の状況をどのように受け止め、さらに一段高いレベルにまで町民が幸せを感じ、高められる対策はお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の活性化に関する御質問でございますが、平成17年10月に長和町が誕生し、以来、行政の長といたしまして様々な課題に対して取組を推進してまいりました。

そして、現在も町の将来を見据えた施策として、移住・定住の促進と空き家の活用、観光と農業の連携による地域経済の再生、高齢者福祉と子育て支援の両立、デジタル化による行政サービスの向上、防災・減災対策の強化など、地域の魅力を高め、若者が安心して暮らせる環境の整備を進めておりますし、今後も継続していかなければならないというふうに思っております。

しかし、開会日の私の挨拶においても申し上げましたが、人口の減少と少子高齢化につきましては、歯止めが利かず年々進んでおりますし、若年層の都市部への流出や担い手不足が深刻化しているのが現状であり、若者が少なくなる状況に歯がゆい思いを覚えてまいりました。

一方、こうした状況は当町だけではありませんし、例えば、高齢化率は国や県の数値よりも高いわけですが、今は数値が低い市町村も、いずれは長和町の現在のように高齢化率は確実に高くなると考えたとき、実は長和町は高齢化における先進地だと捉えることができます。少子高齢化につきましては、どうしてもネガティブ要素として捉えてしまっていますが、これまで町が取り組んでまいりました様々な施策について、改めて検証し見直すことで、新たに見えてくる施策があるように感じております。

議員が言われるように、この町で暮らす若者が次の世代を担うことを考えたとき、議会も行政も共に知恵を出し合い、若者が元気なまちづくりを進めていくことは極めて重要であると認識をしております。

そのためにも、高齢者と若者が互いに支え合う地域を築いていくことが重要でありますし、Uターン、Iターンを推進する環境整備や、長和町だからこそ取り組むことができる事業を積極的に進めていくことが、町民の皆さんの幸せ感を高めるために重要なことだというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 以上、私の一般質問の内容は以上で終わりとさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、6番、羽田公夫議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行いたいと思います。

第1の質問は、住宅地内における野建て太陽光設置について、第2の質問は、町の再生可能エネルギー施策の進展状況について、第3の質問は、地域おこし協力隊の大幅増員による地域活性化施策について質問いたします。

では、第1の質問に移ります。大門宮ノ上地区、国道152号線道路に面した住宅地内に新たに設置された野建て太陽光施設について、町の対応は適切であったかについて質問いたします。

民間の土地利用の野建て太陽光施設について、町の考えは一定ルールの下に空き地・農地利用は可能だと考えるが、当該太陽光施設設置過程は適切に行われているのか、適切に設置されたのかを

質問します。

以下の点において問題はないか。

長野県の野建て太陽光設置の基準、町の景観条例及び長和町太陽光発電設置に関する要綱等と当該太陽光施設の関係について質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町では、長和町地球温暖化対策実行計画の主な取組の一つとして、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量の50%減を目指し、公共施設等に対して太陽光発電を積極的に導入することを掲げております。

太陽光発電に関する取組状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の大門宮ノ上地区において、国道152号線に面する住宅地域内に新たに設置された野建ての太陽光発電施設に関する町の対応の適否についてでございますが。

当該施設につきましては、関係法令に基づく届出や許認可の状況を確認しつつ、町としても必要な範囲で情報収集及び現地の確認を行ってまいりました。

当時提出されました届出資料を見ますと、令和2年10月26日付にて、長和町自然環境保全条例第6条及び長和町自然環境保全条例施行規則第4条の規定により提出がされており、正式に受理されていることから、その時点では適切であったと考えております。

次に、御質問の民間地に設置された野建て太陽光発電施設について、設置過程が適切に行われているのか、また関係法令や町の条例などに照らし合わせて問題はなかったのかという点についてでございますが、まず、町といたしましては、民間の土地活用として太陽光発電施設を設置すること自体については、一定のルールの下で適切に行われているものであれば、空き地や農地を活用することは可能であると考えております。

その中で、長野県では太陽光発電事業における際の説明不足や景観、生活環境への影響により住民との間で摩擦が生じる地域住民とのトラブルになるケースの増加や、山間部などへの設置により土砂災害や水害のリスクが高まるといった懸念などの課題を受け、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を目指す必要性が高まり、再生可能エネルギーの導入拡大と地域との調和を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行いたしました。

次に、町の景観条例及び太陽光発電に関する要綱との関係についてでございますが、当町におきましては、長和町景観条例及び長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱によりまして、良好な景観の保全や住民生活への配慮が求められております。

特に、住宅地に隣接する場合には、設置の際に、周囲への影響や反射光対策、保守管理体制などを十分に考慮する必要があると考えております。

今回、宮ノ上に設置をされました太陽光につきましては、家屋の取壊しの後の設置であり、聞き取りを行いましたところ、取壊しについては令和５年１０月であり、取壊しから設置までは一般的に一連の工事とみなされることから、令和６年６月に施行された長和町景観条例は適用されないということになります。

また、長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱でございますが、第３条の適用範囲において、開発区域の面積が１,０００平方メートル以上かつ太陽光発電設備の発電出力が５０キロワット以上の開発行為に適用されると規定されております。今回設置された面積は約４００平方メートル、発電出力数は４９.５キロワットであったことから、本要綱も適用外ということになります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君） つまり、周辺住民への説明は十分に行われたのか、設置までの説明会等の過程、その後の設置までの対応は適切であったか。今回の事例については突然の設置工事であったため、周辺住民の驚きは想像に難くないが、住民への経過の説明は行われたのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 事前の住民説明会は実施されております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君） ただいまの質問、住民への説明は行われたと。では、どのような説明をされたのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の住民への説明会についてでございますが、当時の資料の一つとして、令和２年１０月４日に住民説明会を行い、出席者の直筆による参加者名簿の写しを頂いております。

また、住民説明に使った資料なども提出をされておまして、工事前の説明会などを通じて近隣住民の皆さんへの周知は図られ、適切であったと考えております。

一方で、次に御質問のある今回の事例については、突然の設置工事であったことについてでございますけれども、当時提出をされました計画書に記載をされている事業実施予定のスケジュールは、令和３年２月１５日から３月３１日までとなっております。

今回、４年過ぎて突然始まった工事でありますので、周辺住民の皆さんは驚きを隠せることは困難であったと想像をされます。

町は、工事が遅延した理由などについて、４月１６日付にて照会をしたところ、回答としましては、スケジュール期間中及びその後がコロナ禍ということであり、中国からの部材の入手難であったこと、その後、架台パネルなどの資材が品薄となり大幅に遅れたことなどから、建物の取壊し工事が令和５年１０月に始まり、施工業者との打合せを令和６年中に行い、全ての準備が整ったことから、今年の２月から着工になったとのことでありました。

町としましては、遅延の理由が不測もしない予期せぬ事由であり、やむを得ない事案であったと

も考えております。

しかしながら、住民説明は確に行われていたとしても、今回の問題については4年も経過しての着工であり、周辺住民に対し一言があれば問題にならなかったのではないかと推測されます。

いずれにいたしましても、今回の問題点は、着工前において基本的に住民への周知が不十分であったと町は総括とし、4月16日に照会した時点で、口頭による行政指導とさせていただいております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 口頭による行政指導とは何ぞやということで質問します。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 今回の一連の工事に対しまして、口頭により厳重な注意をさせていただきました。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 行政指導が入ったということで認識しました。

設置後の町の対応について、以下の点について、宮ノ上野建て太陽光施設についてお聞きします。

周辺住民からの相談、問題点について、聞き取り、例えば土地の草刈り、設置されなかった空き地の事後処理、雨水の管理施設について、問題解決のための対応策は行っているのか。

2点目、今後想定される地域の過疎化で、土地所有者及び管理者が町外となり連絡がつきにくい場合、設置後の町の野建て太陽光に対する問題解決、事後処理について、町の立場と住民から寄せられる問題解決の町の方策をお聞きします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の宮ノ上地区の野建て太陽光施設設置後の町の対応について、2点に分けて答弁をさせていただきます。

町では、太陽光発電施設の設置後、周辺にお住まいになられている方からの相談が生じた際は、聞き取りなどを行い、対応策等を講じてまいりたいと考えております。

考えられる多くは、土地の草刈りなどについての困り事かと思いますが、もしそのような相談がされ、現地を確認した上で、施設周辺の雑草が繁茂し、景観や防火上の問題が指摘される場合においては、町で所有者や管理者に対して草刈りの実施を要請するようにしてまいりたいと思います。

次に、過疎化による連絡困難時の対応と町の方策であります。

今後、地域の過疎化が進行し、土地の所有者や管理者が町外に居住して連絡が取りにくくなることが想定をされます。このような場合は、町は登記簿や固定資産税の情報を活用して、所有者を特定し、所有者情報の把握に努め、連絡手段を確保し、お住まいになられている方から寄せられた問題に対して、迅速かつ適切に対応するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 町内全体の野建ての太陽光施設について、設置後は、町は設置が届出に即

した設置状況など、施工が適切に行われたのか等を確認しているのか、質問いたします。

以前より、排水路の不備による土砂災害等の災害の危険性を懸念する声を聞きますが、設置後の確認、経年後の排水路の不備がないか等の確認は行っているのか。

2点目、経年後、周辺環境等に問題が起こった場合の町の対応について質問いたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の太陽光発電施設設置後の町の確認等について、次の2点に分けて答弁をさせていただきます。

まず、経年後の排水路の不備等の確認についてでございますが、太陽光発電設備の設置において、排水計画が不十分なことに伴う土砂の流出などが報告されており、運転開始後も適切に発電設備の設置場所を管理し、地域へ配慮することが求められております。

計画及び設計時に検討した排水計画や、土砂流出の防止対策など、防災、設備安全、環境保全、景観保全、その他の項目に関して、適切に実施されているかを随時確認することが必要とされております。

長野県では、工事が完了したときは届出が必要と定められております。地滑り防止区域など特定区域につきましては、現地での立会検査を実施している状況でございます。

次に、経年後の周辺環境等に問題が起こった場合の町の対応についてでございますが、太陽光発電設備の近くにお住まいの方から、設備の破損や土砂流出等、地域住民に危険が及ぶことはないかといった不安が寄せられることが考えられます。

また、排水対策が確実にできておらず、降水時に水道となり汚水が流出していくといったケースも考えられます。

このような場合には、町は事業者に対して指導を行い、対応を求めていくことになると考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） そうしますと、長和町の現状についてなんですが、確認は行っているのか、または行う予定はあるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 現状においてでございますが、確認等は行えていない状況でありましたが、必要に応じて関係部署などと協議をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 排水施設は、経年によりごみが詰まるなど劣化が考えられます。長和町は、ハザードマップが作成されており、かつ危機管理係が設置されているので、豪雨災害、地滑り等の対策からも町内全域の排水施設の点検を要請して、次の質問に移ります。

再生可能エネルギーの住民説明会の実施時、住民側の要請があれば、住民より説明会に行政職員が出席することは可能か。

再生可能エネルギーは、総じて専門的知識が必要であるため、住民のみでは対応ができないこと、地域環境面の影響等も含まれている可能性があるため、説明会時より行政参加は必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 住民説明会に行政職員が出席することはできるのかとの御質問についてでございますが、再生可能エネルギー発電事業において、住民からの要請があった場合、行政職員が住民説明会に出席することは可能でございます。

再生可能エネルギー事業は、専門的な知識を要し、地域環境への影響も含まれるため、住民のみでの対応が難しい場合がございます。そのため、行政職員が説明会に参加し、住民の理解を求める支援を行うことが求められております。

また、再生可能エネルギー事業の推進に当たっては、地域住民との合意形成が重要でありますので、自治体が適切に関与し、住民説明会への出席や情報提供を行うことで、地域との信頼関係を築き、事業の円滑な進行が期待されるところと考えます。

以上のように、住民からの要請があれば、行政職員が住民説明会に出席することは可能であり、地域との合意形成を図る上で重要な役割を果たすことだと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 当町は、太陽光発電以外にも水力発電など、説明会当初から行政担当者が関わることで住民が気がつかない課題を解決することができる点、災害時、非常時用電源設備の設置を協議、提案できるなど、自治体関与の必要性を現在強く感じております。住民の皆さんへは、行政職員の説明会参加要請を提案する活動をしていきたいと考えております。

次の質問なんですが、太陽光発電設置に関する県内市町村条例を比較検討すると、届出面積、発電出力、環境・保全措置における空き地の緑化等、維持管理として災害復旧、地位継承・管理者の把握等、現状における太陽光発電施設による新たな課題に関する条例・規則、ガイドライン、要綱を見直しが必要ではないかと考えますが、その点を質問いたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の太陽光発電施設設置に関する法令の見直しについてでございますが、町は、令和6年度の年度当初におきまして、太陽光発電の規制に関する自主条例がなかったことから、県の条例である長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の適用を町全域が受けることとなり、発電出力10キロワット以上の地上設置型太陽光発電施設事業を行う際には、長野県に届出が必要となりました。

その際、市町村の役割としましては、関係住民説明会に係る関係住民の範囲の確認や景観基準の確認、市町村長の意見陳述などとなっております。

以上のことから、町は県条例が適用されているため法令などの見直しを行うことについて現在考えてございませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君） ガイドライン等をいろいろな市町村を調べていたところ、野建て太陽光発電の周囲に生垣を造り、緑化を図り、景観を向上させている事例が全国にあります。

設置後、防災等の観点からの必要事項や住民の視点から必要なものがあれば、ガイドラインを検討する必要があると思われますが、その点はいかがでしょう。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 他地域の状況を参考にさせていただき、検討させていただきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君） やはり生垣を造り、緑化を図っていくというような先進的な考えも、ぜひ取り入れていただければと考えております。

以上、太陽光発電の施設に関して、宮ノ上の周辺住民への経過説明と住民からの相談事項を聞き取り、その相談、課題をどのように解決するかということの具体的な案については、行政と民間の間で報連相のやり取りを密にさせていただくことを要望して、次の質問に入ります。

大きな質問の２項目めです。町の再生可能エネルギーの施策の進展はどうかという質問に移ります。

再生可能エネルギーの取組は、CO₂の削減による地球温暖化抑制という環境の取組と同時に、国施策による大きな交付金を利用して長和町の町民全体が享受できる再生可能エネルギーの基盤整備の機会だと捉えて、３年間継続して質問してきました。

質問の主訴ですが、再生可能エネルギーによる自治体間の格差は住民生活に直接な影響を及ぼします。例えば、再生可能エネルギーが十分に利用できる自治体では、再生可能エネルギーの地産地消により電気料金の低減やエネルギーの安定供給が進み、生活の質が向上する可能性があります。

前日の質問にあった冷暖房の効いたシェルター等は、こういった施設があればそんなに問題なくどんどん造っていけると思います。

一方で、導入が遅れている地域では、エネルギーコストの負担が高くなったり、電力供給が災害時等に不安定になる場合が懸念されます。

質問の（１）令和４年６月に一般質問にて、公共施設の太陽光施設を質問いたしましたが、現時点で新たな公共施設での再生可能エネルギーの稼働状況及び災害時のレジリエンスとして非常用電源設備の設置がされているかどうか。

イとして、上田市、小諸市の脱炭素先行地域の取組、東御市等の重点対策加速化事業を活用した取組を今年度に入り聞き取りを行ったとの報告を前回の全員協議会で聞いておりますが、簡単に報告をお願いします。

ウとして、長和町温暖化対策実行計画事務事業編計画により、公共施設のCO₂削減について、太陽光発電施設設置を目途に調査を委託し、設置の方向性の報告を受けましたが、今年度は財源確

保ができず、太陽光発電設置施設が見送られたとのことですが、来年度は予算計上を行うのか、また財源確保はできるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の再生可能エネルギー施策に関する御質問でございますが、再生可能エネルギーとは、枯渇することなく永続的に利用できるエネルギーのことで、同時に温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーとして注目されており、太陽光、大気の熱、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスの7種類が再生可能エネルギーとして定義されております。

議員も御存じのとおり、令和6年4月に策定した長和町地球温暖化対策実行計画にありますように、町内における再生可能エネルギー設置状況として、まず太陽光発電施設でございますが、長門牧場メガソーラーは、推定年間発電量は2万4,557メガワットアワーでございます。約、戸数にして5,680世帯分の電力に相当すると指標をされております。

次に、水力発電施設でございますが、中部電力の水力発電所一覧による町内4か所の推定年間発電量は約3万5,320メガワットアワーであり、これは約8,210世帯分の電力に相当すると指標されております。

以上が、町の主たる設備の状況でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 御質問の再生可能エネルギーの取組について、3点に分けてお答えをさせていただきます。

まず、公共施設における再生可能エネルギーの導入状況と災害時のレジリエンス強化についてでございますが、町は、政府実行計画に準じて太陽光発電の設置可能な公共施設の調査を行うため、昨年度、町の公共施設への太陽光発電設備等の導入調査を行いました。

まず、初めに、屋根への設置が可能かどうかの調査につきましては、施設の構造計算書を基に施設ごとの耐荷量を確認する必要がある、当初建築に携わった設計業者へのヒアリングや構造計算書による調査を行い、中には構造計算書がない施設もございましたが、結果として、役場を含め8施設について屋根への設置に係る設置方法や導入効果などについて調査を実施いたしました。

これによりまして、現時点で新たに公共施設に太陽光発電設備を設置した箇所はございません。

次に、上田市、小諸市、東御市の脱炭素先行地域の取組などについてでございますが、議員も御存じのとおり、上田市や小諸市では、脱炭素先行地域として再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など様々な取組が行われており、東御市では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した取組が進められております。

小諸市では、既に脱炭素まちづくりが始まっており、ゼロカーボン・ドライブを目指し、EV車の導入を行いました。また、同市は、PPA方式による再生可能エネルギーの導入を進めており、

庁舎への太陽光パネルの設置工事が完了し、公用車用のEV充電設備の設置工事も完了をしております。

次に、東御市でございますが、5月12日に説明をいただきました。応募申請を5月2日に行い、4月に採択されたとのことでございます。

事業内容を申し上げますと、まず公共施設の新築ZEB設計及び建設事業として、滋野公民館改修事業を令和5年度から6年度の2か年に向け完成させ、PPA方式による私有地への太陽光発電導入事業としては、昨年度設計及び工事として計画したとのことでしたが、致し方ない理由により今年度への繰越事業になったとのことでございました。

次に、公共施設への太陽光発電施設建設のめどについてでございますが、このことにつきましては、5月2日に行われました議会全員協議会にて報告させていただいたとおりであり、これから屋根設置型の8施設管理者と本事業における導入意向の聞き取りを行うこととしております。

脱炭素化の窓口となる地球温暖化対策係としまして、あらゆる情報を提供しながら、事業担当となる公共管理施設部署や財政部局と情報を共有してまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーの導入と災害時のレジリエンス強化は、地域の持続可能な発展と住民の安全、安心な生活の確保に直結する重要な課題であるため、引き続き、国や県の支援制度を活用しながら、地域の特性に応じた取組が令和8年度に実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） そうしますと、令和4年6月の一般質問にて、私が質問した公共施設の太陽光の設置状況と何ら現在は変わっていないと。

そのときの質問を思い浮かべますと、地震等があった場合に、公営住宅のところで太陽光を地震等のときは使えますかという質問をしたんですが、使えませんという答えでした。それはもう契約上無理ですということでした。つまり、地震があっても、今の段階では公共施設の太陽光は使えないという状況だと私は考えております。

ただいまの答弁にいただきました中に、令和8年度予算の確保や補助事業についてはどのように考えているのでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 補助事業の関係についてでございますが、有効な補助事業を模索し、補助事業を取り入れながら令和8年度に実施できるよう、関係部署と連携協議して進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 脱炭素先行地域の国からの交付金なんですが、全国で計画案件は88件採択され、令和6年度、上田市は1億4,000万、小諸市は3億5,000万、長野県の生坂村に当たりましては6億5,000万など、あと重点対策加速事業は、令和7年2月3日の時点で、東御市、佐久市、小布施町など、全国148自治体で採択されています。

どの自治体もスタートは同じだったと思います。長和町は、調査の段階で3年間を費やしています。日頃、私が申し上げている時代の変遷により、政府から一律交付される補助金でなく、自治体自ら計画して他市町村との競争の中で獲得していく補助金の重要度が増してきていると私は考えております。次年度といえ、専門的な知見もありますので、潤沢な補助金を獲得できるよう、今から体制を整えて、地域特性に応じた取組ができるように支援制度の獲得を目指すことを要望して、次の質問に移ります。

長和町温暖化対策実行計画は2つありまして、事務施策編と区域施策編があります。区域施策編のほうの質問なんですが、区域施策編は、計画を策定して、その中に含まれる大規模災害時のマイクログリッドによる地域内電源確保は、病院、介護施設や地域住民にとって必要だと考えるが、町の考えをたします。

補足ですが、マイクログリッドとは、特定の地域や施設において独立した電源網を構築し、再生可能エネルギーを活用して電力を自給自足する仕組みです。通常時は既存の電力網と接続されていますが、災害時など非常時には独立して電力を維持できるため、災害時のエネルギー供給を確保するために貢献するとされています。

例えば、昨日の質問がありました南海トラフ沖地震、首都圏直下型地震が起これば、たとえ地震被害は免れても、日本経済建て直しのために全国的な電力の計画配電等がこの地域にも影響を何か月も及ぶ可能性があります。そういったことも考えまして、大規模災害時のマイクログリッドによる地域電源確保について、町の考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） マイクログリッドにおける町の考えについての御質問でございますが、お答えをさせていただきます。

質問の注釈にあるように、マイクログリッドとは、特定の地域や施設において独立した電力網を構築し、再生可能エネルギーを活用して電力を自給自足する仕組みでございます。

通常時は既存の電力網と接続されて運用されますが、災害時などの非常時には独立して電力供給を維持できるため、災害時のエネルギー供給を確保するために貢献するとされております。

長野県企業局は、地域連携水力発電マイクログリッドの導入を進めており、役場、医療機関、社会福祉施設、避難所などへの電力供給を想定しております。

これにより、災害による停電時においても地域内での電力供給が可能となり、住民の安全と生活の維持に寄与すると考えております。

以上のように、長和町としては、マイクログリッドの導入が地域の防災力強化と持続可能なエネルギー供給体制の構築に不可欠であると認識をしております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長野県企業局の地域連携水力発電マイクログリッドなんですが、長和町がその発電所の候補に入っているかどうかということに関しては、改めて確認を要請しまして、次の

質問に入ります。

長門牧場におけるメガソーラーのような外部資本による地域外エネルギー持ち出しではなく、地域で再生可能エネルギーを生産して地域内で消費するエネルギーの地産地消については、地域内の電力等の地産地消ができ町民が恩恵を受ける再生可能エネルギーの施設が遅れている現状を考えると、脱炭素先行地域との再生可能エネルギー行政の遅れ、それを自治体間格差と感じるのは私だけでしょうか。

確かに、デジタルトランスフォーメーションは、データの活用やA I、I o Tの導入によって業務効率や新たな価値創造を目指す国の政策でもあります。

一方、G X（グリーントランスフォーメーション）は、化石燃料中心の社会からクリーンエネルギーを基盤とする社会へ移行する取組です。これは、脱炭素化を進めることで持続可能な社会を構築し、経済活動を維持・発展させることを目的とする国の政策、令和7年3月の経済産業省のG Xグループによりますと、政府の方針としては、グリーンエネルギー、グリーントランスフォーメーションとD Xを両輪として推進しながら、やはり基盤整備として、脱炭素のG Xを優先しつつ、D Xを活用するという流れが見て取れました。

上記の流れを十分検討されて、長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略における施策を今後推進されるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 最初に、私のほうから、再生可能エネルギー関係の施策を長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略に登載した経過について御説明をさせていただきます。

なお、以降、デジ田総合戦略という名前で呼称させていただきますが、よろしくお願いいたします。

令和6年度に策定いたしました町のデジ田総合戦略につきましては、総合戦略の案を令和7年1月31日開催の地方創生推進協議会において御確認いただき、その後、2月14日に議会の皆様への説明会、2月10日から28日にかけて意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。

この中で、電力、ガスなどエネルギーの持ち出しが多く、とても住んでよかった町にはならない。再エネを活用した事業の記載がないのはなぜかという意見が出されましたので、デジ田総合戦略の担当部署の総合政策課企画政策係と再生可能エネルギーの担当部署であります住民生活課環境温暖化対策係で検討をさせていただきました。

検討の結果、自然環境の保全と脱炭素化の推進に関する施策を新たに追加させていただくこととし、3月27日に開催いたしました地方創生推進協議会においてお認めをいただきましたので、デジ田総合戦略に登載をさせていただきました。

実施する施策につきましては、再生可能エネルギー担当であります住民生活課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町では、令和6年度に再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を実施し、町の公共施設の再生可能エネルギーの利用について検討しております。

町の施設の中で再生可能エネルギーを活用できる施設があることから、議会説明会及び意見募集の結果を踏まえ、デジ田総合戦略の基本項目4、地域資源を活かした安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたい長和町をつくるに係る施策に、自然環境の保全と脱炭素化の推進を新たに追加し、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を抑制し、脱炭素化社会の実現や二酸化炭素排出量の実質ゼロの推進により、長和町の美しい自然環境や町民の持続可能な暮らしを保全し、後世に残していくための取組を進めていくことといたしました。

また、地域におけるエネルギーの安全供給、温室効果ガス排出削減、地域のエネルギー資源の活用など、自然と人が共存できる循環型社会を目指すための調査・研究も進めていくことといたしました。

デジ田総合戦略で実施する施策につきましては、第2期総合戦略と同様に、適地の選定と地元の合意形成、地元企業や人材の活用、地域への利益還元と共生のまちづくり、電力の地産地消などの事項を含め、効果検証資料を作成して、地方創生推進会議で検討していただく予定となっております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 昨日の荻野議員の一般質問の答弁の中の再生可能エネルギーの事業者との連携に関する町の具体的取組として4つの指針の答弁と同じと確認させていただきました。

答弁では、今後の方針として明確化された内容は、従来、とかく脱炭素のため一辺倒の答弁から、地域経済の活性化、雇用創出など地域社会への多面的なことまで一步踏み込んだ方針として評価させていただきます。

加えて、再生可能エネルギー施策の財源確保が難しい中で、経済的な効果のための施策を考えるならば、国の施策、脱炭素先行地域のようなものに応募できる専門的な知識、企画ができる人材、企画ができる時間が必要となるためのマンパワーの強化が必要と考えられますので、その点を要望して、第2項目めの質問を終わりにさせていただきます。

では、第3項目の地域おこし協力隊の大幅増員による活性化の施策について、質問事項を選んで、時間内で質問させていただきます。

年間100人単位の町内の人口減少傾向は、少子化を加速させるなど、5年後、10年後における自治体の運営に影を投げかける要因となっています。人口減少が進む過疎地でありながら、移住者の増加や地域活動の活発化によって活気がある状態を示すにぎやかな過疎への複数の取組事業を町に要望して、私もいろいろ取り組んでおります。

国は、財政支援すべき事業にチャレンジする自治体に対して特別交付税を措置しています。特別交付税は、普通交付税で算定されないが、国が財政支援をすべき様々な事業の支出に対して交付さ

れています。この特別交付税に含まれる地域おこし協力隊事業を活用して、新しい人材を呼び込み、地域連携を通じて、町内経済循環を促し、新規事業の創設、定住という好循環事例を数多く生み出していくことについて質問していきたいと思います。

現在、長和町の地域おこし協力隊は7名、長和町も上記の好循環をより生み出すべく、短期間で地域おこし協力隊を大幅に増員する意向はないか。あれば、増員規模、ない場合は、他の比較的短期間で人口増を具現化するためにどのような具体的な施策を考えているか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地域おこし協力隊に対する御質問でございますが、地域おこし協力隊とは、今お話ございましたように、総務省が所管する取組の一つで、人口減少や少子高齢化などの課題を抱える地方自治体が都市部から人材を受け入れる制度でございます。この制度は平成21年にスタートをしまして、長和町でもこれまでに20名の隊員を受け入れまして、様々なミッションに取り組んでいただきました。

地域おこし協力隊の主な役割としては、3年間の任期中に、実際に長和町で暮らしながら、町の提示したミッションだけでなく、地域住民との交流や地域活動への参加など、地域への協力活動を行うこととされております。

現在の隊員は、今お話しございましたように7名でございますが、その7名につきましては、立岩和紙の伝承・保存と特産品としての魅力発信や販路拡大等に関する活動に2名、農業での自立・持続可能な農業経営に向けた農業研修並びに当町の農業振興に様々な波及効果が発揮できる活動の推進に2名、長和町の観光力向上を核とした温泉やスポーツを通じた誘客活動に2名、そして、また、ふるさと納税を核とした地場産品の魅力PRによる地域活性化活動に1名の隊員が、それぞれミッションで日々活動をしております。

活動の増員に関する御質問につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 地域おこし協力隊員の増員についての御質問でございます。

まず、地域おこし協力隊を募る場合、大切なことは、地域おこし協力隊にどのような活動をしてもらうか、その活動によってどのようなことを町が目指しているのかを提示することが必要と考えます。

応募してくださる隊員にしても、ざっくりとしたビジョンしかない場合、現在の都市部の生活から当町のような条件不利地に生活の拠点を移すことは大きな不安が伴うものと推察されます。

また、受入れを行う町といたしましても、ミッションを考える中で自分たちの取組をより具体的に考え、隊員に何を望むのかを明確にすることで、任期中の活動支援もより隊員の希望に沿ったものになると考えております。

また、現実的な問題といたしましては、任期中の隊員の住居の確保があります。隊員の活動費の確保のため、また生活費の多くを占める居住費をなるべく抑えるため、町営住宅の空き部屋を活用

するなど生活面での配慮もしております。

このようなことから、隊員の増加につきましては、取り組んでいただくミッションの増加や受入れ体制の充実に併せて検討してまいる所存でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 残念ながら時間が押してきてしまいまして、今回は地域活性化成功自治体として、地域おこし協力隊の活躍が顕著である北海道の東川町、人口8,600人の地域おこし協力隊員が70名がある事例と比較検討して、いろいろ質問をしたいと思いましたが、ちょっと時間の都合上、今回はかなわずということです。次回機会を設けまして、またそちらのほうにいろいろな質問をしていきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、全ての一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は全て終了しました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 3時14分

第 4 号

(6 月 1 6 日)

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 1 6 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 4 0 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 4 1 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 2 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 3 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 4 4 号 令和 7 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 1 号）について
(町長提出)
- 日程第 6 陳情第 2 号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

追 加 議 事 日 程（第 4 号の追加 1）

令和 7 年 6 月 1 6 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 2 号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める
意見書

（議員提出）

閉 会

令和 7 年長和町議会 6 月定例会（第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

出席議員（9 名）

1 番	阿 部 由紀子 議員	2 番	龍 野 一 幸 議員
3 番	荻 野 友 一 議員	4 番	佐 藤 恵 一 議員
5 番	田 福 光 規 議員	6 番	羽 田 公 夫 議員
7 番	原 田 恵 召 議員	9 番	渡 辺 久 人 議員
10 番	森 田 公 明 議員		

欠席議員（1 名）

8 番 小 川 純 夫 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽 田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高 明 君
教 育 長	藤 田 仁 史 君	総 務 課 長	清 水 英 利 君
総合政策課長	上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者	米 沢 正 君
保健福祉課長	小 林 義 明 君	産業建設課長	中 原 良 雄 君
教 育 課 長	笹 井 佳 彦 君	総務課長補佐	遠 藤 剛 君
代表監査委員	丸 山 淳 子 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	長 井 真 樹 君	議会事務局書記	若 林 美 穂 君
---------	-----------	---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

令和 7 年長和町議会第 2 回定例会を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日 8 番、小川純夫議員より欠席届が提出されております。

◎日程第 1 議案第 4 0 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例
の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第 1 議案第 4 0 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会では、6 月 9 日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第 4 0 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

本案について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 4 0 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 4 0 号は可決されました。

◎日程第２ 議案第４１号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第３ 議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第２ 議案第４１号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について及び日程第３ 議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 総務経済常任委員会は、６月１０日に委員会を開催し、今定例会に提案された委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第４１号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

第８条第３項別表１、リフト券の名称及び料金等について、リフト料金改正について、今回大人料金を６，０００円としたようだが、それは上限という意味なのか、それとも６，０００円の範囲内で料金を変更するということなのかとの委員の質問に対しまして、マウント長和との協議する中で、現在上限が６，０００円ということで認識しております。リフト料金の内容を変更する場合には、今後も議会の皆様の承認を頂く形で改正してまいりますとの回答でした。

続きまして、議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、加入者の名義等内容変更について、条例にあるインターネットコースの括弧書きについて、これが何なのか。括弧書きについて、単位を条例に載せた方がよいのではないかととの質問に対しまして、括弧書きの内容はインターネット速度になります。正確にはMbpsです。

また、②の質問に対しましては、住民から多くの声があれば検討いたしますとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第４１号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第４１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第４１号は可決されました。

次に、議案第４２号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第４２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第４２号は可決されました。

◎日程第４ 議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）について
（町長提出）

○議長（森田公明君） 続いて、日程第４ 議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、社会文教常任委員会に付託された保健福祉課及び住民生活課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第４３号 令和７年度長和町一般会計補正予算（第１号）についての審査結果を御報告いたします。

保健福祉課、住民生活課が所管する民生費、衛生費及び関係歳入について、各担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

担当課の説明、質疑応答の内容は以下のとおりであります。

保健福祉課に係る事項がまず最初です。福祉係です。

障がい福祉費の障がい者自立支援給付費の委託料ですが、障がい福祉サービスの報酬単価が改正され、それにより報酬請求システムの改修が必要となるため、システム会社に改修を委託する委託料129万7,000円の増額をお願いするものです。なお、こちらの委託料につきましては、国交補助金で2分の1歳入となりますとの説明でした。

質問として、障がい者自立支援システムの改修費は自治体DXによるものか。どうしてシステム改修が必要となったのかとの問いに対して、町の福祉システムを改修するもので、自治体DXとは別となります。障害者総合支援法の改正に対応するためのシステム改修ですとの答弁でした。

社会福祉総務費の価格高騰特別対策支援金事業ですが、原油価格、物価高騰等による家計負担を軽減するため、国給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯を支援するために、1世帯当たり2万円、児童1人当たり2万円の加算の支援金を給付する県の事業となります。負担金補助及び交付金は、均等割のみ課税世帯1世帯2万円の450世帯分900万円となり、児童加算1人2万円の40人分、80万円の合計980万円の増額をお願いするものです。

次に、価格高騰特別対策支援金事業事務費につきましては、給付に必要な事務費となっております。なお、事業費、事務費ともに県補助金として同額が歳入となりますとの説明でした。

質問として、価格高騰特別対策支援金は、長野県だけの給付金かの問いに対して、国の臨時交付金事業により長野県が独自に行う支援金の給付事業となりますとの答弁でした。

次に、給付の予定はどうなっているのかの問いに対して、本議会で可決いただきましたら、速やかに申請書を発行する予定です。申請書の提出期限を8月末までとし、9月末までに順次給付を行う予定でありますとの答弁でした。

次に、住民生活課に関わる事項です。環境温暖化対策係です。

環境衛生費を総額で1万8,000円増額するものでございます。内容は、本年度公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査が無事終了し、先月2日に行われた議会全員協議会にて、その成果の御報告をさせていただいたところです。その際、成果の報告として受託者である2つの会社から1名ずつ社員の派遣をいただき、同席していただきました。今回の補正は、その際における交通費としての費用弁償の支払いを行うため計上し、増額をお願いするものでありますとの説明でした。

説明員の費用弁償は終わったことに対するものか、これから実施することに対するものかの問いに対して、終わったことに対するものになりますとの答弁でした。

終わったことについて、今補正するものかの問いに対して、令和7年3月議会において、太陽光導入量調査について成果の説明がないと指摘があり、直近で開催された5月の議会全員協議会にて報告をさせていただきました。当初予算で見込んでいなかったことから、今回の6月補正にて対応させていただくという経緯となっておりますとの答弁でした。

あらかじめ臨時議会を招集するなど、事前に処理ができなかったのか。あらかじめこのようにし

ますという説明がなく、事後に処理するというのは、行うというのはおかしいとの問いに対して、事前に予算流用等ができなかったことから、今回補正をさせていただくという結果となりました。議会の皆さんに調査結果を詳しく説明をしなけりなかつたこともあり、説明者を呼ぶことにしたというのが現状ですが、今後このようなことがないようにしていきたいと思ひますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 次に、総務経済常任委員会に付託されたふるさと納税特別任務室、総合政策課及び産業建設課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第43号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第1号）中、ふるさと納税特別任務室、総合政策課、産業建設課の所管する補正予算について、担当係の説明後、質疑応答を行いました。

討論では、反対討論があり、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

総合政策課、企画政策係。

委員より、移住定住交流推進支援事業補助金について具体的な事業内容はとの問いに対しまして、NPO法人和田明日を考える会が宝くじ助成金活用事業を申請し採択されました。内容は、長野大学の学生と地域の皆さん、モニターツアーに参加される皆さんと、和田地域の空き家の改修等をして地域活性化を目指しますとの回答でした。

委員より、昨年度も空き家改修の取組があったと思うが、継続事業かの問いに対しまして、昨年度からの継続事業で、今年度は別の建物を改修するとお聞きしているという回答でした。

次に、総合政策課移住定住係。

空き家対策総合支援事業について、委員より、略式代執行を行う場所はどこかの問いに対しまして、和田の久保地区にある空き家ですとの回答でした。

委員より、なぜ今年になって急に略式代執行を行うことになったのかとの結果を知りたいとの問いに対しまして、令和4年度の時点では危険性は低かったものの、家屋の老朽化が加速したことで近隣の住民からの苦情が相次ぎました。その状況を踏まえ、3月26日開催の空き家対策協議会において現地を確認し、特定空き家に認定しました。さらに、この土地は相続人が全員相続放棄をしているので、略式代執行を行うという結論に至りましたとの回答でした。

委員より、略式代執行を終えた後、誰にその土地の請求をしていくのかとの質問に対しまして、相続人がいせんので誰にも請求できません。略式代執行後に土地を売り出すことで少しでも町の持ち出し分を減らしていきたいと考えておりますとの回答でした。

委員より、略式代執行後の土地の管理は誰が行うのかとの問いに対しまして、財産管理人制度を活用しますので、裁判所が選任した者が管理していくことになりますとの回答でした。

次に、産業建設課農政係。

国のみどりの食糧システム推進交付金で措置される事業について、委員より、この事業は単年度で終わってしまうのかの問いに対しまして、この補助金は国の要綱等では、令和7年、8年の2年間補助金がもらえることになっております。補助は2年間で終わりますが、事業の対策期間は令和7年度から5年間ありますので、町としましても生産者等の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますとの回答でした。

次に、産業建設課商工観光係。

国庫補助事業ローカルガイド人材持続的な確保事業について。委員より、ローカルガイドに係る国庫補助金について不採択ということのようだが、事業は見送るということなのかとの質問に対しまして、今回は不採択ということで9月補正時に歳入歳出ともに減額する予定です。しかし、本年度計上しております予算を見直し、事業を精査する中で、7月1日に着任しますコンシェルジュ専任の地域おこし協力隊とともに、プロガイド化も含め実施できる事業から取り組んでまいりますとの回答でした。

次に、産業建設課建築林務係より。

道路メンテナンス事業委託について。委員より、補正予算で計上したのは詳細設計業務のみかとの問いに対しまして、補正予算で計上したのは主に詳細設計業務であり、作成した詳細設計を基に本年度以降工事を実施しますとの回答でした。

委員より、国道、県道に係る橋梁も対象かとの問いに対しまして、町道に架かる橋梁のみですとの回答でした。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

観光費に上程されましたローカルガイド人材の持続的な確保育成事業は、国土交通省観光庁の補助事業で、補正予算に計上するのであれば事業採択の内示、あるいは採択が確定してから計上すべきものと考えます。

したがって、今定例会に補正予算を計上した事務手続は適切ではないと考えます。

また、本事業の趣旨は外国人相手にプロのガイドを養成するもので、まず外国人誘客に取り組むこと、また長和町の観光振興を考えた場合、DMO等の創設を優先して行うことが重要と考えます。

以上、本議案に対しての反対討論といたします。

○議長（森田公明君） 他に討論ございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

この補正は、当初予算に歳入歳出5,907万5,000円をそれぞれ追加し、合計61億3,705万2,000円とするものであります。

今回の補正の内容は、みどりの食料システム戦略推進交付金や移住定住交流促進支援事業補助金として旧和田塾において、古民家のDIYを長野大学生などで行うもの、また老朽化している橋梁補修国庫補助事業は、事業採択や内示を受けて補正予算が提出されているものであります。

また、低所得者世帯への支援金も計上されているものであり、待ったなしに取りかからなければならないものであります。

しかし、今回のこの補正においてただいま反対討論がございましたが、ローカルガイド人材の持続的な確保育成事業において補正予算を提出しながら、補助がつかなかったので9月議会で計上したものを削除したいとの話がございました。

積極的に補助事業に取り組む姿勢はよいと考えるが、補助がつかなかったから事業を行わないというのは、議会との信頼関係を損なうものであり、また、6月5日の時点で補助がつかなかったと分かっているながら説明がなく、なぜきちんと補助の内示があってから計上しなかったのか、その説明がない等により補正予算に反対という意見があります。非常に残念であります。

担当課のみならず財政もチェックする体制を取り、二度とこのような失態がないようにしてもらいたいと考えます。この事業については、速やかに7月の臨時議会での削除を申し入れます。

さらに、再生可能エネルギー普及促進事業において、先ほど委員長報告もございましたが、委託会社の講師旅費として1万8,000円が計上されておりますが、これも説明は5月2日開催の全員協議会で既に終わっている事業であり、後づけの補正であります。

そもそも委託した事業者、受託した業者が説明するのに、町が旅費を出す必要があるのか。以前にもニセコ町のまちづくりの事業について後づけの補正は認めないと指摘してあります。きちんとした説明を要求します。

この2点について、今後の展開や経過について説明会を行ってもらいたいと思います。

最初に申し上げましたが、この補正予算は住民生活に待ったなしであり、納得できない箇所につきましては、きちんと説明することを申し入れ、賛成をしていただきますようお願いを申し上げまして、討論といたします。

○議長（森田公明君） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、議案第４３号は可決されました。

◎日程第５ 議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第５ 議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第４４号 令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について。

担当係の説明後、質疑なく、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第４４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第４４号は可決されました。

◎日程第６ 陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第６ 陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情を議題といたします。

本陳情に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 陳情第２号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情の審査結果を御報告いたします。

質疑応答、討論なく、採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第2号は採択されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9 時 5 9 分

再 開 午前 1 0 時 0 2 分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 意見書案第2号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 意見書案第2号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書を上程いたします。

ここでお諮りいたします。追加議事日程第1 意見書案第2号は、先ほど採択されました陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定いたしました。

意見書案第2号を議題といたします。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより意見書案第2号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田公明君） 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。議長に許可を頂きましたので、私の所信を申し上げます。

なお、先ほどは今議会に提案をいたしました全議案につきまして、可決賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。御審議中にいただきました御意見を参考にし、今後事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本年は長和町が発足してから20年がたとうとしております。私は、新生長和町の初代町長として、「元気が出る町！！長和町」を合言葉に20年、住民皆様の幸せと長和町の発展のために心血を注ぎ、突き進んでまいりました。

1期目は、「一番大切なのは、新しい町の融合」として、人と人とのつながりを深め、長門地域、和田地域の融和と一体感の醸成を主眼に事業を進めてまいりました。

2期目は、「輝く長和町の生活圏の基礎づくり」をテーマとし、足腰のしっかりとした、たくましく明日を生き抜く町を目指すため、基礎づくりに邁進をしてまいりました。

3期目は、長和町が長和町としてさらに輝き続け、町民皆様の笑顔が行き交い、住んでよかったと実感できる生活圏の創造を、協働の力によって創出したいとの思いを込めて、「豊かな自然・歴史・文化を引き継ぎ、輝き続ける長和町の創造」をテーマに町政を進めてまいりました。

4期目は、選挙を通じて、町民皆様からお寄せいただきました多くの意見や要望を取り入れ、8つの公約の下、「大切な長和町の皆さまの笑顔を未来へ引き継ぐために」、「長和町をもっともと元気が出るよう」と、全力で取り組んでまいりました。

また、4期目には、県下58町村で組織する長野県町村会の会長に就任し、人口減少や少子化、高齢化、自然災害や感染症など、一地域にとどまらず広域的に影響を及ぼすため、県や国、その他

関係機関に対して意見や提案を直に伝え、訴えてまいりました。

このことは、常に長和町がバックグラウンドでありますので、私が思っている以上に長和町にとって効果的で、大変有意義に作用していると実感をしたところであります。

現在の５期目は、町民皆さんが幸せ感が実感できるように、新型コロナウイルス禍でのまちづくり、行財政改革の推進、産業の振興、生活環境の整備、人口減少・集落の維持、景観・文化の継承・維持及び形成、連携による地方自治など、持続可能な地域社会の形成をキーワードに、８つの宣言と１０１のマニフェストを職員とともに進めてまいりました。

財政状況が厳しくなる中、人口減少対策を前提に一貫して取り組んでまいりました。「子どもを育てるなら長和町、子育て日本一」を目指してを標榜し、少子化対策を積極的に推し進め、妊娠から出産、子育てを切れ目なく物心ともに支えるために、きめ細かな健診事業と各種健診補助、全国に先駆けて平成２１年４月より導入しました１８歳までの医療費の無料化や、子育て応援給付金、子育て応援ごみ袋の支給など、また待機児童のない保育園の運営や保育料の軽減及び３歳から５歳児の副食費無償化、小中学校の給食費無償化、高等学校通学費補助などの支援事業に加え、子育ての中の親子の交流の場や、子育て相談ができる子育て支援センターを保育園に併設、年次計画による子育て世代に特化した町営マンションの建設や宅地団地の分譲など、子育て世代をゆるぎなく応援をしてまいりました。

行政は持続性がとても重要であり、昨今の急激な気象変動や新型コロナウイルスに象徴されるよう、今までに経験したことのない災害や、予期せぬ出来事がいつ起こるか分からない時代においては、町政の中断は町政にとって致命傷になるおそれが強く、何よりも最優先に進めてまいりました住民皆様の安全・安心を守ると、大きな目標に向かって迅速果断の判断により、臨機応変に対応できる能力が何よりも肝要であり、さらに行政の経験が大きく影響されるところであります。

次期町長選挙にあたり、実に多くの団体や個人の皆様から力強い出馬要請を受けました。和田村の村長、そして長和町の町長として務めてまいりました２８年の経験や知識、そして長和町のために長野県町村会長としての職責を果たしてきたことを評価いただいたと判断し、熟慮に熟慮を重ね、知恵を絞り政策を練り上げ、的確な判断・確固たる行動を起こし、私が慈しむ長和町のために、そこに住む皆さんのために、切れ目のない町政を進めるべく、次期町長選挙に立候補する決意と覚悟を固めました。

私は、長年にわたり町政の信任を受け、行政を進めてまいりましたが、政治で大切なものは、思いやりを持って人のために尽くす人間愛と、社会を構成し運営するとともに、人間として力強く生きていくための総合的な力、人間力だと思っています。

５期２０年の経験に勝る知識はございません。６期目に向けたまちづくりは、継続と経験のもと、共に支え合うまちづくりを目指します。

人口減少や少子高齢化は、経済・社会・文化など、あらゆる面で社会に影響を与える課題です。地方創生への取り組み、自然災害への備えと消防防災対策、道路・上下水道のインフラ整備、環境問

題と持続可能なまちづくり、地域コミュニティとの協働、移住・定住対策の強化、空き家対策と空き家バンクの強化、依田窪病院を核とした医療・介護・福祉の一体的な体制整備、依田窪福祉会と樫の木福祉会の連携による障がい者福祉の充実、まちづくりアドバイザーである依田窪病院医師の参画によるまちづくり、上小地域医療圏の医療体制、魅力ある保育園・小中学校の運営、旧和田中学校の跡利用、担い手不足の解消と農地・山林の保全、観光・商工業への支援、デジタル技術の導入とDXによる業務の効率化、ふるさと納税による財政の安定化など、課題は山積しておりますが、昨年の10月に役場組織の機構改革を遂行いたしました。

これは、ただいま申し上げました諸課題に対応する組織を目指すものであり、覚悟をもって取り組むことの決意の表れであります。

町民皆さん、議員各位におかれましても、御理解、御協力、そして御指導、御支援を賜りたく、ここに御報告を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、令和7年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和7年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前10時15分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 原 田 恵 召

長和町議会議員 渡 辺 久 人

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員